庄内地方民家史の研究

A Study on the History of Folk Houses in the Shounai Region

2004年3月

御船達雄

目　次

序　論 ――― ０３

第１部　民家の造り

第１章　復原編年研究による庄内地方民家の形成変遷史 ――― ０８
第２章　文献史料からみた庄内地方民家の造りと普請 ――― ２０
第３章　元禄期民家の構法・技法について ――― ２９

第２部　民家の地域性

第１章　中門造の形成に関わる検討 ――― ３８
第２章　鏡梁の形成と普遍化にみる小屋組の地域性 ――― ５１
第３章　北海道ニシン漁場にみる網元出身地の地域性の継承 ――― ６２

第３部　民家の使われ方

第１章　広間の祭祀に関わる使い方を建築史的アプローチよりみる ――― ７２
第２章　本間家代家とその普請　近代豪農経営を支えた制度と建築 ――― ８１

結　語 ――― ９４

序　論

１．問題の所在と研究の方法

庶民の住宅である民家の研究史については、これまで画期となった時期に既に論説がまとめられており[1]、事実関係についてはここでは詳しく記さない。しかしながら流れとしては以下の状況のもとに研究は進展してきており、依然として数多くの学問的課題を抱え、加えてまだまだ社会的責務を果たす役割が求められている、と筆者は考えている。

民家を調査研究の対象としてみようという動きは、今和次郎らを中心とした大正時代の白茅会の活動までさかのぼる。各地の民家を「採訪」し、それを写真や図面とともに学界や当時の社会に報告することが盛んに行われた。これに携わった研究者は、建築学に限らず多様な分野の専門家であって、在野の研究者も多かった。この系譜は石原賢治が設立した日本民俗建築学会に、現在まで受け継がれている。動機としてのそれは、プリミティブなものへの憧憬であったり、失われていく郷土の記録を作成する使命感であったりしたが、新しい学問として体系化を目指すことは、それほど重視されていなかった。そのためか、つぎなる動きの主役を担った建築史研究者との交流は少なかった。しかし民家の持つ多様性や造形美が社会的に認知されることとなり、その果たした役割は大きなものがある。

明治30年代から続いていた文化財建造物保存修理の中で、浅野清らをはじめとした修理技術者によって、部材の痕跡調査による復原考察が行われるようになった。これは寺社建築の指定文化財においてなされていたものであった訳だが、痕跡を元に建築当初の姿を復原的に考察する態度は実証的なものであるとして、ことに建築史研究者の間で常識的な方法として広まった。静岡県井川村に始まる東京大学・太田研究室の民家調査は、この復原調査の方法を組織的に取り入れたもので、遺構の差異を指標化し編年するようになり、それと相前後して、全国に研究者を増やしながら民家調査が実施されるようになった。これが昭和41年から実施された、国庫補助事業の都道府県民家緊急調査へと繋がっている。

当時の民家編年研究は、建築年代の不明な古い遺構をどう位置づけ、それらがどのような変遷をたどってきたかを知ることが、まずは主要な目的であった。この結果を基礎資料として、実証的な民家史が体系付けられてきたし、貴重な遺構を文化財として保存しなければならなかった社会的要請にも応えた。しかしながら民家の緊急調査と、それを受けた重要文化財指定が全国的に一段落すると、おおむね目的を達したと見られたためか、民家を対象に取り上げる研究者は少なくなった。寺社建築研究の分野では、単なる様式史研究や形成史研究を超えて、仏堂や社殿の改造の意味を問うものや、祭祀空間の復原研究など、多様な広がりを見せているのに対し、昨今の学界での民家研究は、総じて編年研究の枠を大きく踏み出すことなく、また重要文化財民家の保存修理から得られた知見も体系化することなく、停滞ムードすらもうかがえることは否定できないであろう。私自身は日常は文化財保存修復の世界に身をおいている。幸か不幸か民家－重要文化財旧中筋家住宅(和歌山市)－の保存修理工事の設計監理がこの数年の日常業務である。ここでは日々問題にぶつかる。しかしこれまでの研究成果では、その多くに民家史学は答えを出せない。

近年の幅広い分野の建物の保護を目指した登録文化財制度や、すっかり市民権を獲得し

た民家再生の動向をみても、民家史研究の重要性は決して薄れている訳ではなく、むしろ対象領域は拡大している。また近代に建てられた民家の研究・評価が「近代和風」のカテゴリーの中で進展しているが、民家史研究者の間では得意とする編年研究すらもが進んでおらず、情勢に応えていない。近代は資料が多く、史料の少ない民家研究においても研究の深化が見込まれるのにである。

２．庄内地方の民家史研究

以上の情況のもとに、本研究では山形県庄内地方を一つのフィールドとして、住まいをめぐる多様なテーマを設定し、それを検討・考察していく。この作業を通じて民家史研究の方法論を再考しようと試みる。編年研究をもとより軽んじるつもりはないが、ひとまず編年研究による形成史・変遷史研究は大きな目的とはせず、学問の狭い領域から民家史研究を開放する。狭い専門領域の個別事象より、社会に占める建築そのものの全体性を目指して歴史を理解したいのである。建築史学が持つ、モノをもとに歴史を記述できる方法をベースとしながら、史料を援用して、民家を住まいの場の総体として捉えてみる。

研究の対象地である山形県庄内地方は、草野和夫による東北地方の一連の民家研究で、対象とされなかった地域である。白木小三郎による民家緊急調査を除くと既往研究はなく、民家史研究の間隙といえる。筆者は縁あって、庄内地方最古級の民家である榊原家住宅（遊佐町指定文化財）の解体修理工事の調査を担当したが、これを契機として、この地域で多様な時代の多様な民家の調査を実施してきた。本研究は単に庄内地方の住まいのモノグラフを書くことが目的でなく、このフィールドにみなぎる多様なテーマを考察する行為そのものを通じて、民家史研究の方法論を提示する場ともしてみたい。

３．本論各章の概要

本論文は大きく、民家の造り、民家の地域性、民家の使われ方、の３部立てで構成した。この３事項で民家を、庶民の住まいの場の総体として把握してみたい。

第１部の第１章では、復原編年研究に基づいた庄内地方民家の形成変遷史を論じた。庄内地方民家の農家や町家の概要を示した後に、建築史学的手法ならではである、建築の復原調査とそれらの編年を27棟の調査遺構よりまとめ、当該地方の民家史の基調となる歴史を明らかにした。

第１部の第２章では、文献史料からみた庄内地方の民家の造りと普請、として、明和5年（1768）に記された庄内藩士田中古助による「出郷日記」をテキストとして、現存遺構の少ない18世紀後期頃の庄内地方農家が、どのような姿や造りであったのかを読みといた。ここでは上層農家の書院座敷や庭園が、この頃に整いつつあることを指摘した。続いて、当該地方における普請の実態の一例を、史料と遺構自体が良く残されている石垣家の明治20年（1887）の普請文書群から検討した。家の建築過程を史料から追うとともに、近代農村に貨幣経済が浸透しつつある結果、諸職人や村人の普請関与の形態として、手伝・手間請・請

負の三種が混在している状況を明らかにした。

第１部の第３章では、江戸時代元禄期の民家の構法と技法について検討した。庄内地方最古級の民家である榊原家住宅の修復工事における、復原調査・技法調査より得られた知見を基にしているが、榊原家が建築された元禄期18世紀初期の時点と、改造された18世紀後期～19世紀初期の時点での構法や技法を比較することで、当該地方における元禄期民家の特質について明らかにした。

第２部の第１章では、庄内地方民家の代表的な民家形式である中門造について、元禄期建設の榊原家住宅の中門取付き痕跡を検討し、加えて秋田・山形・新潟県の16棟の国指定文化財民家や文献史料の検討を合わせて、17世紀における中門造の存在形態について考察した。これら民家の中門に、増改築が非常に多く見られることを指摘し、中門造民家は従来18世紀以降に形成されたと考えられ、馬屋中門が言及の対象とされてきたが、榊原家、土田家、鈴木家の座敷・玄関中門の検討より、少なくともこれら中門が17世紀にさかのぼることを明らかにした。

第２部の第２章では、庄内地方に顕著な鏡梁を用いる和小屋組について、鏡梁の呼び名や分布域を実地調査によって明らかにした。またその形成過程を国史跡鐙屋の増築過程をもとに考察し、江戸時代末期から明治時代初期に鏡梁が用いられるようになったことを明らかにした。続いて、本来妻壁を飾るものであった鏡梁が見えないところにも採用され、地域的な構法として普遍化する過程を、４棟の近代農家遺構の小屋組を代表例として取り上げ考察し、鏡梁の定着過程と和小屋組の変容を明らかにした。

第２部の第３章では、庄内地方出身で江戸時代末期に北海道ニシン漁場の網元となった青山家が、ニシン漁場に建設したニシン番屋と、その建て替え過程を検討し、そこに出身地である庄内地方の住宅形式が、どのように継承されているかを論じた。大正8年(1919)に焼失した前身ニシン番屋に関わる古写真・文献史料を検討し、屋根型は異なるものの前身ニシン番屋と現存する再建番屋に共通点が多く見られること、再建番屋の網元居住部に庄内地方民家の平面形が見られることを明らかにした。また番屋近くに大正時代に建設された青山家別邸は、庄内地方出身でありながら北海道ニシン漁場に定住した青山家二代目が建設したものであるが、平面形や空間構成に庄内地方民家の特徴が良く現れていることを指摘し、その要因を庄内に隠居した初代当主に対し、北海道ニシン漁場に定住した二代目が自邸に庄内的世界を再現したもの、と推測した。

第３部の第１章では、庄内地方民家において中心的位置を占める広間のチャノマが、祭祀に関わってどのような使い方をされ、家の中で歴史的にどのような存在意義があったのかを、復原的に考察したものである。黒川能王祇祭や庚申講がチャノマで行われることに注目し、部屋の用い方を検討した。これら祭祀における用い方と、調査遺構の禁忌の事例から、チャノマ上手隅が上位空間として意識されていることを明らかにした。榊原家のチャノマを狭くする改造をもとに、かつては祭礼や家や村の重要な行事がチャノマで営まれていたものの、使用法が変化しチャノマの重要性が減退したことを推測し、禁忌の事例

はかつての使用法の遺存であると考えた。

第３部の第２章では、大地主本間家の田畑管理人であった「代家・支配人」の住宅について、復原調査と史料の検討をもとに、近代豪農経営を支えたその建築について特徴を論じた。代家・支配人であった土門家と志田家の復原調査によって、かつては座敷正面側の玄関脇に湯殿があったことを指摘した。続いて荘司家に残る建物と家相図をもとに、代家住宅の明治時代後期における建て替え過程を検討した。建て替えによっても平面形は良く継承されており、接客空間が充実していること、しかし造りとしては簡素であることを指摘した。接客空間の充実や湯殿の存在は、稲の作柄を検査するために代家・支配人の家に来る、本間家検見人を接待するための設えであったことを明らかにした。

註及び参考文献

1 太田博太郎「民家史研究の現段階」1958年発表『建築史の先達たち』彰国社、昭和58年、大河直躬「現在の民家研究の方向」『建築雑誌』、1966年1月、宮澤智士「学会展望　民家」『建築史学』3号、建築史学会、1984年9月、近年では、大野敏ほか「住宅建築保存修復の考え方と手法」『木造建造物保存修復のあり方と手法』、奈良文化財研究所、2003年、がある。

第１部　民家の造り

第１章
復原編年研究による
庄内地方民家の形成変遷史

１．はじめに

東北地方の民家に関わる建築史分野の体系的な研究については、小倉強氏の『東北の民家』[1]を端緒として、各県毎の民家緊急調査や、草野和夫氏の一連の調査研究[2]が成されている。また地理学では、杉浦直氏の研究がある。しかしながら山形県庄内地方の民家は、ことに建築学分野では、現在まで殆ど知られていないというに等しいものがある。山形県の民家緊急調査報告[3]においても、僅かに9事例が報告されているだけであった。このような実状であったが、近年になって町家については玉井哲雄氏の研究が出てきて、当地方の研究も進展してきている。しかしながら農家や漁家遺構については、復原的考察が成された事は未だ過去において無く、当地方における民家史研究の課題となっている。

本章では、建築史学特有の手法といえる復原編年研究によって、庄内地方民家の形成変遷史を描こうと試みる。ところで筆者が調査を実施した遺構は、農家のみならず、漁家をも含んでいる。これは従来、民家史研究では比較的軽視されがちであった漁家を、再考しようとする試みでもある

ここではまずこの地方の民家について、その特徴の概要を整理する。つぎに民家がどのようにして形成され発展してきたのかを、編年作業をおこなって、基調となる通史を示しておきたい。

２．庄内地方民家の現況と特徴についての大観

ここでは庄内地方民家の特徴をまとめて、当地方の民家について、おおかたの見通しを得ておきたい。

庄内地方は山形県北西部に位置し、日本海に面して平野が広がる。中央を最上川が流れ、港町酒田と城下町鶴岡の二大都市が形成された。広大な平野部は穀倉地帯として全国に知られるが、冬期は激しい北西の季節風が吹く。季節風は地吹雪を巻き起こすが、それがために山間部を除くと積雪量は少ない。

元和8年(1622)に最上氏が改易され、庄内地方は酒井家に統治されるようになった。酒井家は幕末に国替えになりそうになるが、結局それはなく、250年余りを酒井家が支配した。近代になっては、酒田の商人でかつ大地主であった本間家が、1700町歩もの広大な田地を庄内平野に所有し、新潟蒲原平野と同じく農村は大規模地主制下にあった。

・農　家

庄内地方の農家は中門造の家構えが一般的なものとしてある。平入り本屋の正面側に中門として馬屋を突き出すもので、当地ではチョーモンと呼ばれている。家によっては馬屋以外に上手の座敷側も中門を出し、両中門造としているものもあり、かくなる中門を出す家構えは、イエ自体の社会的地位を示すものとして先行研究で指摘[4]されている。この中門造の家構えのほかに直屋も数多くある。しかしながら中門は撤去される例があり[5]、外観からだけでは中門造であったか否かを判断するのはなかなかできない。

中門造は茅葺屋根寄棟造が一般的で、二階の明かりとりのために馬屋上部を切り上げるものが多く見られる。この馬屋中門の正面に土間への入口があり、そこを入ると両側ないし片側に馬房がある通路を通ってデドコやニワと呼ばれる土間へと導かれる。

典型的な平面形を図１に示した。これは整型六間取だが、喰違六間取も見られる。この平面形は庄内平野一円に多く見られるもので、仮に庄内型とも呼べるものである。

平面を見ていくと、まず下手はニワとマヤが取られその背面側に食事の場であるデドコがある。土間寄り付きの部屋はウチデドコ、ウチヂャノマなどと呼ばれ、大きな囲炉裏が切られ、ここが居間となっている。この正面側にはナカノクチがあり、背面側はヘヤとなって物入や寝室に使われる。ウチデドコの上手がチャノマである。上手隅に仏壇と神棚が揃って設けられるのが通例で、改まった接客はここで行われる。チャノマ正面側は縁側が造られ、さらにこの外側に、外部と塀で仕切ったツボと呼ばれる小庭園がある。チャノマ背面側はチャノマノヘヤであり、当主夫婦の寝室である。チャノマの上手は座敷が造られている。座敷は続き間の二室よりなるのが通常で、家の背面側が床の間を設けたカミザシキ、正面側が次の間であるシモザシキである。上客の宿泊や冠婚葬祭にはこの部屋が用いられる。シモザシキの正面側にはゲンカンが設けられる。このゲンカンは通常使うことはなく、僧侶や葬式の出棺に開ける程度である。ゲンカン脇には小部屋が造られ、ゲンカンノヘヤと呼ばれる。ここは若夫婦の寝室とされる。

近世では茅葺屋根寄棟造が一般的であるが、明治前期には農家でも瓦葺で建てるものが出現し、大正期頃からは瓦葺が普通になっていく。しかしながら戦後まもない頃まで前記の平面形の性格は受け継がれ続けている。

このような農家は、庄内地方に点在するムラに比較的密集してとられた屋敷地に、建てられている。主屋の背後や西側はケヤキを主とした屋敷林で囲い、土蔵や板蔵、便所などが配されている。冬期は季節風を防ぐため、主屋のまわりに葭簀で雪囲い(冬囲い)がされる。遊佐町史「故里の記録」[6]では、11月上旬からアシや茅簀を、長木や竹を下地にして張ったという。相当の負担ではあったが、やらないと、だらしない家だと言われたという。

このような伝統的な造りの茅葺農家も、現状は多くがトタンを被せている。また筆者が調査を行っているこの10年程の間に取り壊された民家も少なからずあった。遊佐町域を対象として、平成9年(1997)1月に茅葺屋根の現存遺構数を、悉皆的にカウントしたことがあった。そこでは町内全5,022世帯[7]のうち、77戸が茅葺屋根(トタン被覆も含む)であった。茅葺の割合は1.54%になるが、非常に少なくなってきていることがわかる。

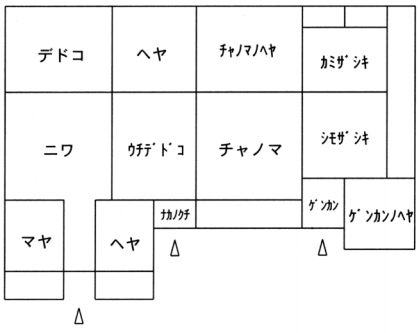

図１ 庄内地方の民家平面の例

・町　家

庄内地方には港町の酒田と城下町の鶴岡の二都市があって、主として町家はここに建てられている。ことに近世の酒田は、北前船の寄港地として、大坂の堺と並び称されるほどの賑わいを見せた。このほか庄内の町場としては、善宝寺門前町であった大山、港町の加茂、遊佐の八日町・十日町、大物忌神社門前の吹浦、庄内藩支藩であった松山城下などがあり、そこにも数は少なくなっているものの、伝統的な町家が残されている。

庄内地方では切妻造妻入の町家が基本形としてあり、これらは切妻造妻入のうち正面と背面側に庇を付けている。現在見ることができる町家はほとんどが桟瓦葺かトタン葺であるが、これらは古くは石置杉皮葺であった。町場の細長い短冊状の敷地に、主屋が建つ。正面の大戸口を潜ると、通り土間が背面側まで抜けており、この通り土間にそって床上部分が設けられている。家の正面側は座敷であり、たいていは梁間方向に二室の続き間となる。その下手はナカノマで仏壇・神棚が置かれる。その下手は居間となるチャノマで囲炉裏が切られている。そのさらに下手は土間に開放された台所であって、ここが炊事と食事の場となる。大きな商家では背面側に複数の土蔵を建てるものがある。

庄内の町家は、関西の町家のように密集して建つ町並みを構成しない。石置杉皮葺、切妻造妻入の町家は、もっと古くは茅葺屋根の町家であったと考えられている[8]。それというのも18世紀初期の酒田を描いた「酒田袖之浦小屋之浜図」[9]では、酒田を鳥瞰した絵図に描かれた町家群が茅葺で描いてあるからである。

玉井哲雄氏による調査報告では、酒田の町家にチュウモンと称する正面突出部を持つ町

写真１　中門造農家の例　佐藤家（遊佐町舞台）

写真２　酒田の妻入町家

写真３　砂浜漁村の漁家　佐藤（コ）家（酒田市高砂）

写真４　磯浜漁村の舟小屋（鶴岡市三瀬）

家が報告されており[10]、中門造の農家建築との関連が想起される。けれども関連についてはこれ以上は明らかでない。

・漁　家

南北に長く連なる庄内海岸線には漁村が点在している。このうち庄内平野部の海岸線は、砂浜の海岸であり、それより南の新潟方面と北の秋田方面は山が海岸際まで押し寄せており、平坦な砂浜はなく磯浜となっている。大観すると磯浜の漁家は海岸際の漁港に近い狭小地に立地するためか町家と同じ切妻妻入りの住宅が多い。これに対し砂浜漁村では、農家に近い住まいである。

筆者の調査では磯浜漁村に調査対象はなく今後の課題であるが、砂浜漁村では11棟で調査を行った。

庄内の砂浜には北から順に十里塚(遊佐町)、服部興屋、青塚、白木、宮海、上林興屋、古湊、高砂(もとの能登興屋)、宮野浦、十里塚(酒田市)、浜中の11の集落が点在する。現在漁業は行われておらず、農業や商工業に従事する人々が大半であるが、昭和初期までは鰯の地曳網を中心として営む漁村であった。集落は海岸の小砂丘列の中に、海に向けてのめり込むように立地し、そのため戦後しばらくまで、住民は絶えざる飛砂と強風に悩まされ続けた。各集落には十数軒の水主(曳子)を掌握した、納屋元と呼ばれた網元が数軒づつあり、この納屋元が船や漁具の管理から経営まで一切を行い、強大な権力を持っていた。しかし動力船の時代となると、単調で遠浅の砂浜海岸は船掛かりに適さず、地曳網による鰯漁は急速に衰えた。

砂浜漁家の屋敷地は他地域の狭少地に立地する漁村に比べて余裕があるが、平野中央部の農村よりは確実に小さい。しかし納屋元は広い敷地を持ち、砂浜には船小屋、漁具小屋を建てた。漁家は平入直屋であり、中門造はほとんど見られない。屋根は茅葺(寄棟)と石置杉皮葺(切妻・寄棟)が旧来の形式であるが、現在はほとんどが瓦葺になっている。平面形は農家と非常に良く似たものであるが、室列が一列少ない整形四間取が主であった。

３．編年作業による変遷

調査をおこなった遺構は27棟である。このうち16棟が農家、11棟が漁家で、庄内地方一円に及ぶものの、最上川川北地域に多くの調査対象がある。これらの要所をまとめたものが表１である。

調査遺構中、棟札や妥当と思われる伝承において、建築年代の判明するものは5遺構である。このうちもっとも古いものが元禄16年(1703)年に建てられたと伝承される榊原家住宅(旧斎藤家・遊佐町平津)である。この住宅は遊佐町指定有形文化財であり、筆者は解体移築修理工事にも関わり、つぶさに調査する機会をあったので、編年指標とするに不足ない情報を得ることができた。この次ぎに続くものは、庄内の山間に建てられた多層民家の渋谷家(重文)である。この家は文政5年(1822)に建設されたことが、致道博物館への移築に

表１ 調査遺構の編年表

遺構No.	遺構名	所在地 生業等	建築年 根拠等	主要規模（間） 屋根（当初）	当初中門 現状中門	平面類型	上屋梁高 庇桁高（m）	チャ・シモ境 カミ・シモ境	シモ・縁境 床の間取込	土台	軒回り	釘	時期
1	榊原家	遊佐町平津 農家・上層	元禄16年（1703） 口伝	11×5（3.5） 寄棟・茅葺	馬・玄関 なし	喰違六間	3.9 2.7	柱 柱	？ なし	なし	垂木	和釘	1期
2	阿部家	平田町坂本 農家・上層	江戸後期 元禄9年の記録あり	10.2×6.0（4.0） 寄棟・茅葺	馬 改変なし	整型六間	4.2 2.8	差鴨居 鴨居	柱 取込	なし	せがい	和釘	2期
3	志田家	遊佐町上小松 農家・本間家代家	江戸後期	9.7×5.5（－） 寄棟・茅葺	馬 なし	整型六間	－ －	差鴨居 差鴨居	柱 取込	なし	せがい	和釘	
4	菅原（慶）家	遊佐町北目 農家・上層	江戸後期 220年程前と伝承	10.6×6.8（4.0） 寄棟・茅葺	馬 改変なし	喰違六間	4.2 2.8	差鴨居 差鴨居	柱 取込	なし	せがい	和釘	
5	菅原（修）家	遊佐町当山 農家	江戸後期 座敷部は増築	8.0×5.0（3.5） 寄棟・茅葺	馬屋 改変なし	喰違四間	3.5 2.5	柱 鴨居	柱 取込	なし	台輪	和釘	
6	佐藤（俊）家	遊佐町野沢 農家・神官	江戸後期	11.2×6.0（4.0） 寄棟・茅葺	馬・玄関 なし	整型六間	4.1 2.9	差鴨居 差鴨居	柱 取込	なし	せがい	和釘	
7	渋谷家	朝日村田麦俣 農家・普通	文政5年（1822） 墨書	8.4×6.0（4.0） 寄棟・茅葺	なし なし	喰違四間	4.9 3.8	柱 柱	柱 取込	なし	せがい	和釘	3期
8	菅原（健）家	遊佐町白井新田 農家・上層	慶應3年（1867） 改築の口伝	9.1×5.5（4.0） 寄棟・茅葺	馬・玄関 改変なし	喰違六間	3.7 2.5	差鴨居 差鴨居	柱 取込	なし	せがい	和釘	
9	土門家	遊佐町上小松 農家・本間家支配人	江戸末期	10.0×5.5（－） 寄棟・茅葺	馬 改変なし	整型六間	－ －	差鴨居 差鴨居	差鴨居 取込	なし	せがい	和釘	
10	伊藤家	酒田市安田 農家	江戸末期	10.5×5.5（4.5） 寄棟・茅葺	馬・玄関 改変なし	整型六間	3.8 2.9	差鴨居 鴨居	柱 取込	なし	せがい	和釘	
11	清和家	櫛引町黒川 農家	江戸末期	11.5×6.6（－） 寄棟・茅葺	 改変なし	喰違六間	4.4 3.4	柱 鴨居	柱 取込	部分有	せがい	和釘	
12	佐藤（弘）家	遊佐町舞台 農家	明治初期	9.1×4.7（3.7） 寄棟・茅葺	馬 改変なし	整型六間	3.1 2.4	差鴨居 差鴨居	柱 取込ない	なし	台輪	和釘	4期
13	梅津家	遊佐町青塚 漁家	明治初期	7.5×5.5（3.2） 寄棟・茅葺	なし なし	整型四間	3.8 2.6	差鴨居 差鴨居	柱 取込ない	有	せがい	－	
14	斎藤（覚）家	酒田市南遊佐 農家	明治前期	9.6×5.5（4.3） 寄棟・茅葺	馬 改変なし	整型六間	4.1 2.9	差鴨居 差鴨居	差鴨居 取込	なし	せがい	洋釘	
15	高橋(光)家	酒田市十里塚 漁家・網元	明治前期 農家を移築と伝承	9.2×6.5（？） 寄棟・瓦葺	？ なし	喰違四間	－ －	差鴨居 差鴨居	差鴨居 取込	有	せがい	－	
16	石垣（良）家	遊佐町服部 農家	明治5建・明20移築 普請文書	10.6×5.5（4.5） 寄棟・茅葺	馬・玄関 改変なし	喰違六間	4.2 3.0	差鴨居 差鴨居	差鴨居 取込	有	せがい	洋釘	
17	青山家	遊佐町青塚 ニシン漁家・地主	明治23年（1890） 棟札	12.5×6.5（6.0） 切妻・瓦葺	なし 台所	整型六間	5.4 4.0	差鴨居 差鴨居	差鴨居 取込	有	せがい	洋釘	
18	高橋(千)家	酒田市十里塚 漁家・網元	明治24年（1891） 口伝	11.2×7.5（？） 寄棟・瓦葺	？ 台所	整型六間	－ －	差鴨居 差鴨居	差鴨居 取込	有	せがい	－	
19	網潤家	遊佐町服部興野 漁家	明治中期	7.0×5.7（3.5） 切妻・杉皮葺	なし なし	整型四間	－ －	差鴨居 差鴨居	柱 取込	有	垂木	－	
20	小山(コ)家	酒田市高砂 漁家	明治中期	8.0×5.5（3.0） 切妻・杉皮葺	なし なし	整型四間	3.6 3.0	差鴨居 差鴨居	差鴨居 取込ない	－	垂木	－	
21	小山（俊）家	酒田市高砂 漁家	明治33年（1900） 口伝	7.5×5.2（3.5） 切妻・杉皮葺	なし なし	整型四間	－ －	差鴨居 差鴨居	差鴨居 取込	有	垂木	－	
22	青塚家	遊佐町青塚 漁家・村役	明治34年（1901） 口伝	9.5×6.2（4.0） 切妻・杉皮葺	なし なし	整型四間	－ －	差鴨居 差鴨居	差鴨居 取込	有	垂木	－	
23	荘司家	酒田市手蔵田 農家・本間家代家	明治37年（1904） 柱ホゾ墨書	12.0×5.5（－） 寄棟・茅葺	馬・玄関 改変なし	整型六間	－ －	差鴨居 差鴨居	差鴨居 取込	有	台輪	洋釘	
24	佐藤（吉）家	酒田市勝保関 農家・地主	明治40年（1907） 縁板墨書	12.6×7.5（6.5） 寄棟・瓦葺	なし 改変なし	喰違六間系	4.9 4.1	差鴨居 鴨居	鴨居 取込	有	せがい	洋釘	5期
25	伊藤家	酒田市宮海 漁家	大正	8.5×6.0（3.5） 切妻・杉皮葺	なし なし	整型四間	3.9 3.1	差鴨居 差鴨居	差鴨居 取込	有	垂木	－	
26	池田家	遊佐町十里塚 漁家・網元	昭和4年（1929） 口伝	8.5×5.5（3.5） 寄棟・茅葺	なし なし	整型四間	－ －	差鴨居 差鴨居	差鴨居 取込ない	有	せがい	－	
27	御船家	酒田市高砂 漁家	昭和7年（1932） 口伝	7.5×5.5（3.2） 寄棟・木羽葺	なし なし	整型四間	4.2 3.3	差鴨居 差鴨居	差鴨居 取込ない	有	垂木	－	

「チャ・シモ境」はチャノマ・シモザシキ境の柱間、「カミ・シモ境」はカミザシキ・シモザシキ境の柱間、「シモ・縁境」はシモザシキと妻側の縁側境の柱間

よって明らかである。さらには寛政年間に建設され慶應3年(1867)に改築されたと伝わる菅原健吾家(遊佐町白井新田)がある。この家は茅葺屋根両中門造の堂々とした家構えである。その次に続くのは明治5年(1872)に建設され、明治20年(1887)に売買のうえ移築された石垣家住宅がある。この家は普請文書が一式残されており、建築の年や経緯が明らかである。(第1部第2章参照)しかしながらこれら江戸末期・明治初期の遺構と、元禄年間の榊原家とでは、この間で実に100年以上あり、指標として見るにはブランクは大きい。

明治23年に建設された青山家住宅(重文)は、漁村青塚に建設された豪邸で、棟札が残されている。この両者は当地の農家としての造りを受け継ぐものであるが、建築当時から瓦葺で建てられている点に大きな画期が認められる。次に続く年代の明らかなものとしては、荘司家(酒田市手蔵田)がある。この家は現在は瓦葺であるが、明治37年(1904)に建設されたときには、茅葺屋根の両中門造であった。またその３年後には佐藤家(酒田市勝保関)が明治40年(1907)に建てられている。

以上で挙げた建築年代の明らかな遺構は渋谷家を除くと、近世に庄屋などの村役を務めたり、近代の大地主であったりして、ムラの上層にある家である。このため指標として扱うには、それを意識する必要がある。次節で述べる編年指標に従って建築年の不明な家を編年すると、18世紀初期の遺構から、およそ300年余りにわたって、その変遷を類推できる。これらを見る限り、次の５期に分けて変遷を把握するのが妥当であると思われる。なお各期に記した時代は、相対的に区分して把握するための便宜的なものである。

1期　17世紀末期～18世紀前期(元禄～享保)
2期　18世紀中後期(宝暦～天明)
3期　19世紀前中期(文化・文政～嘉永)
4期　19世紀後期(明治前～中期)
5期　20世紀前期(大正・昭和初期～)

１期のグループは榊原家の1棟のみである。この年代は庄内最古級のみならず、県内でも旧尾形家住宅(上山市／17c末)に続く、最古級の遺構である。この時点ですでに明らかに庄内地方のものと言える平面を持ち、両中門造茅葺屋根、石場建、の本格的な住宅形式がすでに確立されているのである。しかしながら上手に取られた続き間の座敷は、部屋境に柱が建ち、続き間としての完成度は低い。また天井も張られていない。

2期のグループは年代の判明する遺構は一つもなく、すべて編年により建築年代を比定しているものである。この期の住宅は平面形のみ見ると、１期と大きな違いはない。庄内形の平面を持ち、中門造の茅葺屋根である。しかしながら上手座敷は部屋境に柱が立たず、続き間として完成している。また座敷に竿縁天井が張られるようになっている。部分的に差鴨居も使用される。なお１期では単純な叉首構造であったが、この２期以降は叉首間に束と小梁を入れて強化するようになっている。

３期のグループは数が多い。この期は２期と実は大きな違いはないが、上手座敷は座敷と縁側境に柱を立てないものが出現してきている。しだいに部屋間の柱が抜かれてきてい

るのである。しかしながら土台は用いないか部分的に用いる段階である。

４期のグループは、長らく伝統的な形式の屋根葺材であった茅が、瓦へと転換する初期の頃のもので、瓦葺で建設された遺構が、この中に入っている。しかしながら依然として茅葺で建てられた家もある。この期では部屋間で邪魔な間柱は完全に建てないようになっている。また側廻りに土台を用いるようになり、これ以降は布石と土台建てが普通の基礎まわりの構法になる。

５期のグループから、屋根は瓦葺で建てられるようになった。この期になるとチャノマ上部に見せていた差梁の交差をやめ、竿縁天井を張って座敷のような部屋にする例が出てくるようになる。

上記の区分で変遷を見ると、１期から５期まで平面形に大きな変化はないが、柱を立てる位置や土台の使用など、構造面は着実に変化していることがわかる。また屋根葺材も、茅葺屋根から瓦葺へと変化したことが、わかるのである。

いっぽうで１期以前の段階があることは自明であり、その先に「近世民家」が形成された過程があるはずであるが、１期の遺構が最古である以上、それ以上は知ることができない。１期の榊原家は、すでにそれ以降の形式を基本的に備えており、むしろ形式化されているか、のごとくである。このことからみても17世紀の早い段階で、庄内地方民家の形式が「形成」されていたのではないかと思われる。

４．編年指標の概説

以下では編年作業の根拠とした編年指標を検討する。

・平面形式

平面形式を復原的に見る限り、整型六間取、整型四間取と喰違六間取の三種が見受けられる。（図２）しかし１期から５期まで、その平面の性格には大きな変化がほとんどないことがみてとれる。例えば地域によっては広間型三間取が四間取へと変化している場合があるが、かような劇的な変化は庄内地方民家の平面形式に認められないのである。整型四間取は整型六間取の簡略版とも言えるようなもので、土間寄り付きの室列が、チャノマの室列と兼ねるような使いかたをされている。六間取の平面を、四間取に「ウチデドコ」列を挿入し、格式と上層民家的用途を付加したものであると解せば、同じ性格の平面である。当

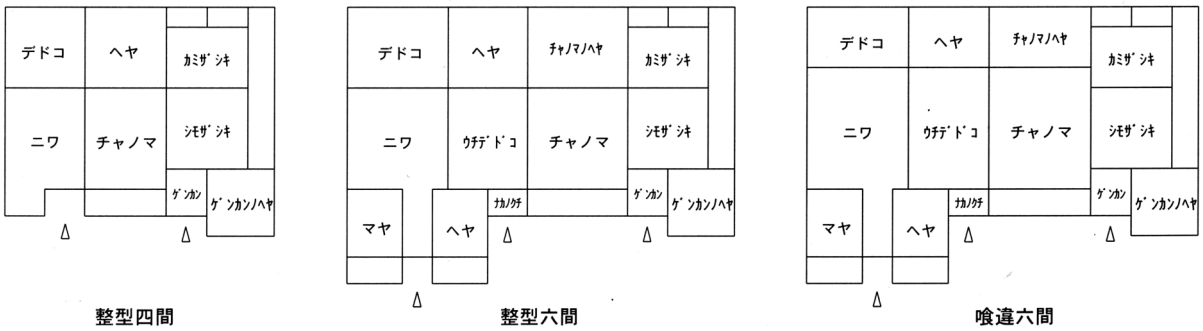

図２ 平面形式の概念平面図

然として整型四間取は整型六間取より桁行規模が小さく、中門造ではない直屋が多い。

しかしながらこれらの平面を良く見ていくと、300年間のなかで全く変化がないわけではない。最古の遺構である榊原家はウチデドコと呼ばれる部屋は、建築当初は土座床に復原できる。この他の遺構では、土座床は見受けられない。土座住まいについては小野芳次郎の研究[11]に詳しいが、それは現状でも土座住まいの習俗を残していた村山地方の報告であって、庄内地方ではそのような報告は見当たらない。したがって榊原家に土座床があったことは、当地方の古い住まい方を示す貴重な例である。またこの榊原家は、チャノマ前に幅一間の入側廊下があり、これも古制を示すものと考えることが出来よう。

庄内型の整型間取と喰違間取では、どちらが旧い形式かが問題であろう。結論からいうと全体の傾向として整型間取のほうが新しそうで、例えば榊原家では、喰違間取から整型間取に改造されている。しかしながら管見の限りでも、昭和33年(1958)に建てられた家[12]であっても喰違間取を採用している例もあり、一概に整型間取と喰違間取はどちらが古いかはいえそうにない。

山形県の民家緊急調査報告書[13]には庄内の農家が9例掲載されている。年代の明記されているものでは大沼家、蛸井家、旧渋谷家があり、それぞれ享和元年(1801)、江戸中期、文政5年(1822)で、全て喰違平面である。年代が不明のものを含めると9例中5例である。

朝日村で草野和夫氏は、庄内型とほぼ同系統と見倣せる朝日村民家の問取が、江戸後期に整型から喰違に移行したと記している[14]。しかし今回の調査遺構では、むしろ整型間取のほうが建築年は新しく、多数を占める傾向がある。

・柱の省略

１期の榊原家は柱の省略はほとんどない。部屋境毎に１間毎に必ず柱を立てており、差鴨居も土間境のマグサを除くと使われていない。上手の座敷は、続き間に柱が建つことになり続き間座敷としての完成度は低いものである。

2期・3期になると、上手の座敷は、続き間であるシモザシキ・カミザシキ境の柱を立てなくなる。またチャノマ・シモザシキ境の柱を差鴨居を入れて抜くようになる。またチャノマと正面縁側境も同様である。この他には柱の省略は未だ比較的少ない。

4期・5期では部屋間で不必要な間柱は建てないようになっている。

・土台の使用

１期の榊原家は、土台を全く用いていない。ところが2期に建設されたと推定される家では馬屋中門に土台が入り、その他は土台が入っていない造りである。

3・4期の境目ぐらいから土台を本格的に用いているようで、150年程まえに建設されたといわれる清和家は、中門部、家の正面、玄関、上手座敷縁側部分と、主要な目立つところに土台を用いている。(写真５)しかしながら家の背面側は土台が入っていない。この清和家の事例は、この期が土台を採用していく過渡期であったことを伺わせるものである。こ

れ以降、年代の判明する明治中期のものでは、側廻り全周に土台を入れている。

・床の間の取込

カミザシキに設けられる床の間は、床の間をしだいに本屋内に取り込む傾向がある。１期の榊原家は、床の間を本屋内に取り込まず下屋庇で大屋根を葺き降ろすが、後の遺構では、床の間を本屋内に取込み、その筋を背面側部屋筋にあてるようになっている。しかしながら梅津家や池田家のように、明治・昭和の遺構でも取り込まないものもある。これらは比較的小規模な遺構である。

・せがい造りの出現

軒に、せがい造を採用するものは多く確認できた。当地方ではセゲエザシ、ヒェゲザシなどと呼ばれている。このほかに台輪軒がある。そしてその併用も見られた。軒形式は改造される例もあると思われるが、１期の榊原家は雑木の垂木をそのまま外側まで見せる形式であったのを、台輪軒に改造されていた。18世紀のうちに軒形式が、せがい造・台輪軒に変わっている。

・屋根形式と葺材

屋根形式は次の通りである。

寄棟造茅葺、切妻造石置杉皮葺、切妻造瓦葺、寄棟造瓦葺

当該地方の屋根の基本は前述のように寄棟造茅葺である。しかし４期になって瓦葺の遺構が出てくる。小屋組の調査しかしていないので編年表に入れていないが、石垣家(遊佐町・宮田)は明治14年(1881)に建設された当時から、瓦葺であった。続いて青山家が瓦葺である。しかし明治37年でも茅葺る例もあり、瓦葺が本格化するのは大正期になってからのようである。

・天井

接客座敷は１期から設けられているが、天井は痕跡から張られていなかったことが明らかである。２・３期の遺構になると天井を座敷やチャノマに張るようになってくる。

写真５　座敷と正面､中門部分のみに土台を使用している清和家（櫛引町黒川）

写真６　江戸時代末期床の間の例　菅原家（遊佐町白井新田）

明和5年(1768)に記された「出郷日記」[15]では、庄内藩士田中古助が聞いた話として、下の座敷に蛇が出た下りがあるが、ここでは「下の座敷、殿井はらぬ間」と出てくる。この記述からは、２・３期では下手の座敷(シモザシキ)では、まだ天井を張っていないことが伺える。(出郷日記については第１部第２章も参照されたい)

・小屋組構造

伝統的な小屋組は、叉首組が基本である。１期の榊原家は、上屋梁に叉首組を立てただけの単純なもの(一部に真束有り)であるのに対し、２期以降では、叉首組内に束を立て、小梁を入れた複雑なものになっている。ことに３期にもなると伊藤家(酒田市安田)のように、貫を幾段にもいれて補強したものもある。

瓦葺の遺構は和小屋組でこれも明らかに各期で違いがある。和小屋には当地方の独特の鏡梁が使われる場合がある。和小屋の変遷については第2部第2章で記した。

・和釘と洋釘

一般的に明治20年頃には洋釘は和釘にとって代わったといわれている。庄内地方はどうであったのか。先述の明治14年(1881)建設の石垣家(遊佐町宮田)は和釘であるが、明治23年の青山家は洋釘が使われている。

明治5年(1872)建築で明治20年(1887)に移築された石垣家(遊佐町服部)は、同家に残されている普請文書を見ると、「西洋釘」と費目があり、洋釘が使われたことがわかり、それは現存遺構でも確認できる。注目されるのは、西洋釘のいっぽうで「釘戻」という記述も見られ、古釘も再用しているらしいことも伺える。庄内地方でも明治20年頃が、やはり和釘から洋釘へ転換していく時期でありそうである。

註及び参考文献

1 小倉強『東北の民家』相模書房、1955年

2 東北地方一円に及ぶ膨大な成果は、草野和夫『東北民家史研究』中央公論美術出版、平成3年、にまとめられている。

3 白木小三郎『山形県の民家』山形県文化財調査報告書 第17集、昭和45年

写真７ 昭和初期にはチャノマにも竿縁天井を張る 渋谷家（遊佐町野沢）

写真８ 合掌内に束・貫を組む 伊藤家（酒田市安田）

4 白木小三郎による中門造関係の論考

5 例えば榊原家住宅(遊佐町指定文化財)では中門が江戸時代後期に撤去されている。また同じ遊佐町野沢にある佐藤家でも、かつての両中門は撤去され直屋になっている。

6 後藤政之助『遊佐町史資料 第9号 故里の記録』遊佐町、昭和61年

7 遊佐町役場による集計

8 前掲『東北民家史研究』

9 本間美術館蔵

10 大場修氏の研究(『近畿地方における町家形式の発展と町並の構成に関する史的研究』私家版、平成2年)では丹波篠山の町並みに中門と呼ぶ部分を突出する町家があるという。

11 小野芳次郎『山形県の民家』

12 佐藤勇家、酒田市亀ヶ崎5丁目。当家は松山相沢の「阿部大工」によって建てられたという、寄棟造桟瓦葺の家である。

13 前掲『山形県の民家』

14 「山形県朝日村の農民住居」前掲『東北民家史研究』所収

15 鶴岡市史編纂会『生活文化史料』鶴岡市史資料編 荘内史料集20、鶴岡市、平成8年、に所収。

第１部　民家の造り

第２章
文献史料からみた
庄内地方民家の造りと普請

１．民家研究における文献史料の可能性

山形県庄内地方の民家研究は、白木小三郎による研究を始めとして、これまでにいくつか[1]成されてきた。現存遺構の調査も相応には成されているものの、存外に現存遺構には建築年の古いものが少なく、17世紀、18世紀の庄内地方の民家の姿については、不明な点も多いのが実状である。

今さらここで述べることもないと思うが、文献史料をもとに民家について研究しようとする動きは、民家研究の端緒のころから見られている。とくに家作規制については、事実上、史料をもとにしか研究できないこともあって、史料の発掘とその分析はしばしば行われてきた。また普請の実態の分析についても同様で、宮澤智士氏に代表される成果にみるように、家々に残されている普請帳を分析することで、普請の様相とその社会的な意味を明らかにしてきた。

このような成果をみる限り、民家とその社会的背景との関わりを研究するうえで、史料の分析、援用は当然として非常に有効である。いっぽうで戦後の歴史学の動きとして、盛んな市町村史の近世史料集刊行があり、近年にいたるまで、新史料が発見されたり、発刊されたりする動きは見過ごせない。ここでは近年発掘された庄内地方の民家に関わる史料を検討することにより、当地方の民家についての新たな知見を得たい。

まず始めに田中古助「出郷日記」の内容を検討する。この日記は近年鶴岡市によって公刊された史料で、18世紀後期の民家の造りを伺うことができる貴重な史料である。続いて明治中期に移築された石垣家の普請帳を取り上げる。普請帳の研究は、これまで主に近世社会での地域性、時代性の解明がテーマであったが、近代の民家が対象となる機会は少なかった。筆者は偶然にもその石垣家普請帳に出会う機会があったが、この普請帳の分析をもとに、近代であるがゆえ、また移築であるがゆえの、普請の性質について検討する。このような作業を重ねることで、遺構より組み立てる民家史研究に新たな広がりを与えることができるものと考えられる。

２．史料にみる 18 世紀後期の庄内地方農家

以下では庄内藩士であった田中古助によって、明和５年（1768）に記された「出郷日記」の内容を報告・検討する。この日記は、同年の宗門改めのさい、庄内藩領一円を巡回して記されたもので、その中に宿泊した家々についての重要と思われる記述がある。筆者はこれまでこの地方の民家について、調査研究を続けてきているが[2]、この日記の内容を検討することによって、現存遺構の少ない、18世紀後期における庄内地方民家の家構についての情報を補おうとするものである。

３．出郷日記について

出郷日記は庄内藩士であった田中古助によって記された私文書であり、鶴岡市郷土資料館の角田文庫「筆の愛」（ふでのすさび）に所蔵されている。この史料は幸い平成8年に鶴岡市

より刊行された市史資料編[3]に収載され、参照するのが容易になった。

市史資料編の解題によれば、田中古助は蘭斎と号し、書道に通じた才人であった。清廉潔白の人柄で、藩政に対して直言することが多かったためか、16年間「物頭」職を務めた以外は何ら役職には就いていなかった。

出郷日記は宗門改めに随行していた職務外の記述が多く、風俗や治水の状況、家の造りなど、多くのことに目を向けて詳しく書いている。最上川の川北と川南の農民気質についても触れており、土地の地味との関係について考察したりもしている。また馬にも興味があったらしく、行く先々で宿泊した家の馬について詳しく書いた箇所がある。

４．家構えや庭について

まずは家構えや庭についての記述を拾い出していく。

川北と川南の農民気質について触れた箇所[4]では,川北の家について次のように書いている。

（前略）少富る者ハ家居を美にし器材を集め庭やら水なと小百姓といへとも木石庭かゝりを好、（以下略）

とあり、庭に凝る家が目立つことを記している。また円道村大組頭の家では、

大組頭藤右衛門宅に居候て見候ニ、此藤右衛門なとよほと有徳者にて、庭なと甚物好、椀盤等も黒塗惣輪なとにて、（以下略）

と記している。一条村では宿となった大組頭宅について、

一、同廿日曇天、朝五ツ時微雨暫降。漆曽根村出立、一条村へ移る、宿大組頭五郎七宅。此家相応之住居、只座敷之庭、自然之大ぜきを流し入、水清潔にして、せき幅七八尺にして不深不浅、大石之平石とも多有て、水底ハ皆小石にて、流泉洲をめくり、巌に渡し清冷筆に尽しかたし。凡此流を庭へ引入たるは此庭御郡中第一とすへきか。

とあって、大組頭五郎七の庭について「郡中第一」と賞賛している。

平津村では宿泊した大組頭与七郎宅について、

一、同廿二日晴天、平津村へ移る。宿大組頭与七郎・大庄屋阿部源五兵衛・石山平内相詰候。

一、此平津村ハ鳥海山之ふもとにして、鳥海山を離るゝ事、田面僅卅丁斗、則此辺も山地にて鳥海之すそ地也。与七郎家郷中相応之家にて、庭へ小き泉水を掘、冷泉を流し入たり。大山の麓故、極暑にも朝夕山風下り甚冷敷、朝夕ハわた入を着し候。

と記す。大組頭与七郎とは斎藤与七郎家のことで、この家の主屋は現存し町指定文化財となって保存されている[5]。カミザシキ東側には、日記に書かれた庭が現在も残されている。池の周りに杉の古木を生やした庭である。（写真１）

跡村の大川弥惣治宅では、

一、同此弥惣治座敷斜に、鳥海に向遙に茨野村・ゆするべ村の方を見渡し、最上川上下の船帆影近く見へ候。

とあって、同家の座敷が借景をうまく取り入れていることが伺える。

このようにして見ると、宿泊や休息した役宅であろう村中の家々が、立派な庭を構えていることがわかる。このような構えは現在でも庄内の富裕な家で見ることができるが、以上の記述から18世紀後期の時点で、すでに庭園が相当に整っていることが伺える。

５．書院座敷の様相について

青竜寺村の惣四郎から聞いた、家で蛇が出た話については、以下の記述がある。

一、此村ハ蛇甚敷、惣四郎家なとハ夜中ハどうごなどへ入居候事など有之由、惣四郎咄候所、今日下の座敷、殿井はらぬ間ののほりほけの間タニ六尺余のぬけから有て、おろさせ見申内、又棟の上より三四尺の蛇出、渡りあるき申候。

前段に「青竜寺村惣四郎宅へ至ル」とあって、休憩をした家らしく、惣四郎は役宅であろうと思われる。「のほりほけ」とは庄内地方で呼ぶ垂木のことである。この惣四郎の「下の座敷」は垂木が見える造りの「殿井はらぬ間」、つまり天井を張っていない部屋であったのである。

漆曽根村の高橋利藤次宅については、

一、今日円道村より漆曽根村高橋利藤次宅へ移。此家三四年已前立直、御郡中一之大家にて、しかも造作無残所結構不尽挙事也。釘かくしハ飛付蝶、羽ハやき付ケ刃くるめにいたし候。下タへハ違かしの葉の小キ釘隠を打出、小キ折くきにて折、右之蝶はかけはつしにし、何そはれの客之節、蝶をかけ申候。即今日蝶をかけ申候。座敷十二畳半貳間、十畳貳間、其頃十二畳敷、其外間数も見へ申候。

とあって、この家が相当に整った座敷を持っていることがわかる記述がある。この記述を受けて、

一、往古中野村市左衛門と申、此辺之百姓、書院らしき座敷持候所、其頃坂尾甚平御郡奉行にて或時此座敷ニ入、此普請余り結構にて百姓に不相応成と申、不機嫌成けれハ、早速其座敷をたゝみ家持安左衛門と申者ニくれ、家を為建、其後今之座敷立候由及承候事也。

と記されている。「往古」とあって具体的な時期が不明であるが、庄内藩の役人から書院座敷が不相応であると言われて、その結果、座敷を取り壊したというのである。

写真１　旧斎藤与七郎家の庭園　現在は榊原家（遊佐町平津）

写真２　大庄屋であった旧斎藤家　木割が太い座敷（旧所在・立川町清川、立川町歴史民俗資料館へ移築）

越橋村では宿となった伝四郎宅について、下記のように述べている。

此伝四郎ハ昔より富家にて、川北三組一之有徳者也。家もさのミ大家には無之候得共、檜木葺なし七寸角程ニて建たり。座敷甚うっとおし。庭に向へ僅三間斗にて、横へハ七八間通り、木石能。庭之留り梅乱物身木一囲斗、其脇に古木の柚有。千本立にて枝葉しけりたる事、凡十囲斗、成程豪家の庭と見へたり。此座敷上十畳・下十畳・四尺椽にて、五尺之日よけのひさしを掛たり。真西向にて日甚さし入候。十畳之座敷を七寸程ニて建候故、誠ニうっとを敷、上に入日指入、何共迷惑成座敷也。

これまでの筆者の遺構調査では、座敷室列は六畳・八畳、ないし八畳・八畳の組合せ[6]が普通であったから、伝四郎宅の「上十畳・下十畳」は大きな座敷である。しかしこの座敷は七寸柱で建てられていたので、木割が太く鬱陶しい座敷であったというのである。（写真２を参考までに参照されたい）

このように出郷日記の記述を見てみると、座敷下の間に天井がなかったり、七寸柱を用いた木太く垢抜けしない座敷があったりして、書院座敷としての完成度は、あまり高くないように思われる。しかし3〜4年程前に建ったという漆曽根村の高橋利藤次宅では、田中古助の目を見張らせるような、規模が大きく繊細な釘隠を使った座敷が備わっており、この18世紀後期には、一部の上層農家に整った書院座敷が出現していることを伺わせるものである。

６．出郷日記から得られるもの

以上で出郷日記の記述から、明和5年頃における庄内地方の民家について検討してきた。記述には、残念ながら農家の生活の大部分である土間空間や居室空間についてのものがないが、座敷や庭の描写には、参考になる点も多い。土間や居室の描写がないのは、宗門改めの役人として、村の役宅に宿泊していた事情があるからかも知れない。記述をみていくと、全体として家々の書院座敷の完成度は低いと考えられるが、座敷に対応した立派な庭園を持つ家もあり、この期にはすでに、現在まで見ることができるような、上層農家の家構えが整ってきつつあることが伺えよう。

７．史料からみた明治期一民家の移築普請について

普請帳の分析を主とした民家普請の研究は、これまで宮澤智士氏をはじめとした多くの蓄積がある。ここでは主に、近世社会での相互扶助慣行の地域性、時代性の抽出に力が注がれてきた。研究のみならず、民家調査報告書や修理工事報告書、地方史文献等に所収される普請帳もまた多くなっている[7]。しかしこれらを大観すれば、近世民家がその中心であって、ことさらに近代の民家普請が対象となることは少なかったといえる。庄内北部、遊佐町に所在する石垣良一家には、明治中期に建てられた茅葺き両中門造りの主屋とその移築普請帳が残されており、近代化の波に巻き込まれていく、この期の農村における家普請を知る好個の資料となっている。以下では、この石垣家普請帳の分析をおこなうととも

に、移築であるがゆえの普請の性質についても見ていくこととする[8]。

８．石垣良一家について

石垣家のある旧大服部村は、現在は山形県飽海郡遊佐町大字庄泉字藤の木にあたる。ここは庄内平野北辺部の只中で、水田が広がり、屋敷林に囲まれた集落が点在する。石垣家は江戸時代以来、代々農業を営んできた農家で、現当主で11代になるという。屋号は代々権太郎を襲名し、江戸時代には大服部村の長人百姓を勤めた[9]ことがあった。また昭和初期には稲川村村長も勤めている。７～８町歩の田畑を持ち、普通層よりはやや上層農家といえるだろう。

主屋は明治５年(1872)[10]、石垣家より北東に5ｋｍ離れた当山村の東海林寅之助家の住宅として建てられたものを、明治20年(1887)に移築したものである。茅葺き寄棟屋根の正面両側に、寄棟の中門を突出させたいわゆる両中門造りである。平面はチャノマを中心とする整形六間取系で、上手に独立した玄関とそれに続く書院座敷を持ち、庄内地方の一典型といえるものとなっている。四周をせがい造り軒とした両中門造りは、伝統的な農家の造りでは当地で最も格式高い。

主屋は近年に屋根を瓦葺に変更し、土間部を建て替える改造がなされたが、チャノマや座敷部は現在も現役で使われている。

９．普請文書の内容と普請の経過

文書は「明治二十年　亥正月吉祥日　家建築書類一式袋入　石垣権太郎」と記した和紙袋に入れられている。文書は次の通りである。

①（建家売渡証・建家買入証控）　　年記なし
②（登記図面及び登記料領収証）　　明治20年12月22日
③受証(取ホゴシ請負)　　明治19年12月21日
④建家売渡証書　　明治19年12月12日
⑤建家売渡証　　明治19年12月12日
⑥家室建築諸職人手伝日記帳　　明治20年1月吉日
⑦家作手伝帳　　明治20年3月吉日

写真３　石垣家住宅の外観（遊佐町大服部）

写真４　石垣家普請文書

これらの文書は、①をのぞくと全て年記があり、いずれも明治19年(1886)から同20年にかけての文書である。他に当家には、明治初期の土蔵の普請帳も残されている[11]。

普請の手始めとなる売渡証は３紙があり、④・⑤が一連のもので、戸帳役場印のある正式な契約文書である。ここでは「建家　梁間五間三尺　行間拾間四尺　壱棟　但両中門附」を「建具敷物共」、当山村の東海林寅之助から、石垣権太郎が130円で購入している。これに対し、年記のない①は、代金54円となっていて、金額が大きく異なる。①は運筆の具合や押印を欠く点で、明らかに覚や控に相当するもので、正式な ④・⑤の代金30円で売り渡されたのは確実であろう。しかし、なぜ①が書かれたのかは、今のところ不明である。③は家の取り壊しの受証である。「受負金」６円で、酒田外野町の小野正治郎と酒田上門町の伊東重三郎が、家の解体を請け負っている。記された規模は売渡証と一致するので、購入した家の解体であって、石垣家の前身主屋ではない。

⑥と⑦が普請帳に相当する文書であり、⑥が約500筆、⑦が約150筆である。⑥は主に、購入した品々と職人への支払が記されている。支払は明治22年4月5日まで[12]行われている。途中で項を起こして、石据諸品調、礎石祝儀、(手伝人足控)、諸職人日記、釘立諸物品買入調、釘ノ立案内、釘ノ立祝儀、石据赤飯配、手伝日記、大工振舞、(職人作料集計)、(茅購入控)、が記されている。

⑦は普請にあたって村人から貰い受けた品々が記されており、後半に、(大工出面)、山之神祝案内、山ノ神祝儀、山ノ神諸品買調、が項を立ててある。

以上の文書を総合すると普請の日程は次のようであった。

明治19年12月12日　　家の買入
明治19年12月13日　　家の解体はじめ
明治20年 3月 7日　　釘立
明治20年 3月21日　　石据
明治20年11月11日　　山ノ神祝
明治20年12月22日　　登記

釘立は聞き慣れないが、釿立に相当するものだろう。土蔵普請帳にも見えており、明らかに誤記ではない。山ノ神祝は竣工式に相当し、現在も使われる語である。この時をもって普請は一応の完成をみたはずである。招かれた人々の数から見て、山ノ神祝は普請をとおして最も盛大な行事であったようだ。

10. 移築普請の特質について

石垣家の移築普請の特質を検討してみよう。移築特有のこととして、当然として移築建物の解体がある。解体にあたって、酒田の小野正治郎と伊東重三郎が６円で請け負っている。しかし普請帳を見るかぎり、彼らの一式請負でおこなわれた訳ではなく、「家ホコシ大工」[13]への手間や、「壁払」手間を別途に支払っている。また手伝いとして村人が7人入っている。なぜ、やや遠方の酒田の職人が請けたのかは不明だが、請負、手間請、手伝が混在

する状況は、貨幣経済が浸透しつつある時代性のあらわれともとれる。解体材は12月27日、翌年1月19日に、のべ62人の村人による手伝で運ばれた。この時期は、積雪で運搬が容易であったろう。

大工棟梁は石垣善助[14]で、副棟梁に近い役割を果たしたのが石垣伝左衛門と見られる。ほかに７人の大工とみられる職人が仕事をしている。大工は一日あたり12銭の手間請で、棟梁といえども金額の差はない。しかし普請の節目で出される祝儀には、格差付けがなされている。注目されるのは、文書 ⑥の出面集計で、石垣善助、石垣伝左衛門の二人が、「手伝」として支払いを1割半ほど割り引き、結果として労力提供をしている点で、他の職人とは異なるとともに、相互扶助を見越した近世的な慣行[15]を受け継いでいることがわかる。

建築後15年ほど後の移築であるにも関わらず、文書⑥には相当の建築材の購入が見られる[16]。特に栗材・杉材を酒田の材木屋から、茅を吹浦村から買入れているのが目をひく。その他、「西洋釘」[17]と特記して、釘を購入している点は、時代をあらわしているのだろう。資材提供としての手伝は、茅や縄類の持ち寄りが圧倒的に多いものの、これだけでは葺茅は充足しなかったようだ。

石垣家の移築普請には、深い貨幣経済の浸透を見ることができるものの、依然相互扶助的な労力提供が遺存する。農繁期を避けて、村人の無償の手伝の下に普請を進めていく様相は、近世の農家普請を強く受け継いでいるといえる。

註及び参考文献

1 白木小三郎による中門造研究、小野芳次郎、木村正太郎による地理学的研究、草野和夫による山間地民家の復原・形成史研究、柴田和彦の建築計画学の手法による変容過程の研究、など。

2 1997,1998,1999,2000年の日本建築学会大会で研究講演を行った。また当地方の中門造の形成については、御船達雄「中門造民家の17世紀における存在形態について」、『日本建築学会計画系論文集』第541号、2001年3月、で述べたことがある。

3 鶴岡市史編纂会『生活文化史料』鶴岡市史資料編 荘内史料集20、鶴岡市、平成8年3月

4 註3史料、p.235上段。

5 遊佐町指定有形文化財「平津榊原家(旧大組頭齋藤家)住宅」。平成8年７月指定。元禄16年(1703)建築(口伝)。平成14年に平津より東に約3㎞離れた杉沢地区へ「遊佐町語りべの館」として移築された。

6 当地方では通常、カミザシキ・シモザシキと呼称されている。

7 普請帳所収文献リストとして、丸山茂「家普請帳関係文献目録・解説」『普請研究』2号、普請帳研究会、1982年、がある。

8 移築については御船、平山育男ほか「古家移築とその住宅観について－東京都稲城市民家調査の一事例から－」『民俗建築』109号、1996年5月、で古家移築の性格について考察し

たことがある。

9 遊佐人名事典編集委員会編『遊佐人名事典』遊佐町史編纂委員会、平成８年、p243。長人百姓を勤めた次期は不詳。庄内藩では、長人百姓は肝煎の下に、一村一人置かれた職制。

10 ご当主の石垣良一氏による。

11「明治四年　土蔵普請諸入用覚帳　未正月吉祥日」「明治十三年　土蔵普請帳　辰正月大吉祥日」

12 明治21年22年合わせて14筆と少なく、大工作料や釘代、漆代等の支払いが記されている。

13 前身主屋取り壊しの可能性も考え得るが、東海林家の所在する当山村の大工であることや、前身主屋の解体とみられる茅降ろしが、翌年２月に見えることから、移築建物の解体に関わったと見てよいだろう。

14 前掲『遊佐人名事典』ｐ51、石垣寅蔵の項で、藤崎一ノ坪善助の長男とある。寅蔵は明治12年生まれで、神社や小学校などを建築し、遊佐町域で活躍した大工だが、この父が石垣家普請の棟梁であった可能性は高い。藤崎村は大服部村の西１ｋｍ。

15 手伝分としての職人手間の割引については、宮澤智士「家普請の相互扶助に関する語彙」前掲『普請研究』2号、ほかに指摘がある。

16 主屋は復原的調査の結果では、移築による改変は土間出入口等をのぞき非常に少なかったと見られる。

17「釘戻」の支払もあるので、和釘も打ち直して使用したらしい。

第１部　民家の造り

第３章
元禄期民家の
構法・技法について

１．はじめに

歴史的建造物の継手・仕口に代表される技法については、寺社建築では『文化財建造物伝統技法集成』[1]に見るような成果があるが、こと民家にいたっては集成的な成果は少なく、その変遷過程や地域性の解明は、今後の大きな課題といえよう。ところで17世紀後期から18世紀初期は、東北地方は「近世民家」の成立期であると考えられており[2]、この期の建築技法は東北地方近世民家成立期の構造や技法を位置づけするのに、一つの重要な画期であると思われる。

山形県遊佐町に所在する旧榊原家住宅は、元禄16年(1703)に建てられたと伝承される民家で、建築当初は中門造であった建物である。保存のために解体・保管されていたが、平成14年度に移築復原工事を行った。筆者は一連の調査を担当し、つぶさにその技法を調べる機会を得た[3]。民家の場合、技法の時代性を検討するさいに、地域性が問題となって他との比較が容易でない場合があるが、この住宅では、座敷部分が江戸時代後期に建て替えられたことで、建築当初とその後の時代の比較検討が可能な好個の事例となっている。

本章ではこの榊原家を一事例として、庄内地方における近世民家成立期の技法を報告する。この作業は、より精緻な編年指標の確立にも結びつくものと考えられ、また民家史研究を深化させる基礎的な作業でもある。

２．榊原家とその建物の概要

旧榊原家住宅は庄内地方の北辺である山形県飽海郡遊佐町の平津地区に所在した家である。屋敷と建物は、もと大組頭斉藤家のものであったのを、明治40年頃に榊原家が移り住んだ。庄内藩において大組頭は、大庄屋の下にあって組内各村の肝煎を統括した要職で、近世農民では上層の家であった。住宅は四十七士の討ち入った翌年に建てられたと伝わっており、元禄16年(1703)になる。これは建築手法からも妥当であると考えられ、山形県域では重文・旧尾形家住宅と並ぶ現存最古級の民家である。住宅はその価値を認められ平成8年７月に遊佐町有形文化財に指定されたが、指定直後に榊原氏が家を建て替えるのにさいし町が建物を譲り受け、解体保存していた。６年を経たものの予算が付き、平成14年度に平津より東に約3㎞離れた杉沢地区に移築復原[4]された。

建物は桁行11間、梁間５間、平屋建、寄棟造、茅葺屋根の農家である。痕跡より復した

写真１　旧榊原家住宅の正面外観（移築前）

写真２　チャノマ上部の差梁（移築前）

復原平面は、床上がチャノマを中心とした主要六室よりなるものであるが、座敷部分は江戸時代後期[5]に建て替えられており、当初の部屋の性格は不明な点が多い[6]。なお現状では建物は直屋であったが、座敷の正面側に中門があったことがわかっており[7]、下手に馬屋中門があった可能性も高く、当初は両中門造であったと見られる。組み立てに伴う調査で、ウチデドコが土座床であったことが新たに判明[8]した。

軸部構造はいわゆる四方下屋造で、上屋梁間３間半の先端を下屋繋ぎ梁の上に持ち出して支える形式である。柱の省略はなく、部屋境も原則として１間おきに柱が立つ。

以下では元禄期と見られる当初材を中心にして、その技法を江戸後期に建て替えられた座敷部と比較して報告したい。

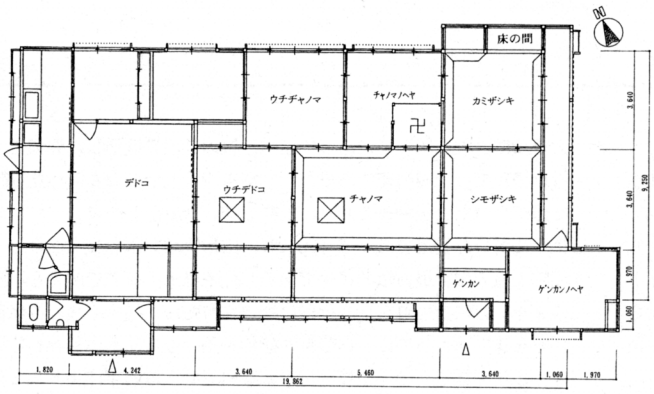

図１　現状平面図

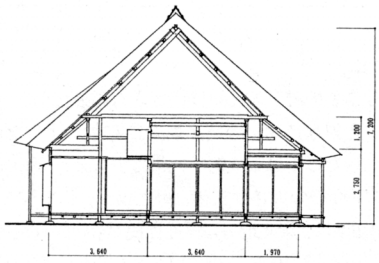

図３　チャノマ列梁間断面図（現状）

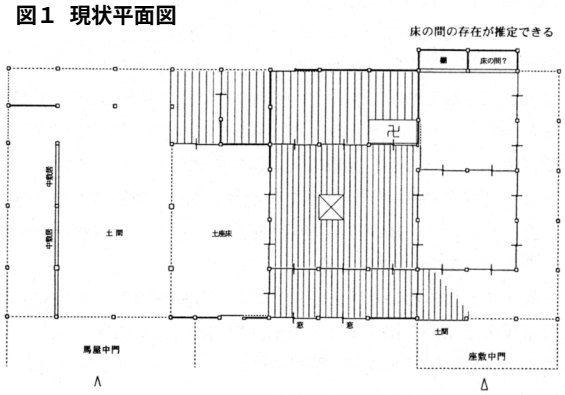

図２　復原平面図

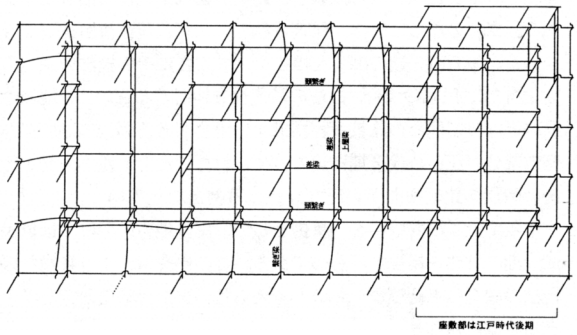

図４　復原架構図（座敷部は江戸後期で作図）

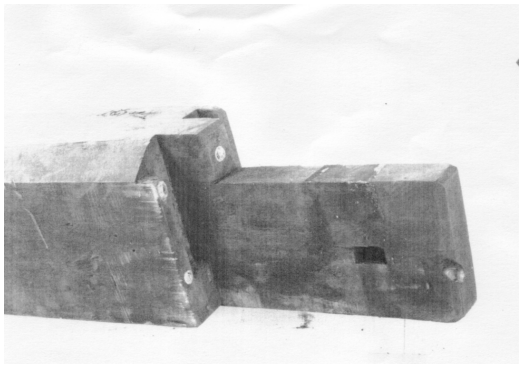

写真３　座敷部差梁箱目違

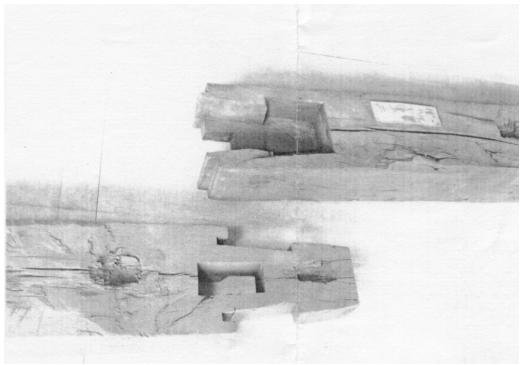

写真４　当初　頭繋ぎ継手

３a．軸組・小屋組の用い方

当初部分は柱が１間おきに立ち、部屋境桁行に頭繋ぎを入れ、その上に上屋梁を掛ける形式である。部屋の中央に当たる柱筋では桁行、梁間ともに差梁を入れる。大引は梁間方向に一間毎に入り、桁行は足固貫を入れる。貫は足固貫のほか、内法貫、飛貫が入り、それぞれ略鎌継で繋がれる。以下に特徴的な部材を見ていく。

大引は野太付の150ミリ程の栗材で、上面をチョウナはつりして、根太の欠き込みをとる。根太は径90ミリほどの野太付の栗材である。大引上に載せて釘打されるが、大引上面と根太上面は36ミリの差ができる。これが江戸後期の座敷部では、桁行にも大引が入り、大引と根太の上面が揃う収まりになっている。座敷部の材種は、大引、根太ともに杉材である。

差梁は部屋の上部を井桁状に結び、106×150ミリ(幅×成、以下同)断面のブナ材で縦使いする。柱に大入ホゾ差しされ、鼻栓か込栓(場所で異なる)で留められる。断面は柱よりも細いもので、上部荷重を受ける用い方ではなく、柱の繋ぎ材としての役割しかない。交差部は渡腮仕口が造られている。これが座敷部では、用い方に大きな差がないが、材種は松材、断面は120×170ミリで幅、成ともに若干大きい。また柱の取り付き仕口が大入ではなく、箱目違を造るもので違いがある。座敷差梁の交差部は、当初と同様に渡腮を造るが、腮部分の断面寸法は大きくなっている。座敷部の差梁が交差する上には、束が建ち、

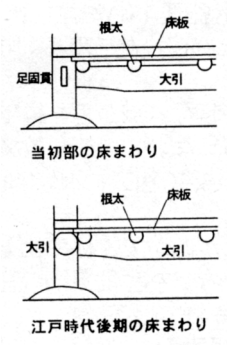

図５ 大引の納まり

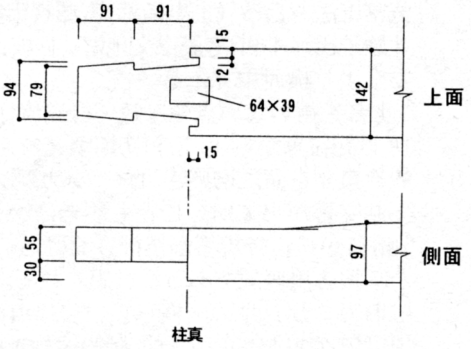

図６ 当初頭繋ぎの継手

写真５ 差梁 当初渡腮

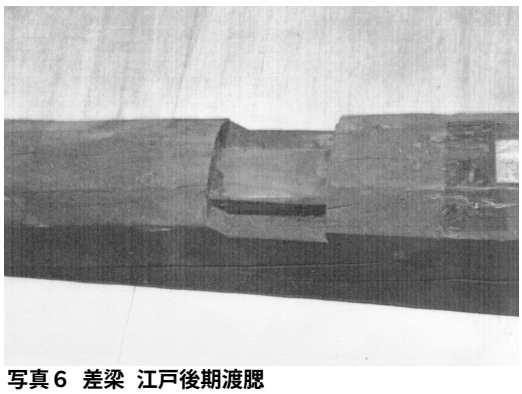

写真６ 差梁 江戸後期渡腮

上屋梁の加重を支える構造である。

頭繋ぎは150×90ミリのヒバ材[9]で平使いする。断面が小さな薄い材で、柱頭を繋ぐ役割しか持たされていない。継手は腰掛鎌継だが、注目されるのは鎌頭が台形状であることで、いわゆる中世鎌の形である。継手位置は柱真にきており、持ち出しにはなっていない。このような台形の頭になったのは、継手を持ち出しにせず、鎌に柱重ホゾ穴が開くためであろうが、それにしても古い形を保っている[10]といえよう。なお座敷部頭繋ぎは継手がなく、比較ができないが、断面は150×120ミリと成がやや大きなものとなっている。なお近隣の重要文化財旧青山家住宅主屋(明治23年建築)では、頭繋ぎは170×190ミリと大きく、縦使いしており、頭繋ぎというよりは、「桁行梁」というほうがふさわしい断面になっている。

上屋梁は180×145ミリのブナ材であり、これも断面は小さく平使いする。頭繋ぎ上に載り一間毎に梁間方向に掛かる。上面先端には合掌が入るホゾ穴が開けられている。座敷部の上屋梁は２通り分あり、座敷部中央筋で176×130ミリの栗材で平使い、座敷・東縁境では150×175ミリの栗材で縦使いする。

合掌は136×173ミリのブナ材で、縦使いである。合掌尻は良くあるように先端を鉛筆状に細めるのではなく、上屋梁に入るように傾ホゾを造り出したものである。上面には５カ所にダボ穴を空けて、ダボを打ち込んで、これで母屋の引っかかりを造っている。合掌合端はホゾ穴を空け、反対側の合掌とホゾ差しに組み合う。合掌列毎に向きが交互になるよう組む。なお合掌は、押角に丁寧に製材されており、ホゾの加工精度からみても明らかに大工仕事で造っている。

３ｂ．材種の区分

当初材の柱は、上屋、下屋ともにほとんどがヒバ材であったが、上屋柱座敷境の１本が杉材、土間柱の一部がブナ材、下屋柱の１本が栗材、と若干他の材種も混じる。桁梁類はブナ材が主であるが、チャノマ正面側入側の下屋繋ぎ梁には栗材も見られた。当初材はいずれも年輪が非常に密であり、持っただけでその重さで時代がわかるほどで、天然林木であると考えられる。

座敷改築時では、上屋柱は杉材である。下屋柱は栗材を使う。梁類は松材であった。年

写真７　合掌下端の傾ホゾ

写真８　各期の柱重ホゾ

輪はあまり密ではなく、人工林木と思われる。

これから見ると、当初はヒバやブナ・栗を中心とした雑木、座敷改築時は杉と松が主であることがわかる。

３c．柱ホゾの長さと面取り

当初柱の柱頭のホゾは重ホゾである。これは頭繋ぎと上屋梁に取り合うようになっているためである。下屋柱の重ホゾは繋ぎ梁と下屋桁と取り合う。面取りは上屋柱の場合、幅145ミリの柱で8ミリの面取(十八面取)。下屋柱の場合で幅127ミリの柱で6ミリの面取(二十面取)であった。この面取りは床高さまでしかとられておらず、床下は角のある状態で残されている。

これにたいし、座敷部柱は重ホゾであるものの、ホゾ先端は上屋梁上面まで貫通す長さがあり、当初柱とは異なる仕様になっている。これは下屋柱も同様である。また面取りは上屋柱の場合、幅145ミリの柱で6ミリの面取(二十四面取)、下屋柱の場合は幅120ミリで面をとらない。上屋柱の面取りは床下まで通されて柱全体にとられており、これも当初柱とは異なっている。

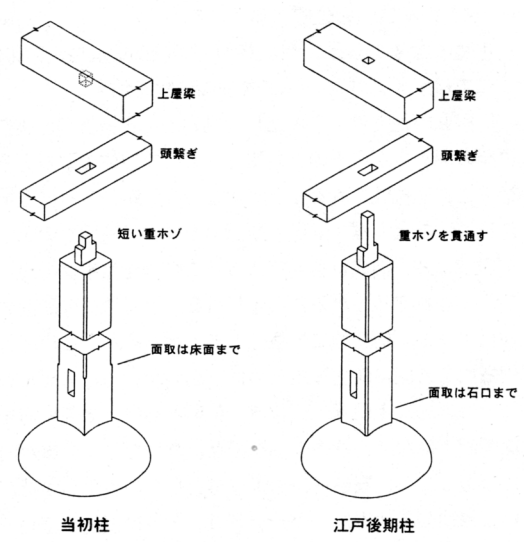

図７ 柱面取と重ホゾ

写真９ 小舞をパネル状に造る（復原工事）

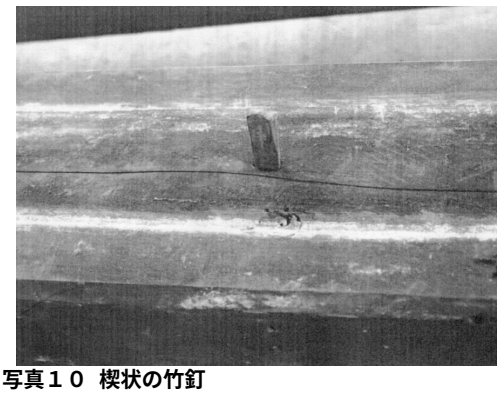

写真１０ 楔状の竹釘

３ｄ．壁の小舞

壁は竹が比較的少ない冷寒地であるためか、ヨシを小舞として使う。間渡しは細い丸竹を使用している。これを藁縄で編んで壁下地とする。ヨシは強度を出すため、二本づつ束にして使用している。この仕様は当初、江戸後期ともに共通するものであった。

注目したい技法として、小指ほどの大きさで楔状に造った竹釘を柱や貫に打ち込んで、これに間渡しを縄で結んでいる点がある[11]。竹釘と取り合っている縄を外すと、パネル状に下地全体が外れることとなる。このようなプレビルド式ともいうべき小舞の掻きかたは、当地の特徴であるらしく、昭和30年頃までは、左官が足場の下で小舞をパネル状に造り、それを足場に上って取り付けていたという話を聞くことができた[12]。

３ｅ．軒の収まりと屋根

屋根は茅葺屋根であるが、当初の屋根下地は径60ミリほどの野太付の雑木であった。これにたいし座敷部や後の改造部分では、竹下地であり雑木は使っていなかった。

軒の収まりは、当初がこの雑木の垂木鼻を桁から１尺２寸ほど葺下ろして出すもので、垂木鼻先にはくびれを造って、茅負の留め縄が掛かるようにしている。

座敷部では東縁側部の軒が、せがい造になっており、その他の南面や北面は台輪軒であった。また背面側は当初部分であっても、軒先を切断し、桁上に茅負を打ちつけて、台輪軒に変更[13]してあった。

庄内では、せがい造や台輪軒はよく見るが、垂木の軒先を出すのは管見のかぎりなく、古い技法であると思われる。

３ｆ．チョウナ加工痕

当初材は丸刃(蛤刃)のチョウナ加工が見られる。このほかに平刃のチョウナもある。使い分けの意図は定かではないが、併用されていたことが明らかであり、元禄期建築という伝承を裏付けるものでもある。

これにたいして江戸時代後期改築の座敷部分では、丸刃チョウナはなく、すべて平刃であった。それも当初に比べると刃幅が大きなものである。しかし梁類はこの平刃チョウナで非常にていねいにはつられており、天井がなかったこのときにも、化粧に近い意識で仕

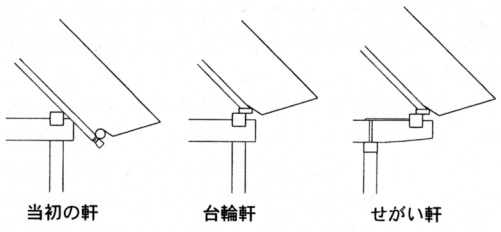

図８ 軒の納まり

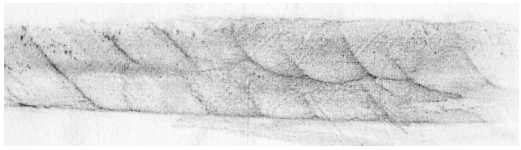

図９ 当初柱の丸刃チョウナ痕

上工程に使っていたことがわかる。

４．技法の位置するところ

本稿の意図するところは、榊原家の特徴的な技法の報告であるが、ここではその意味について若干の考察を加える。

旧榊原家住宅は、全体として見ると、建築当初と座敷改築時は約百年の隔たりがあるのにも関わらず、構造体の造り方や、壁下地の造り方に連続性をみることができる。しかしいっぽうで、違いも目に付く。たとえば、梁類の断面の用い方、柱ホゾの重ホゾの長さ、軒の納め方、構成材種、である。これは建築年代の違いからくるもの、と理解するのが妥当と思われる。とくに梁の断面の使い方、や柱重ホゾは、構造的に未整備であったものが、江戸時代後期には整備される方向に変化したために、違いがあると考えられる。建築当初では、梁は上屋梁、頭繋ぎ、差梁ともに、上部構造を受けるような断面ではなく、柱の上部を相互に繋いだり、合掌が開かないようにしたりする、繋ぎ材、引張り材としての役割しか持たされていない。構造の考え方は、ウチデドコ、デドコ正面の差物を除くと、基本的に必要なところに柱を立てて、上部荷重を受け、あくまで梁はそれを相互に繋ぐものとして使われているのである。

柱重ホゾは、貫通さなくても十分に用が足りる。しかし当初柱は、上屋梁に１寸しかホ重ホゾが短い点、鎌継の頭が台形である点なども、近世以前の手法を伝えているものと推察できる。

以上で旧榊原家の特徴的な技法について報告したが、建築技法は地域性も大きく、大工の手による違いも当然あると考えられる。今後修理に伴う調査経過をまとめていくなかで、これらの技法を他地域も含めて位置づけていきたい。

註及び参考文献

1 (財)文化財建造物保存技術協会編『文化財建造物伝統技法集成－継手及び仕口－』上・下、同会刊行、昭和61年。

2 宮澤智士『日本列島民家史』、住まいの図書館出版局、1989年、p.86、ほか

3 解体工事は宮澤智士氏(長岡造形大学)の指導のもと、川村哲夫氏(匠建築事務所)が主任を務め、当時学生であった筆者はその主任補佐となって解体中の現場に常駐し、調査を行った。

4 遊佐町杉沢の杉沢公民館分館敷地内に移築。移築復原工事は遊佐町の介護予防拠点施設整備事業の一環で、文化財として復原しながら、活用のために断熱気密工法も採用(工事指導 宮澤智士氏、設計監理 (有)安井設計 安井妙子氏)。国指定民俗文化財「杉沢比山」と関連した活用も、町教委により検討中である。

5 土台を用いない点や座敷・縁側境柱を省略しない点から、編年上18世紀後期から19世

紀初期頃と考えられる。なおこの座敷改築に続き東側正面に増築されたゲンカンノヘヤの板壁から、文政年間の下貼文書が出ていることも参考になる。

6 番付から桁行規模が桁行３間はあったことが確かで、柱の仕上等から接客用座敷であったと思われる。チャノマノヘヤ北東隅の柱には旧カミザシキの床框らしい目違痕跡も残されている。

7 中門の意味については、御船達雄「中門造民家の17世紀における存在形態について」、『日本建築学会計画系論文集』第541号、2001年3月、で述べたことがある。

8 根太割付位置や根太掘仕口の工作状況から判明。

9 部材の現状での判断のため、ブナも混じっている可能性がある。

10 隣の酒田市の町家、旧鐙屋(国史跡／江戸末期)では、これの修理に関わった大工から、主屋にこの台形鎌があったと聞いた。しかし筆者はこの継手を実見していない。なお、(財)文化財建造物保存技術協会編『史跡旧鐙屋保存修理工事報告書』、酒田市教育委員会、平成10年、にその報告は見られない。

11 類似した竹釘は、重文若林家住宅(新潟県村上市)で使われていることが、修理工事報告書で報告され、そこではチクチョウと呼ばれている。またほかの報告では、越前や越中、加賀でもこのような竹釘を使用するという(谷卓郎「木舞下地土壁構法の地域性」『日本の壁』INA BOOKLET Vol.5 No.2、1985年)。このような報告を見ると、竹釘で小舞下地を留める構法は、日本海岸に点在するやりかたらしいが、榊原家では当初からの仕様であることが分かるので、少なくとも300年前からされている壁下地の造りかたであることがわかる。

12 遊佐町八日町住の高橋石雄氏の教示による。

13 台輪軒への改造は和釘仕事で、明治前期以前の改造と考えられる。

第２部　民家の地域性

第１章
中門造の形成に関わる検討

１．本章の目的

本屋から中門と呼ばれる曲り部分を突出させる中門造については、多様な民家の造りの中でも早くから注目され、これまでの民家採訪や地理学による分布域調査、そして復原調査によって、分布域や形成過程が、おおむね明らかとなっている。このうち形成の過程と要因については、東北日本海側深雪地域に多く分布することから、冬期出入りの通路と、内馬屋を兼ねたものとして、17世紀から18世紀初期頃[1]に形成されたと考えられてきた。ただしこの場合の中門とは、馬屋を内包する、馬屋中門のことであって、その他の種類の中門はことさらに対象とされず、またその「中門」名称の由来についても考察される機会は少なかった。

前章でも述べたように、筆者はかつて山形県飽海郡遊佐町所在の平津榊原家（旧大組頭斎藤家）住宅（町指定有形文化財）の保存工事[2]において、復原調査・技法調査をおこなう機会があった。この住宅は、元禄16年（1703）の建築と伝承される古民家である。調査の結果、現状は直屋であったが、当初は座敷正面側に座敷中門が付く中門造であったことがわかり、その存在には、江戸時代前中期という時代性があらわれていると考えた。これまでの国指定文化財の保存修理工事でも、痕跡調査から個々の家の変遷が明らかにされ、報告書等の資料が蓄積されている。中には部分的に定説を覆すような報告もあり、また盛んな市町村史の近世史料集の刊行も見過ごせない。ここでこれらを検討することにより、新たな知見を得ることが可能と考える。

本章では、主として榊原家住宅の中門を問題の中心にすえたうえで、中門造の初期的な形態の一例として捉え、関係する国指定文化財遺構の検討を加えて、中門造の主として17世紀における存在形態と、その意味について考察する。

２．関連する既往研究の整理

中門造は民家研究の黎明期から、特徴的な造りの一つとして知られており、分布域や形成の要因について論述されてきた。単なる概論や単発的な報告を除く早い例では、小倉強氏の『東北の民家』[3]がある。復原調査に基づき、類型と機能を整理し、中門造と南部曲家の違いを定義づけた画期的な研究であった。ここでは文書による中門造の最古の例を、正徳元年（1711）の会津藩令にもとめ、深雪地帯の通行の便から、廊下をもつ馬屋が中門となったと推察した。それと同時に、「民家における曲家中門はその用途が異なっているから、これら（中世武家住宅の中門）の伝承とは考えられない」[4]（括弧内筆者）とした。この頃はすでに中門造の研究が盛んであって、小野芳次郎氏が分布域の実態調査をおこない、深雪地帯に広く分布することを指摘していたし[5]、白木小三郎氏が、庄内地方を例にとって家同士の従属関係があらわれていながらも、明治以降に中門造が急増したことを述べている[6]。地理学の須藤賢氏は、新潟県の分布域調査で、深雪地帯に多くみられるとしながらも、寛文年間（1661-1672）の『越後風土記考』の記述から、里方の平野部に中門造が発生したものと推察した[7]。氏が指摘した『越後風土記考』は、今もって文献における中門造民家の初出である。

また氏は中世武家住宅中門の特権的性格が帰農武家を通して、近世において上層農家の造りとして定着していったものと推察している。この点では小倉氏と意見を異にした。

関口欣也氏は『秋田県の民家』[8]において、同県民家緊急調査での広範かつ精緻な復原調査を踏まえたうえで、秋田県域の中門造が直屋を原形とし、曲りが後に造り加えられていったと考察し、秋田の中門造は17世紀末頃成立し、18世紀初期に本格化したものと述べた。形成は馬屋中門が先行し、部屋中門は「一九世紀初頭かそれをやや遡るころ」[9]に成立したと推察している。

草野和夫氏は『東北民家史研究』[10]のなかで、復原調査から「秋田中門造り」と「会津中門造り」は馬屋の取り込み方で、形成過程が異なるとした。形成時期は18世紀前半としながらも、18世紀初頭から起った地域もあったと推測している。

また宮澤智士氏は、新潟県民家緊急調査の報告書[11]のなかで、前中門(馬屋)が18世紀前半にすでに発達していることを確認したうえで、後中門の発生は前中門より遅れ、その要因も前中門とは異なるとし、デイの拡張や続き座敷の成立が関係していると推察した。

この他、木村正太郎氏は山形県内の中門造を類型化し整理した[12]し、比較的近年刊行されたものでは、杉浦直氏が、東北地方全域におよぶ間取の分布をみたうえで、中門造が秋田・庄内と、山形内陸・会津の二つの系統にわけられ、発生地を越後とするなら、海岸と内陸の２系統に分かれて伝播したものと推測している[13]。また現在学会で発表中の論文では、柴田和彦氏による、広範な調査を土台にした、近代までも含んだ間取りや使い方の変遷を論じたもの[14]がある。

以上の既往の研究で、形成時期に遡及するさいに取り扱った中門は、馬屋中門であったことは注意しておきたい。座敷中門、部屋中門などは、古いものが見あたらなかったことや、広い地域に分布し、かつ多様な突出部を持つ中門造を、馬屋中門を通して総括的、概括的にみることができたのが、その要因であろう。

３．榊原家住宅の概要

平津榊原家住宅は、庄内平野北端の平野部と、鳥海山へと連なる山との境界付近にあたる、遊佐町大字小原田字平岡に位置する。ここは旧平津村の集落である。現在の主屋は、明治40年(1907)頃に榊原家が購入したもので、それ以前は斎藤家の主屋であった。斎藤家は江戸時代には大組頭の職にあり[15]、確実な時期では、寛政期より天保期にいたるまでの親子二代にわたって、この職を勤めている[16]。当地域の近世農民では、もっとも上層に近い地位であった。

住宅の建立年代を直接に証する史料はないが、「四十七士が討ち入った翌年に建てた」と伝わる[17]ことから、元禄16年(1703)とされる。建物の形式からもこの建築年は妥当と考えられ[18]、県内では現存最古に属する民家となる。近隣では元禄の古民家として良く知られ[19]ていた。

主屋は直屋の寄棟造、茅葺き屋根。桁行11間、梁間5間の規模で南面する。平面はチャノ

マを中心とした主要六室からなる六間取り系であり、庄内地方に典型的なものの一つ[20]である。痕跡調査の結果より復原した平面の基本的な性格に大きな変化はない。判明した後世の大きな改変は、座敷室列と土間側柱列が造り替えられ中古材となっていたこと、当初は座敷正面側に中門が取り付いていたこと、チャノマが梁間方向に半間縮められていたことなどである。(平面図等は第1部第3章参照)

柱の省略は少なく原則として柱筋では一間毎に柱が立ち、差鴨居は使用しない。主屋の構造はいわゆる四方下屋造だが、構成材がことのほか木細く、上屋梁を平使いにする点が特徴である。またチャノマの上部は、細い断面の差梁が井桁に交差する。これは梁というよりは柱繋ぎの役割しかなく、近世前期の古い構造形式を良く示している。

４．榊原家主屋中門の痕跡と性格

座敷正面側に突出していた中門の存在を根拠づける痕跡は、座敷部が造り替えられているため、わずかに座敷・チャノマ境の正面側柱(下屋柱)、およびそれに関連する繋梁、内法貫、足固貫、足固(大引)にしかない。他の関連する位置の柱は、全て中古材で不明であった。その痕跡の詳細は次のとおりである。

Ａ．上屋と下屋を結ぶ繋梁の先端に、側桁と直角方向に腰掛蟻の仕口がある。また同仕口下に板溝がある。仕口の敷面は「水平」であるから、下屋庇形式の繋梁等が取り付いたのではなく、側桁が取り付いた跡と考えるのが妥当である。板溝は小壁の嵌板である。このように側廻りの小壁を嵌板とする仕事は、他の位置に残る当初の仕様と全く同一である。板溝が当初の仕様とするならば、溝が完全にここで矩の手に折れるので、座敷列正面に中

写真１　旧榊原家住宅の東側外観（移築前）

写真２　カミザシキの床の間

写真３　繋梁先端の桁取り付き痕跡

写真４　繋梁下端　小壁板溝が直角に折れる

門状の突出があったことがわかる。

B．該当柱南面に、内法高さの小梁大入ホゾ差穴と内法間の土壁小舞穴がある。これは中門形式でない下屋構造の繋梁と土壁痕跡ともとれるが、この場合はAの痕跡と矛盾する。小梁は中門を本屋に引き付けたのであろう。なお、小舞穴の仕様は、当初の床の間脇取り付き壁と酷似する。

C．該当柱東面に下方に足固貫穴がある。現状は玄関の踏み込み土間であるので、ここに足固貫は入っていない。しかし西側より入っている現状足固貫は、柱内で略鎌を造り出し、小根とはなっていない。つまり貫がここで継がれて、東へ伸びていたのである。これは現状の玄関土間が中古のものであることを示す。内法貫も同様にここで　継手を持っており、東へ伸びていた。現状の東側内法貫は中古材で、継手を造らず差し込まれていた。

D．該当柱に北より足固(大引)が入るが、この足固材東面には根太欠込がある。仕口は

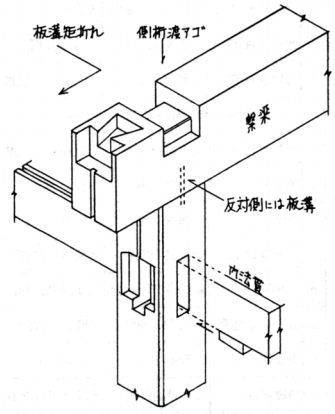

図１下屋柱と繋梁の取り合い

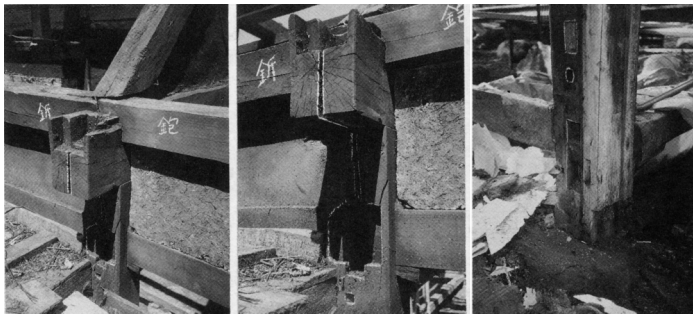

写真５　中門の痕跡　３枚とも東より見る

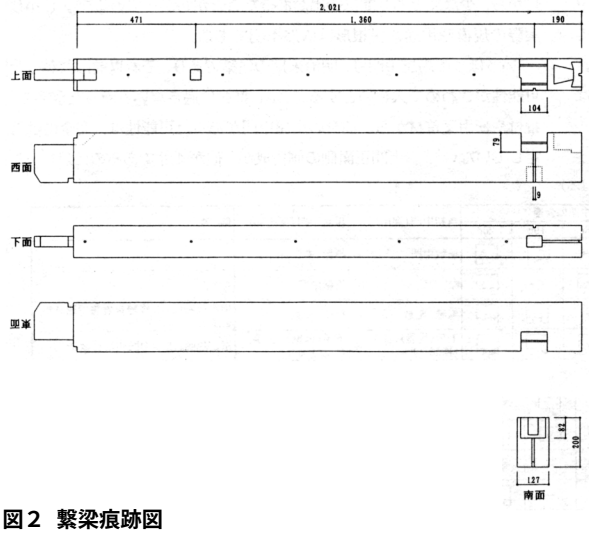

図２　繋梁痕跡図

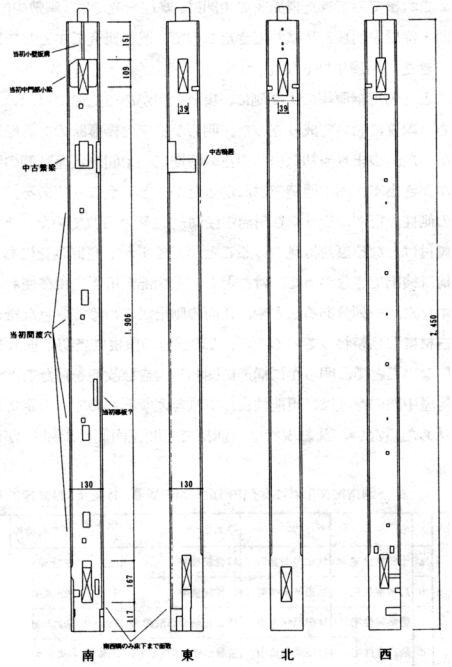

図３　下屋柱痕跡図

他の箇所の当初の仕事と同じであり、Cと同様に、現状玄関部は床が張ってあったことを示す。また同足固(大引)は柱内でホゾを略鎌に造り出している。これは南へ足固貫ないし、足固(大引)が伸びていたことを示す。

E．床上部では、当初柱の面取りは床板上までとされ、床下は面が取られていない。それに対し中古柱は床下も石口まで面取りがある。ところで、該当柱は東南角のみ床下まで面取りがあるが、他は床上で止められている。これはこの隅が足下まで化粧となることを意味し、このことから東南部分が土間であったことが推定できる。

以上から建築当初には、座敷正面側に中門が突出していたのはまずは確実である。小壁板溝の仕口は非常に丁寧で、建ったままでは不可能な仕事[21]である。このように、手間のかかる板溝をわざわざ作っていること、19世紀前期とみた中古座敷列[22]東側の側桁に、中門の痕跡を残していないことで、中門があった時期を当初とみるのである。

しかし、ここで座敷側に中門があったことは確認できたが、その規模や性格は不明である。解体工事ではトレンチによる簡単な発掘調査をおこない、中門の柱列礎石跡と雨落ちを探したが、時間的な制約もあって検出できなかった。けれどもEの痕跡から、土間の存在が推定できるので、少なくとも中門には、現状と同じような書院座敷に対応した玄関があったものと考えて良いだろう。あるいはここにゲンカンノヘヤも当初からあった可能性もある[23]。なおゲンカン付近には「マミガキでできた風呂があった」と伝承[24]され、またゲンカンノヘヤは茶室であったと言い伝える。しかし現在は茶室らしい造作はあっても、風呂があった痕跡はない。玄関脇に風呂があるのは近隣で類例があり、町内に両中門造で現存する石垣良一家の普請文書[25]には、玄関脇に「湯殿」の記述がある。

これまでみてきた榊原家の中門は、既往研究では「座敷中門」(玄関中門・部屋中門)と呼ばれてきたもので、既往研究で主として取り扱われてきた「馬屋中門」ではない。

ところで榊原家の土間側に、馬屋中門があったのではないかとの推測も、調査において成り立った。明らかにマセ棒痕跡のある転用材も見つかった。つまり当初ないし中古の時期に、土間側と座敷側の両側に中門が突き出す、両中門造ではなかったか、ということである。しかし土間の側柱と桁が、そっくり明治中後期[26]に変えられていたことで、直接の裏付けとなる痕跡は見つけることができず[27]、発掘調査にも見るべき遺構は検出できなかった。けれども、土間部敷桁下に現在使われていないホゾ穴が一列分あることや、正面の側桁がきわめて姑息な継ぎかたで中古材に取り替わっていること、この部分の屋根に当初の垂木[28]を残していないことで、明らかに構造に関わる大きな改造を経たことがわかる。馬屋中門の存在は、可能性としては考えうるもので、否定できる要素は見あたらない。なお現状は、別棟で土間正面側に馬屋[29]が建つ。

5．国指定文化財にみる中門造

榊原家住宅は、建築当初は座敷正面に中門が付く中門造であったが、ある時期に中門は撤去され、直屋の姿になった。重要文化財に指定された中門造の民家は、10棟以上にのぼ

り、その多くはすでに根本修理を受けた。修理の際には詳細な痕跡調査がおこなわれ、復原考察がなされる。それらの成果をもとに、中門の増改築と17世紀の形態に注目してみていこう。

これを整理したのが表１である。根本修理を経ていない遺構[30]と、突出が中門と呼ばれていないがその分布域内[31]であったり、影響を受けたと考えられているもの[32]も入れた。

このようにみると、中門は増改築が相当に多いことが確認できる。直屋に中門が付加されたり、中門の付く位置が変わったり、当初から中門があっても現状(修理前)の中門は２次のものであったりしている。増改築の過程をみると、中門は、半恒久的な主屋と耐久性の低い付属屋の、ちょうど中間的な性格の建築に思える。

このうち、17世紀までさかのぼるのは秋田県の２遺構と、山形県の１遺構である。

中門造としてもっとも古くまでさかのぼる土田家住宅(秋田県矢島町)は、延宝6年(1678)に没した清左衛門が建てたと伝わり、構造手法からも妥当と考えられている。現状は馬屋中門が突き出た中門造で、建築当初は直屋であったと考えられてきた[33]。しかし修理にともなう調査の結果、座敷側に座敷中門があったことが判明し、復原整備されている。この座敷中門は正面への出が不明で、とりあえず１間で整備されたが、主屋竣工直後の防災工

写真６　両中門が撤去された佐藤家（遊佐町野沢）

写真７　土田家住宅外観

表１　国指定文化財にみる中門造民家の変遷（特記なきは修理工事報告書による）

	名　称	所在地	建築年	根本修理年	家の役職等	中門の変遷 17c	18c	19c	20c	当初中門(突出部)	現状中門(突出部)	備　考
a	土田家住宅	秋田県矢島町	17世紀後半	S60	元土豪		→			座敷中門	馬屋(中古)中門	
b	鈴木家住宅	秋田県羽後町	17世紀後半	S57	元土豪・肝入			→		なし？	馬屋中門	
c	嵯峨家住宅	秋田県秋田市	19世紀前期(18c前半)	S59	元武士・肝入	－	－			馬屋、座敷	馬屋、座敷	指定説明に対し修理報告書で建築年を修正
d	奈良家住宅	秋田県秋田市	宝暦年間(18世紀中)	未修理	一族総本家	－				下手(馬屋)、上手(寝間？)	下手(馬屋)、上手(二次)	指定説明。上手中門明治に改造
e	大山家住宅	秋田県八竜町	19世紀初め	S56	村役	－	－			馬屋	馬屋	中門とは呼ばれずマガリ
f	草なぎ家住宅	秋田県田沢湖町	天保年間(19世紀中)	H7	上層農家	－	－			馬屋	馬屋(二次)	南部曲屋系に馬屋中門の機能
g	尾形家住宅	山形県上山市	17世紀後期	S51	中世豪族・庄屋		→			馬屋中門、座敷	馬屋(二次)、座敷	馬屋中門は一部部材を用い改築
h	栗野家住宅	山形県上山市	18世紀中～後期	H10	脇本陣	－				座敷・台所	玄関(中古)、座敷、台所	国指定史跡内建物。中門とは呼ばない
i	矢作家住宅	山形県新庄市	18世紀中頃	S53	中農層	－				馬屋中門	馬屋(二次)	
j	有路家住宅	山形県最上町	18世紀前半以前	S48	庄屋・番所	－		→		土間入口中門	なし(直屋)	中門とは呼ばない
k	馬場家住宅	福島県伊南村	18世紀前半	S49	旧本百姓	－		→		馬屋？中門	馬屋(二次)	馬屋が本屋にくい込み古式
l	五十嵐家住宅	福島県只見町	享保3年(1718)	S49	旧醸口家？	－		→		なし(直屋・水屋有)	馬屋(中古)、水屋	中門は五十嵐氏移住の大正3年築。修理で撤去。
m	目黒家住宅	新潟県守門村	寛政9年(1797)	未修理	庄屋	－		→		土間入口中門	土間入口中門	指定説明
n	佐藤家住宅	新潟県守門村	元文3年(1738)	S55	不明	－				馬屋？	馬屋(二次)、裏中門	当初中門の形式不明、明治35年分家購入
o	五十嵐家住宅	新潟県鹿瀬町	宝暦9年(1759)	未修理	上層農家？	－		→		馬屋中門	馬屋中門	指定説明
p	山田家住宅	長野県栄村	18世紀中頃	S35	上層農家	－		→		馬屋中門	馬屋中門(二次)	『日本建築史基礎資料集成』21巻による
q	榊原家住宅	山形県遊佐町	元禄16年(1703)	H8解体	大組頭	－				座敷中門	なし(直屋)	遊佐町指定文化財

注　指定名称の「旧」は省略。所在地は移築されたものは旧所在地。家の役職等は判じえたものを記入。建築年表記や中門名称は報告書に拠る。
塗りつぶし部は同位置での二次のものを指す。

事で付属屋から旧中門の部材が見つかり、発見番付から、少なくとも３間は突出があったことがわかっている[34]。しかし実際の規模や用途、屋根形は依然不明である。

いっぽうの馬屋中門は、明治末期の建築であり、それ以前はなかった可能性がきわめて大きいとする。しかし推測に過ぎないと断ったうえで、番付や転用叉首材から、前身の馬屋中門があった可能性は、完全には否定していない[35]。土間正面側の側桁成が、他が４寸であるのに対し、ここだけ７寸であること[36]をみると、側桁上に叉首を立てたことが推測でき、むしろ筆者は、前身馬屋中門は当初から存在していたのではないかと考えている。建築当初は両中門造であった可能性があるのである。

土田家に匹敵する古い住宅に、鈴木家住宅(秋田県羽後町)がある。同家は源義経の郎党が先祖と伝え、平泉から潜伏して土着したとする。中世末から近世初頭にかけて近隣では有数の豪族であった。主屋の建築年は17世紀にさかのぼるとみられている。修理前は馬屋中門を突き出した中門造であった。現状の馬屋中門は享保年間の建築である。同家には享保18年(1733)の「中門立替手伝覚帳」(修理工事報告書に所収)が残る。緊急調査の際には、この「立替」から、前身馬屋中門をこの時に造り替えたと考えられてきた[37]。しかし、修理にともなう復原調査と発掘調査から、当初は直屋であったとし、「立替」は「新築」の意だろうとした[38]。注目すべきは、この「中門立替手伝覚帳」の元文2年(1737)の覚えに、「正屋両長門共ニさしかや」の記述がある点で、この時点では座敷側にも中門が付いた両中門造であったのである。この座敷中門は修理工事においても確認され、痕跡から中古の増築と判断されている。

尾形家住宅(山形県上山町)は、構造手法から17世紀にさかのぼると推定されている。家伝では中世豪族の系譜をひき、江戸時代には代々庄屋を勤めた。現状は馬屋中門を持つ中門造で、中門とは呼称しないが、座敷背面も角屋で突出させる。建築当初も馬屋中門が付いていたが、明治初期頃に一部の柱を残し馬屋中門を大改築したことが、修理工事の際の調査で判明している[39]。これによると、当初馬屋中門の出(規模)は不明である。

以上をみていくと、17世紀とされる遺構は、当初か、少なくともそれに近い時期にすでに中門造であった。それらはこれまでにも指摘されているように、もと土豪や、特権的農民層である。

６．近世前期中門造の存在形態とその意味についての検討

榊原家住宅の座敷中門に、玄関の存在を推定したが、この玄関はとりもなおさず、座敷に対応した上客専用の玄関であろう。中門取り付きの構造は、中門側桁を繋梁先端に蟻掛けし、内法高さで繋梁状の部材で引き付けるだけで、本屋への緊結が非常に緩い構造[40]である。このようにみると、中門造は直屋が祖形とする関口氏の指摘[41]が蓋然性を持つ。しかし17世紀までさかのぼる遺構からは、少なくとも中門の存在を確認できる。これらの中門造遺構が、成立まもない初期形態であるかどうかは不明であり、また民家の中門なる言葉が時代的、地域的にどこまで普遍性を持っていたのかもわからない。しかしこの期に成

立、ないし形成されたとするいっぽうで、一つの形式としてすでに存在していたと考えることもできるのではないだろか。

庄内地方や秋田平野部、由利地方は、座敷側の「部屋中門」(座敷中門)が多い地域で、ここには玄関と寝室をとる。座敷側に中門を持たず、直屋、あるいは馬屋中門のみの家でも、下屋庇構造でここを玄関と寝室とする。現状の榊原家もまたそうであった。上層農家のみならず、ここまで一般階層農家が「玄関」を持つ地域は少ないだろう。この地域には特に接客用玄関が広く普及する、歴史的背景があったことを思わせる[42]。先行研究では、復原調査に基づき、直屋を祖形とし、馬屋中門がまず成立し、部屋中門(座敷中門)は遅れて成立したとするが、榊原家や土田家、鈴木家の場合のように、必ずしもそれはあたらない。中門部は、造り替えや後世の増築が多く、建ったままでの復原調査では少なからぬ限界があった。玄関の広範な普及には、上層農家の座敷中門形態の模倣と、また早い時期での形式的確立を思わせる。

秋田県の奈良家住宅を除く一連の国指定文化財の中門造民家は、その根本修理を永川強氏が担当したが、氏は先行研究に反し、中門造は座敷中門が馬屋中門に先行したと推察している[43]。その見方は一つの傾向として誤りはないが、筆者は現存遺構レベルでは確認できないとみている。なぜなら中門造が卓越する地域で、馬屋中門を持つ遺構例は多数を占めるが、馬屋がなく座敷中門のみの例がほとんどない点や、寛文年間の『越後風土記考』に、里方に「近頃本家の外部屋水屋馬屋等の中門又は附下を構へるもの稀に見る」と、部屋・水屋・馬屋中門の存在と成立を示す記述があるからである。しかし既往研究では、馬屋中門の成立が主たる問題であったので、この永川氏の指摘は大きな意味を持つといえる。

天保11年(1840)の庄内藩の奢侈を禁じる触書[44]に

> 一、中門ニ而出候玄関並風返附庇等之目立候玄関体之類、早々取壊可申事　但し、場所、駅場其外有来之分ハ、別段ニ付、其訳書出し可申事

とある。江戸時代末期の史料であり、17世紀と直接関連づけることはできないが、ここで禁令の対象となったのは、「玄関の中門」(座敷中門)であって、馬屋中門ではないことは注目される。榊原家は大組頭職にあって、近世の農民としては最上層に近い地位にあった。このような家では、格式を表し、かつ藩の役人を接客するうえで、座敷中門の存在は重要な意味をもってくる。天保11年の庄内藩の触書で禁じているのは座敷中門であって、馬屋中門ではない。つまり多くの家で馬屋中門が取り立てて珍しい存在ではなく、むしろ農耕馬の養育にふさわしい造りと認識されていたのとは別に、その反対の座敷側にも玄関の付いた中門を突出させ、両中門とする[45]ことについては、明らかに奢侈であり、かつ階層に応じた格式表現を乱すものであったのであろう。同時に禁令は、このような両中門造が増えてきたことを暗示している。単に座敷正面に玄関を付けるだけならば、下屋庇構造にすればよい。しかし、わざわざ桁を同高で回し、屋根に谷を造ってまでも中門を造るのは、上層農家の執拗な格式の表現意欲があったとみることができる。

中門造の成立は17世紀後期頃とみられてきたが、中門は即ち馬屋中門であるという認識が過ぎた。馬屋中門は確かに中門造の主流を占めるが、中門の名が冠されるには、馬屋と通路を兼ねる突出よりは、むしろ座敷正面の玄関を有する突出部のほうがふさわしいであろう。17世紀の上層農家遺構が座敷中門をともなう例がある点を考えれば、民家の「中門」の名称が中世武家住宅の中門よりきているとの前述須藤氏の説は、実証は困難であるが、相応の蓋然性を持つといえる。氏のいうように、武家住宅玄関であった「中門」の名称が、形骸化、転化し、民家において馬屋や寝室の突出をも中門と呼ぶようになったと考えて、大過はないであろう。

７．まとめ

以上で次の諸点を明らかにしたものと思われる。

はじめに榊原家の解体保存工事にともなう痕跡調査に基づき、座敷正面側の柱や繋梁の痕跡から、元禄16年(1703)とされる建築当初において、座敷中門の付いた「中門造」であったことを明らかにした。中門の内容は不明だが、面取りから土間が復原でき、玄関の存在を推定した。

つぎに国指定文化財遺構を検討し、中門の増改築の多さと、中門の存在が17世紀までさかのぼることを確認した。本稿は既往研究とはことなり、馬屋中門にこだわらなかった点に一つの特徴があり、17世紀において、馬屋中門のみならず、座敷中門の存在を指摘し、その意味を検討した。このような17世紀の座敷中門の存在は、特権的な農民層の住宅であることからみて、すでに指摘がありながら等閑視されていた、中世武家住宅の中門との関連が、蓋然性を持つと考えた。

全国域に視野を広げると、中門名の付く突出部を持つ民家は、鳥取、広島、京都、高知などで散見される。これらの地域の検討は今後の課題としたい。

註及び参考文献

1 中門の成立時期は、既往研究によると、おおかた17世紀後期から18世紀初期の時期に入る。本稿で取り上げる榊原家住宅は、厳密には18世紀の最初期の建築であるが、江戸時代の時代区分からここでは元禄期までを17世紀として扱う。

2 平成8年7月指定。同年8～9月で解体工事をおこなった。工事は宮澤智士氏(長岡造形大学)の指導の下に、川村哲夫氏(匠建築事務所)が工事主任、筆者が主任補佐となっておこなった。部材は遊佐町教育委員会の管理下で保存され、平成14年に遊佐町杉沢に語り部の館として復原された。

3 小倉強『東北の民家』相模書房、昭和30年

4 前掲『東北の民家』p144

5 小野芳次郎氏の成果は、『東北地方の民家』明玄書房、昭和43年、に総括的に述べられ

ている。

6 白木小三郎「「中門造」民家の間取について」『住居学』4号、大阪市大家政学部紀要、昭和31年

7 須藤賢「中門造民家の形態発生論的考察－越後を中心地域として－」『人文地理』第7巻第4号(通巻34号)、昭和30年。『越後風土記考』は、伊藤ていじ『日本の民家　北陸路』美術出版社、昭和34年、においても指摘されている。

8 関口欣也『秋田県の民家－秋田県文化財調査報告書第二七集－』秋田県教育委員会、昭和48年

9 前掲『秋田県の民家』p20

10 草野和夫『東北民家史研究』中央公論美術出版社、平成3年。この著作の総説「第一編」に、新たな資料を加えて、『近世民家の成立過程－遺構と史料による実証－』中央公論美術出版社、平成7年、が出版されている。

11 宮澤智士『越後の民家－中越編－　新潟県民家緊急調査報告Ⅱ』新潟県教育委員会、昭和54年

12 木村正太郎『出羽の民家採訪』中央書院、昭和48年

13 杉浦直『東北の農村家屋』大明堂、昭和63年

14 柴田和彦「山形県庄内地方の農村住宅の変容過程について～中門造を中心としての間取りの変容過程」『日本建築学会東北支部研究報告会』平成10年6月。同「山形県庄内地方の農村住宅の変容過程について(その２)～屋根裏空間から二階居住空間形成への推移過程」『日本建築学会東北支部研究報告会』平成11年6月

15『遊佐町史資料　遊佐郷村落史(上)』遊佐町、昭和54年、p50。大組頭は庄内藩独特の職制で、大庄屋の下にあって、数か村の肝煎を統括する役目であった。

16「聞目事、後年ノ為留控帳」『遊佐町史資料－遊佐郷藩政資料並災害、豊作凶作資料－』第8号、遊佐町、1983年

17 同じ平津村住の榊原清氏による。氏は住宅の所有者榊原家の親戚で、北海道に転出した旧所有者、斎藤家とも親交が深かった。

18 側桁は折置組でとりあうことや、差鴨居を用いず、柱の省略が少ないこと、柱間装置からの判断。柱の一部や、まぐさに蛤刃形のチョウナ加工痕跡があった点も年代推定の参考とした。

19山形県民家緊急調査の対象ともなり、平面図が、白木小三郎『山形県の民家』山形県教育委員会、昭和45年、に(8-43-1)の番号を付して報告されている。

20 チャノマを中心に下手にシモチャノマ、上手に玄関を持つ続き間座敷を並べる構成。ここで平面の地域性を証明するのは本稿の目的ではないが、例えば同じ遊佐町の青山家住宅主屋(明治23年建築・同町指定文化財)も、榊原家と建築年が200年間ほど隔たるのにもかかわらず、基本的に同じ平面を持っている。この青山家については1995年度の日本建築学会大会で学術講演をおこなった。

21 該当柱上端部の繋梁敷面まで、きれいに板溝を掘る。繋梁下端の柱との取り合い部も同様に丁寧である。建ったままではこのような入隅の工作は難しい。

22 土台を入れない構法、シモザシキと縁側境に差鴨居を入れないこと、部材の経年具合よりの判断。ゲンカンノヘヤの壁下張文書に、文政期のものがあったことも、参考になる。座敷に対応した庭園も、幕末期の隣村の庭師作と伝わる。

23 当家の解体前がそうであったように、近隣の類例でも、下屋構造ではあるが、玄関と寝室を設ける。土田家住宅(後掲)では、寝室にトモベヤの名称が残り、続き座敷に対応した供部屋ではないかと考えられる。中門には、続き座敷への玄関とそれに付属する部屋(寝室ではない)があったと推定できる。

24 前出の榊原清氏による。

25 遊佐町庄泉。伝明治5年建築の東海林家主屋を、明治20年(1887)に買い取り、移築時の普請文書が残る。図面に、玄関脇に湯殿を記す。

26 洋釘仕事であることや、明治中後期ころの庄内で、しばしば造られた「腰帯」を用いた板壁があることでの判断。

27 短期間での解体ゆえ、調査は完全でない。復原の際に再調査をしたい。

28 当初の垂木は雑木を用い、先端には茅負を縄絡みにくくりつけるための括れが造り出されている。中古材は竹である。

29 現状の馬屋は桟瓦葺き切妻屋根で、主屋と棟を直交させて建っており、あたかも主屋中門の馬屋を少しだけ引き離したかのような位置にある。しかし構造体をみると、主屋の馬屋中門であった可能性はない。なお、明和年間の田中古助「出郷日記」(『生活文化史料』鶴岡市、平成8年)に斎藤家の馬の記述があり、少なくとも江戸時代の斎藤家では、馬を飼っていたことはわかる。

30 目黒家、五十嵐家(新潟県鹿瀬町)

31 大山家、有路家

32 草なぎ家

33 前掲『秋田県の民家』p55、および同家指定説明。

34 文化財建造物保存技術協会『重要文化財土田家住宅修理工事報告書』重要文化財土田家住宅修理委員会、昭和60年、p61

35 前掲報告書p23。および現状変更要旨。番付の説明文を読むとp24の第15図 当初番付図は、「は〜へ」が明らかに誤記されている。

36 報告書p29、では、このためニワ境繋梁が低く取り付いていることを述べる。現状変更要旨にも詳しいが、その理由については考察されない。

37 前掲『秋田県の民家』p54

38 文化財建造物保存技術協会『重要文化財鈴木家住宅修理工事報告書』、重要文化財鈴木家住宅修理委員会、昭和57年

39 文化財建造物保存技術協会『重要文化財尾形家住宅修理工事報告書』、上山市、昭和

51年

40 現在までに遊佐町域で10棟余りの中門造民家の構造を調査してきている。その結果この地域の中門の構造的特徴は、a.側桁が本屋から同じ高さで一体に回りこむ。b.中引梁に相当する梁は中門にはない。c.本屋はそれ自体完結した構造を持ち、中門はそれに付加したような構造となる。d.入隅の中門桁は非常に緩い取り付き方で組まれる。以上の調査は江戸後期以降のものであったので、軒がせがい造か台輪軒となり、京呂組である。つまり側回りを折置組で納める榊原家とは異なるが、構造的な考え方は一貫性がある。

41 前掲『秋田県の民家』p19

42 例えば、寛政10年(1798)に庄内藩の役人が植林状況を巡検した時の町史所収の文書に「一、藤崎村御昼休御宿佐藤藤五郎家並下宿壱軒先年被仰付候。藤五郎家玄関湯殿無之旨申上候処拵ニ不及、御駕篭座敷江横付ニ仕候様、尤御雪隠ハ手軽用意可仕先年御差図御座候。」とあって、役人の接待にときに「玄関湯殿」が必要であったことが確認できる。また秋田地方では両中門のうち、馬屋中門は単にマガリ、座敷中門をチューモンと呼ぶ。(前掲『秋田県の民家』p17)土田家住宅で、座敷正面側の小部屋をトモベヤと呼んでいたのは、江戸時代の座敷中門の使い方を引き継いだものであろう。

43 前掲『重要文化財土田家住宅修理工事報告書』p63

44 遊佐町大宮田高橋家文書「御締達書」『遊佐町史資料ー遊佐郷藩政資料並災害、豊作凶作資料ー』遊佐町、昭和58年。この文献では「中間」と記すが、「中門」であることを史料より確認している。ちなみにこの後の「雛座敷」も「離座敷」の誤記である。

45 元和8年(1622)「亀崎御城本丸家土蔵帳」(『大泉紀年　上巻』鶴岡市、昭和53年)では、酒田亀ヶ崎にあった庄内藩酒井家御殿の四間五間の書院が「両方ニちうもん有」とする。民家ではないが、当時の武家住宅では、両方に中門を付ける例があった。

第２部　民家の地域性

第２章
鏡梁の形成と
普遍化にみる小屋組の地域性

１．問題意識と鏡梁の定義

民家の和小屋組は、水平梁と、登梁や投掛梁とを各々区分し、水平梁と束を組み合わせる小屋組を、一般に「和小屋組」で括ることが多い。しかしながら、この「和小屋組」には、実際には各地で様々なものが見受けられ、少なからぬ地域性がある。けれどもその地域性や発展過程は、存外に明らかでないといえるだろう。

山形県域や新潟県北部域には、鏡梁（カガミバリ）[1]を用いる和小屋組が一般的なものとしてある。これは、通常の和小屋が束で棟木を支えるのに対し、鏡梁という小梁で棟木を支えるもので、管見の限り他にほとんど見られない地域性の強い小屋組形式である[2]。この小屋組は高橋浩治氏の町家研究[3]に若干の記述があるが、研究の対象になる機会は、これまでほとんどなかった。本章では、かくなる棟木を支える小梁を「鏡梁」と定義し[4]、実地調査に基づいて分布域や名称の概要を明らかにする。そのうえで鏡梁の採用過程と小屋組の変遷について考察を行い、和小屋組の地域性を考える際の一つの資料[5]としたい。

２．分布域と名称について

まず鏡梁の分布域と呼び名について、はじめに展望しておきたい。分布域の確認調査は、山形県内を中心に秋田、新潟県内の、市町村役場所在地付近の民家で、鏡梁の存在が確認できるか否かを判断した[6]。これによって作成した分布域を図１に示した。ここから置賜地方を除いた山形県の北部域と、新潟県北部の一部に分布していることがわかる。鏡梁を採用する割合を定量的に判断するのは難しいが、なかでも山形県庄内地方で特に高密度に見ることができる。

鏡梁の名称について、市町村史等の公刊資料に見えるものでは、明治10年（1877）に参成学校（鶴岡市内）を建築したさいの「参成学校材木横簿」[7]に、「鏡指」の記述がある。名称を記した史料はこの記述がもっとも古い。また遺構では後述する菅原家（山形県遊佐町／昭和14年頃）の小屋束に、「鏡小梁下」の墨書を確認できた。

鏡梁は現在に至るまで用いられているので、大工からの聞き取り調査も実施した。調査は14人[8]からおこない、少なくとも、カガミコバリ（鏡小梁）－3人、カガミバリ（鏡梁）－6人、ムナギコバリ（棟木小梁）－3人、カガミザシ（鏡指）－1人、の4種の呼び方がある[9]こと

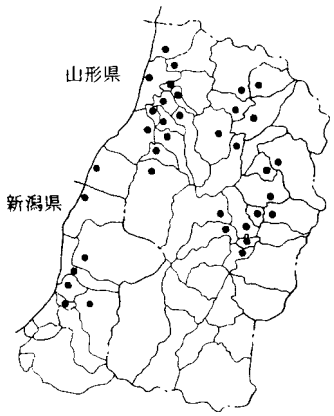

図１　鏡梁の見られる市町村

がわかった。このほか鶴岡市内在住の富樫新三氏による屋根工法書には、挿図に部材名として「鏡差」と記される[10]。

以上から、名称は大工によって少なからず異なるが、カガミを用いるものが、大勢を占めていることが知られよう。なぜカガミかは聞き取りで明確な答えがなく、民俗語彙に近い。これ以上の検討には資料がないが、高橋浩治氏によれば、鏡梁はカガミザシと呼ばれ、カガミとは「広く平滑な面を意味する言葉であり、太く立派な事を強調している言葉であろう」[11]と推測している。建築用語に鏡天井や鏡板があるように、意匠性の強い梁を指す言葉としてカガミが使われるようになったと考えるのは、確かに妥当と思われる。

３．鐙屋の増築にみる鏡梁の採用過程

酒田は日本海側の代表的な港町で、北前船そして最上川舟運によって大いに繁栄した。国指定史跡の旧鐙屋（あぶみや）は、酒田市街にある商家遺構である。この鐙屋惣右衛門家は代々回船問屋を営み、酒田三十六人衆の筆頭であった。酒田の本町通りに構えられた屋敷地に建つ主屋は、桁行24.9m、梁間13.8m、切妻造、石置杉皮葺屋根、妻入の大型町家である。主屋正面側には店舗棟が接続する。主屋は弘化2年（1845）の大火直後に再建されたと考えられているが、この町家の正面妻壁に鏡梁が使われている。しかしながら後述のように、正面妻壁部分は後世の増築部である。ここではその増築過程を検討[12]することで、町家における鏡梁の採用過程について手がかりを得ておきたい。

工事報告書[13]によれば、主屋は建築当初、中央部分である広間、仏間、茶の間の部分が建てられ、後に下手の板の間、奥の間部分が増築された。続いて上手の座敷が増築され、また下手の台所も増築されて修理前の規模となった。この時期は幕末期とされている。

ここで問題となる鏡梁を用いる正面妻壁は、増築された上手座敷部分にある。この上手座敷の大棟は、増築のため棟木一本分、棟が高く造られている。上手座敷は八畳間二室よりなる続き間の書院座敷で、正面側に幅１間の土縁が沿う。妻壁は座敷と土縁境の柱筋上にあり、桁行梁をせがい状に造り妻壁を1尺1寸持ち出す。土縁は下屋庇形式で造るので、大屋根正面側はこの妻壁で終わる。

妻壁は上屋梁間５間で、せがい状に腕木で支えられた上屋梁を含め、５段に梁を重ねて造る。その最上段が棟木を支える鏡梁で、３本の束によって支えられている。各梁の間は

写真１　鐙屋の正面妻壁（増築部）

写真２　鐙屋の小屋組内に残る当初妻壁部

漆喰塗の土壁である。鐙屋の小屋組で鏡梁を用いているのは、この部分のみであって、内部小屋組は、増築部・当初部ともに二重梁や束立のみである。下手(背面側)妻壁も二重梁だが鏡梁は用いていない。

この正面妻壁より２間、下手に引き込んだ位置にある小屋組が、建築当初の妻壁である。ここは広間・座敷境にあたる。この小屋組は桁行梁に上屋梁を掛け、上屋梁上に単に束立てして母屋、棟木を支える形式である。建築当初部分である広間から延びる母屋、棟木は、この筋から正面側へ３尺３寸のところで終わっており、増築部の母屋、棟木はこの筋から改めて継がれて[14]いる。建築当初の母屋、棟木の表面は風食しており、この部分がかつて切妻屋根のケラバであったことがわかる。当初小屋束の正面側(外側)には、風食がなく多数の釘跡があり、これらは壁板を留めた釘と見られる。また小屋束側面には、小舞下地を留めた竹釘痕跡もある。これらから復原すると、当初の妻壁は鏡梁を用いず束立のみの小屋組に、土壁を塗り、さらに大壁状に板を張る形式[15]であったことが判明する。

座敷部の増築は、報告書では「第二期 幕末頃」とされている[16]が、ここで再確認しておこう。まず座敷部で使用している釘はすべて和釘であり、少なくとも明治時代中期以前であることは確実である。当家に伝わる家相図には安政2年(1855)[17]と文久元年(1861)[18]のものがあるが、両者には座敷増築前の主屋が描かれている。このうち前者には座敷に相当する位置に懸紙があり、その懸紙に桁行2間半の規模の座敷が描かれる。この頃に座敷を増築する計画が立てられたようであるが、後者ではまだその座敷は建っていない。一般的に明治10年代には洋釘が用いられるようになるので、これらから鐙屋は1860年頃から1880年頃ま

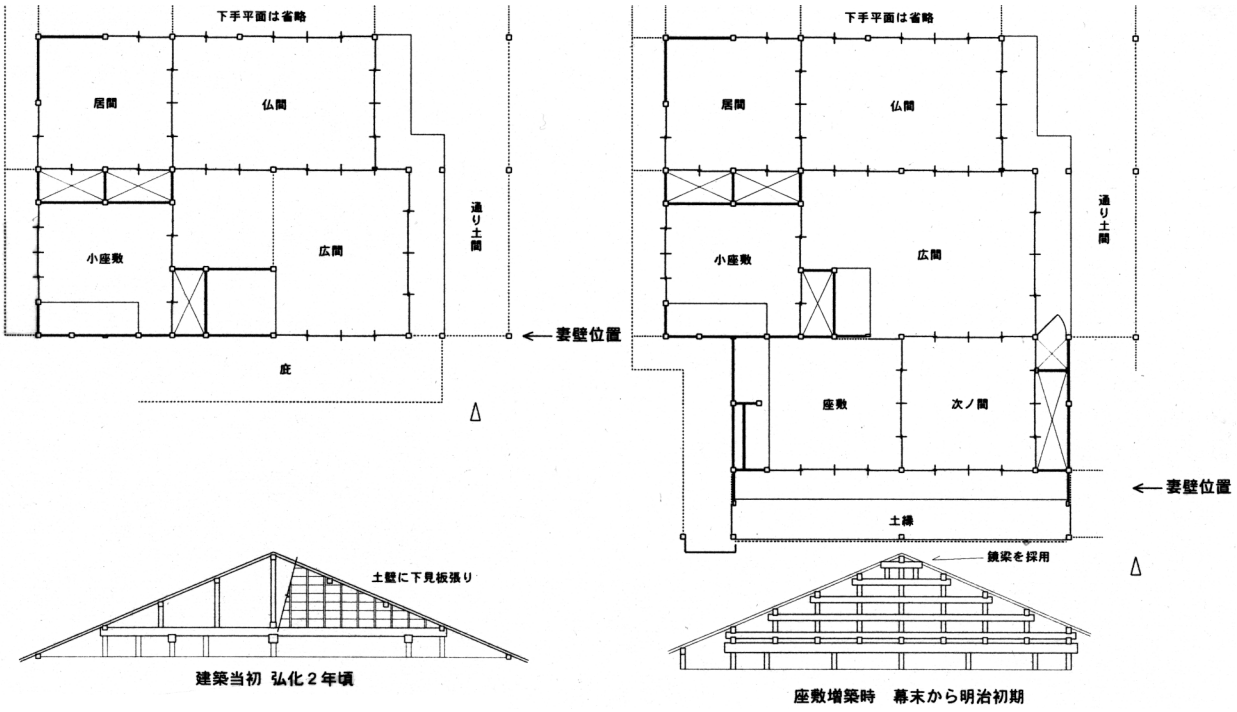

図２ 鐙屋の増築に見る妻壁形式の変化

での20年程の間に座敷が増築され、その際に鏡梁が採用されたと考えることができる。

以上から、弘化2年(1845)の大火直後に再建された鐙屋は、座敷の増築のさい、妻壁に鏡梁が採用されたことが知られる。鐙屋は酒田屈指の回船問屋で、かつ筆頭を務めた三十六人衆は江戸時代に名字帯刀を許され、町政に大きな役割を果たした重職である。このため主屋に経済的な理由で、建築当初は鏡梁を用いなかったとは考えにくい。よって鐙屋で鏡梁を採用した幕末から明治初期頃が、鏡梁の形成時期にあたるのではないかと考えられる。

４．鏡梁の意匠性と構造の関係および近代農家遺構での変容

鏡梁の形成について考察したが、以下では筆者が調査した遺構[19]をもとに標記について検討する。要点をまとめたのが表１である。

鏡梁の形成時期にあたると見られる鐙屋では、正面妻壁のみ鏡梁があり、背面妻壁や内部小屋組にないので、鏡梁は意匠のため用い、構造的機能はなかったと考えられる。妻壁の各梁の太さは5寸5分と「梁」としては太くないが、鏡梁に至るまで幾段にも梁を重ねることで、正面妻壁を飾っている。実見しただけで調査に至っておらず表１にないが、酒田や鶴岡市街、遊佐町内の町家遺構では、鐙屋のように正面側のみ鏡梁を用いるものが良く見受けられる。中には大正末年頃建築の町家、池田家(No.9、写真３)のように、正面妻壁に鏡梁とクインポストトラスを組合せたものもある[20]。鏡梁は明らかに一手間掛かる贅沢な構法で、妻面を豪華に見せる意図が強く感じとられる。このように町家建築で見ていく限りは、鏡梁に構造的機能は少なく、主に意匠のために用いられたと推察される[21]。

しかしながら町家建築以外では、鏡梁は必ずしも意匠のためだけではないようである。

表１　調査遺構の小屋組形式

No	家　名	所在地	建築年	建物種別	屋根(現状)	屋根材改変の有無	小屋組改変の有無	大屋根梁間	軒　高	屋根勾配	妻壁小屋構造	内部小屋組構造	桁行繋ぎ材	その他
1	鐙　屋	酒田市中町	弘化2年	町家	切妻杉皮葺	無	正面側増築/幕末頃改造	7間	10.7尺	4.2寸	重ね梁4段、鏡梁	束立、貫通し	桁行梁、貫	史跡
2	石名坂家住宅	鶴岡市加茂	明治2年	町家	切妻杉皮葺	無	旧主屋を明治2年に組替	3間	14.2尺	3.3寸	重ね梁1段、鏡梁	束立、鏡梁併用	なし	登録文化財
3	石垣家住宅	遊佐町宮田	伝明治14年	農家	切妻瓦葺	無	無	6間4尺	12.5尺	6.0寸	重ね梁6段、鏡梁	重ね梁6段、鏡梁	なし	
4	青山家住宅	遊佐町青塚	明治23年	漁家農家	切妻瓦葺	無	中門部増築/明治40頃	6間3尺	13.0尺	5.5寸	重ね梁5段、鏡梁	重ね梁5段、鏡梁	桁行梁	重要文化財
5	金野家住宅	遊佐町当山	伝明治30年	農家	寄棟トタン葺	杉皮→トタン(昭和30頃)	無	5間3尺	—	—	なし	束立、鏡梁	桁行梁	
6	梅地家住宅	遊佐町吹浦	明治後期	町家	切妻瓦葺	杉皮→瓦(昭和40頃)	無	4間3尺	—	4.5寸	束立、塗り込め	束立	桁行梁	
7	佐藤家住宅	酒田市勝保関	明治41年	農家	寄棟瓦葺	無	無	7間4尺	13.6尺	6.0寸	なし	束立、貫通し、鏡梁	桁行梁、貫	
8	伊藤家住宅	酒田市宮海	大正期	漁家	切妻杉皮葺	無	無	5間2尺	10.5尺	4.0寸	重ね梁4段、鏡梁	束立、貫通し、鏡梁	なし	
9	池田家住宅	遊佐町藤崎	大正末期	町家	切妻瓦葺	無	無	4間	12.7尺	5.8寸	クインポストトラス、鏡梁	キングポストトラス	桁行梁、筋違	
10	菅原家住宅	遊佐町樽川	伝昭和14年	農家	寄棟瓦葺	無	無	6間5尺	12.9尺	7.6寸	なし	重ね梁、束立、鏡梁	桁行梁、貫	
11	高橋家住宅	遊佐町八日町	昭和33年	農家	寄棟瓦葺	無	無	5間3尺	—	—	なし	束立、貫通し、鏡梁	桁行梁、貫	

No.2石名坂家住宅については、川崎和彦編『石名坂家住宅保存修理工事報告書』石名坂康夫刊、平成11年3月、を参考とした

庄内地方の近世農家は寄棟造茅葺屋根から、近代に瓦葺へとしだいに転換(新築・建替え)した。瓦葺で造られても茅葺と軸組構造に大きな変化はないが、小屋組は叉首から和小屋組に変わる。この近代の瓦葺農家建築の中には、町家における鏡梁の意匠的使い方とは裏腹に、まったくの見え隠れとなる小屋内部にまで、鏡梁を用いるものがある(No.3,4,7,8,10,11)。また町家の石名坂家住宅(No.2)でも、一部の見え隠れにも鏡梁を用いる。大工諸氏からの聞き取りでも、意匠であるとの答えと同時に構造強化をあげる人もいた。確かに、鏡梁は渡り腮仕口で棟木と組み合い、単に棟束で支えるより棟木は安定して納まるといえる。

このように見えないところに鏡梁が使われることは何を意味しているか、以下の二点の要因を考えることができよう。

(a)　構造的機能の発揮が期待され採用されたと見る考え。

(b)　構法として形式化・定型化し、当たり前のものとして鏡梁を使ったと見る考え。

上記の点とその変容を検討すべく、次の４棟で小屋内部での鏡梁の用いかたを見ていく。これらは代表例として客観的に選別したものでないが、詳細な構造調査を実施し、なおかつ建築年代が明らかで、上記に対し時系列にのせて検討できる好個の事例である。

石垣家住宅(No.3)は明治14年(1881)に建築[22]された。当家は近隣屈指の大地主であった家である。切妻造桟瓦葺の大屋根を支える小屋組は、6段にわたって梁を重ね、鏡梁で棟木を支承する。この小屋組は両側面の妻壁のみならず、見え隠れの小屋内にも同様のものを用いる。注目したいのは、小屋貫や桁行梁などの、桁行方向の繋ぎ材がまったくないことである。母屋と棟木が、唯一桁行方向を繋いで、小屋組同士の転びを防いでいる。

重要文化財の青山家住宅(No.4)[23]は、北海道のニシン漁で財を成した当家が、明治23年(1890)に郷里庄内に建築した切妻造桟瓦葺の豪邸である。石垣家と良く似た鏡梁を用いる小屋組[24]で、両妻壁と内部小屋組はともに同じものを用いる。しかしながら石垣家に対して、桁行梁が入っている点に違いが見られる。最下段の梁上には4通りに桁行梁を欠き込んで載せ、その一段上の梁上にもダボを植えて4通りの桁行梁を通している。石垣家と比較すると、明らかに桁行方向の構造強化をねらっていると考えることができる。

明治41年(1908)建築[25]の佐藤家住宅(No.7)は、寄棟造桟瓦葺である。したがって鏡梁は意匠としての見せ所が全くない。当然屋根裏に入らないと、鏡梁を使っているかどうか分からない。小屋組は前出2棟とは異なって、梁を重ねず、高く束をさしあげ２段の小屋梁を支え、ここから順に繋梁を架けて母屋を支えるものである。束には６段の小屋貫がある。桁行梁(中引梁)は小屋梁を欠き込み、棟通りに一本が入っている。注目されるのは上部２段の小屋梁で、この二重梁の上梁は、母屋や棟木を支える訳でなく、あえて見るなら棟束を補強する役割があるのであろうか。これが鏡梁かどうかは不明であるものの、この通りの小屋組のみならず、各通りの小屋組毎に入っており、意識的に採用された構造であることは確かである。一般的には小屋梁上から束のみで棟木を支えるところに、母屋を支えない小梁が入るのは、鏡梁の影響と考えられる。

昭和14年(1939)建築[26]の菅原家住宅(No.10)は、寄棟造桟瓦葺で、やはり鏡梁は意匠としての見せ所がない。小屋組は梁を重ねる小屋組と、佐藤家で見られた貫に頼る小屋組を併せたような構造をとっている。下から4段目の母屋の高さまで束立てし、その上に3段の梁を重ねる。４通りの桁行梁とともに、5段にわたり貫が入り、格段に小屋組は強化されている。また小屋組の最下段には火打梁が入っている。なお鏡梁は各通りの小屋組に入るのではなく、一間毎に束立てと鏡梁が交互に用いられている。

以上の小屋組内部に鏡梁を用いる近代の農家遺構4棟を通してみると、小屋組は桁行方向の構造強化とともに、単に梁を重ねる構法から脱却して、貫を併用する方向に向かったことがわかる。小屋貫の導入によって、梁間方向に長大材の必要な梁を重ねる構法から、構造としても強く、比較的材積の少なくて済む小屋組へと変容したことが読みとれる。しか

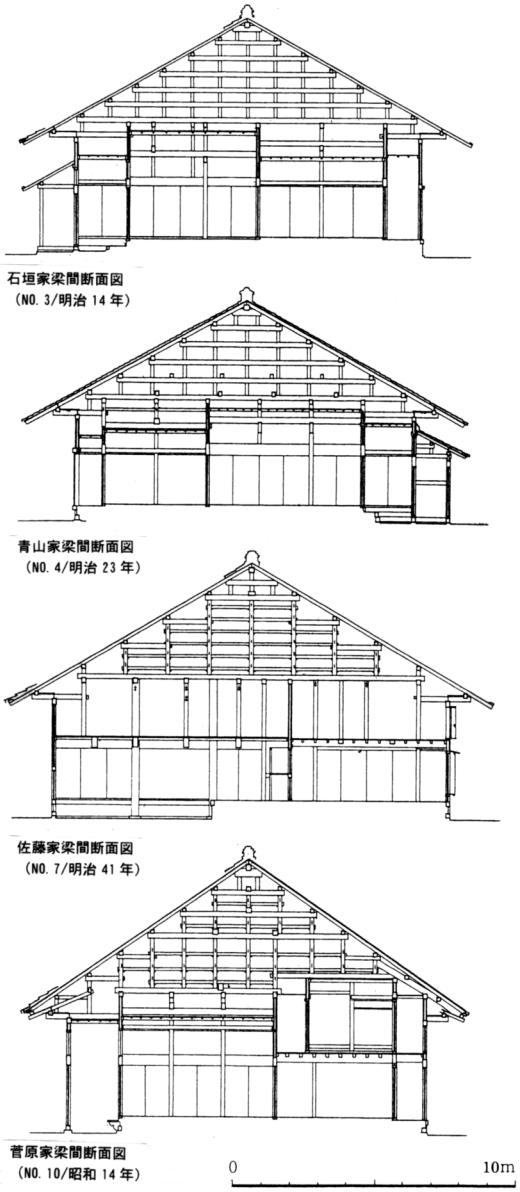

図３　４棟の梁間断面図

写真３　鏡梁とトラスで正面妻壁を飾った例

写真４　石垣家住宅（No.3）の上手妻壁

写真５　青山家住宅（No.4）の小屋組内の鏡梁

し小屋組は変容しつつも、鏡梁は用いられ続けている。明治前中期の石垣家(No.3)と青山家(No.4)を見ると、鏡梁を使う要因は前述(b)が強いように思われる。しかしながら菅原家住宅(No.10)は一間毎に鏡梁と束立てを交互に用いるので、大工達の意識としては(a)が強かったと思われる。これをもって(b)から(a)へ意識が変容したとは、検討遺構数が少ないので即断できないが、いずれにしても一つの地方的特徴をなすに至るまで、鏡梁が当地方に定着したことを意味していよう。

5．試論としての形成と普遍化の過程

前節の近代の農家は、瓦葺でいずれも規模が大きく、見え隠れにも鏡梁を用いるところが共通する。町場と在郷農漁村の関係から、鏡梁の形成と普遍化過程について以下に試論的に考察してみたい。

鏡梁は最も古いもので幕末～明治初期増築の鐙屋の妻壁にみられた。鐙屋に代表されるように、酒田や鶴岡の町家は妻入が主[27]で、現在でも切妻妻入町家の町並みを見ることができる。このような切妻造、妻入形式の民家の場合、いうまでもなく妻壁は外部意匠の見せ所の一つである。この正面妻壁を飾るために、梁を幾段にも重ねる表現が発達し、その行き着いた結果として、棟木までをも梁で支える鏡梁が出現したのではないだろうか。この形成過程は明らかではないが、鏡梁は妻入町家が建ち並ぶ地方であってこそ、出現を見た独特の小屋組であろうとまずは推測できるのである。

江戸時代を通じ庄内地方の在郷農漁村の民家は、茅葺屋根の中門造が一般的であった。この場合、屋根型は寄棟造、小屋組は叉首構造[28]である。明治時代前期までの在郷農漁村では、和小屋組は土蔵や板蔵以外に用いず鏡梁を使う素地はなかった、とみてよいだろう。

前出の石垣家住宅(No.3)は、明治14年に近隣で最も早く瓦葺で建てられた[29]。建物は平入で妻入町家とは異なっており、平入農家の妻壁には、外部意匠の見せ所としての大きな働きはない。しかしながら石垣家では、鏡梁を用いた妻壁と内部小屋組が造られたのである。この内部小屋組に、桁行方向の繋ぎ材が全く見られないのは、在郷でそれまで用いた茅葺屋根の叉首組を、当時町場で使われていた町家妻壁の正面立面に見える小屋組形式に単純に置き換えたため、ではないだろうか。近代在郷農漁村において主屋が茅葺から瓦葺へと転換していく過程のなかで、叉首組に代わって、町家妻壁の、梁を重ね鏡梁で棟木を支える和小屋組を引用したのではないか、と考えられるのである。それがやがて小屋組の改良とともに、棟木を支える構法の一つとして、鏡梁が大工たちの間に、定着し形式化したと推測できる。現時点で論拠となる資料がなく試論の段階であるが、地域性あふれる和小屋組は、このようにして庄内地方や新潟県北部に定着していったのではないだろうか。

一般的な構造の発展としては、例えば差鴨居や大黒柱のように、まず構造的な課題の克服のためにその構法が採用されたのち、次第に形式化・意匠化する。前述試論では鏡梁はこの逆をたどったことになる。これは本稿で検討した範囲で確認できる最古の鐙屋におい

てすでに意匠化されているためだが、この前段階に、構造的な課題(例えば耐震や耐雪)の克服策として鏡梁が使われだし、それが鐙屋の時点ですでに形式化していた可能性もある。鐙屋以前の遺構が現在見当たらないので、この点については今後の課題としたい。

６．まとめ

本章ではまず鏡梁の分布域を確認し、その名称についてもいくつかあることを調査に基づいて述べた。つぎに酒田の豪商鐙屋における、江戸時代末期から明治時代初期にかけての増築過程から、鏡梁が妻壁に採用された過程を検討した。これによって鏡梁の形成時期をこの頃であると推測した。

また見え隠れでも鏡梁を用いている農家遺構の小屋組の比較検討から、小屋組構造の改良と、鏡梁が確実に定着していく様を明らかにした。加えて試論であるが、それまでの分析をもとに、形成と普遍化の過程を推測した。以上の検討のうえでも、なお鏡梁の発生地域や、その伝播の過程について詳細が不明であるが、これらは今後の課題として、継続的に調査研究を行っていきたい。

註及び参考文献

1 後節調査結果にみるように、名称は必ずしも一致していないが、本稿では便宜上「鏡梁」と呼称する。

2 東北６県及び新潟県の民家緊急調査報告書では、鏡梁は報告されていない。しかし妻面に梁を重ねて妻壁を飾る手法は、秋田県では羽後町、湯沢市、角館町、青森県では弘前市、黒石市、大畑町、新潟県では新潟市、水原町、紫雲寺町、の町家や漁家に見られる。なお例外的な唯一の報告として、宮城県雄勝町の漁家である永沼家の小屋組に、後掲の佐藤家(No.7)と類似した小梁が見られる(佐藤巧『宮城の古民家－宮城県民家緊急調査報告書－』宮城県教育委員会1974.3、p.79)。

3 高橋浩治『東北地方日本海沿岸地域に町並みに関する研究』1985年度千葉大学修士論文。この論文は事例研究で山形県鶴岡市の町並みを扱っており、その中に一部鏡梁についての記述がある。

4 土蔵の妻の小屋組のうち、地棟を受けるのに小梁を用いるものが全国的に見られるが、これは鏡梁としては扱わない。

5 例えば鏡梁は、北海道ニシン漁場で活躍した庄内出身の青山家の建築で見られる。旧青山漁家住宅(旧所在は小樽市祝津、北海道開拓の村へ移築保存)や旧青山別邸(小樽市祝津)の付属屋群がそれで、庄内の大工が北海道での普請で用いたものである。このように小屋組形式は、地域性や大工系統を知る指標になる場合がある。

6 鏡梁の分布は広範域に及んでおり、それを正確に把握するのは実際は相当困難である。したがって便宜的に、市町村役場付近で存在を確認するこの方法を採ったが、結果に

大過はないと考えられる。

7「参成学校材木横簿」明治10年、三瀬村写、『豊浦地域史資料』所収、豊浦地域史刊行会、平成4年

8 内訳は山形県遊佐町内12人、山形県鶴岡市内１人、新潟県荒川町内１人である。

9 特に名称なし、という人が1名いた。

10 富樫新三『木造建築 屋根工法墨付け図解』理工学社、1997年、p.10

11 前掲『東北地方日本海沿岸地域の町並みに関する研究』p.21

12 鐙屋は平成2〜9年度の間、保存修理工事が行われ、屋敷地が復元整備された。その報告が、財団法人文化財建造物保存技術協会編『史跡旧鐙屋保存修理工事報告書』酒田市教育委員会、平成10年、として刊行されている。また資料集として、酒田市教育委員会編『史跡旧鐙屋保存修理工事報告書 資料篇』酒田市教育委員会、平成11年3月、がある。加えて筆者は、酒田市教育委員会の協力のもとに、この工事中に調査を行う機会を何度か得た。これらの刊行物と筆者の調査をもとに検討を加える。

13 前掲『史跡旧鐙屋保存修理工事報告書』、p.52

14 増築部の棟木は当初棟木に載せ掛ける。母屋は新たに当初上屋梁に束立てして増築部へ延ばしている。

15 小屋束の正面側に多数残存する和釘痕跡は。その密な間隔から、横張りの壁板を留めたものと見られる。ここから酒田の町家遺構の妻壁に、散見される下見板張りであったと考えられる。なお前掲『史跡旧鐙屋保存修理工事報告書』、p.106、にこの部分の写真と痕跡の説明があるが、板壁についての記述はない。

16 前掲『史跡旧鐙屋保存修理工事報告書』、p.90、の現状変更説明。なおこの現状変更によって、座敷は桁行２間から２間半に改変された。その根拠となったのは、年代不詳、かつ描かれた家も不詳であったものの、鐙屋と比定された市史編纂室所蔵の古図と、発掘調査の結果である。しかし少なくとも現状の建物そのものには、座敷が桁行２間半であった痕跡はない。

17 前掲『史跡旧鐙屋保存修理工事報告書 資料篇』p.49、所収

18 前掲『史跡旧鐙屋保存修理工事報告書 資料篇』p.51、所収

19 鏡梁は主屋建築から路傍の小屋まで、庄内地方一円で見ることができ、分析対象の客観的な選択は難しいものがある。これらの数から検討をうんぬんするのは如何か、と批判する向きもあろうが、現時点で筆者が実証的に取りまとめられるのが、本稿で扱った遺構である。これ以上は今後の課題としたい。

20 洋小屋との組合せでは、このほかに重要文化財旧風間家住宅(鶴岡市・明治29年)で、チュウモンとミセ妻壁に鏡梁を重ねた和小屋を造り、内部小屋組はキングポストトラスを用いている。

21 高橋浩治氏においても、鏡梁は構造的意味もあるが多くは妻面の装飾のために用いた、とする。前掲『東北地方日本海沿岸地域の町並みに関する研究』p.21

22 大正期にまとめた自家の沿革誌に明治14年の記載があったという。この沿革誌は現在散逸し不明。

23 当家については、拙稿「山形県所在の旧青山嘉左衛門家の建築群について」『民俗建築』108号、1995年11月。に詳しい。

24 青山家主屋の普請は、棟札より石垣家住宅(No.3)の所在する宮田の大工、土門市郎左衛門によって行われたことが明らかである。

25 縁板墨書。

26 口伝だが当主の記憶にある事なので大過はないと考えられる。

27 玉井哲雄『東日本町家建築の系統的把握のための基礎的調査研究』昭和61年度科学研究費補助金研究成果報告書、昭和62年

28 当地方の近世民家の叉首組は、叉首内に鳥居状に束と合掌繋ぎを入れるのが通例である。しかしながら叉首組には鏡梁は持ちいられていない。かかる叉首組と和小屋組との関係解明については、今後の課題としたい。

29 石垣敬子氏よりの聞き取りによる。管見の限りでも、遊佐町域とその周辺にはこれより古い瓦葺の農家はない。

第２部　民家の地域性

第３章
北海道ニシン漁場にみる
網元出身地の地域性の継承

１．本章の目的

北海道西岸は近世からニシンの産地として有名であり、ニシン漁は耕地に乏しい北海道の一大産業であった。江戸時代末期に松前藩がニシン漁場を徐々に開放していくと、多くの本州の漁民が新しい漁場を求めて北海道へ渡った。そしてこのニシン漁を営むうえで、網元の居住部と雇漁夫の宿泊部とを、一棟の中に持ち合わせた特異な構成のニシン番屋建築が造られるようになった。

この北海道特有の民家であるニシン番屋は、既に遠藤明久氏や越野武氏らの調査研究によって、成立過程の考察や、顕著な特徴である雇漁夫の宿泊部と土間構成の類型化などが示されており、ニシン番屋の地域的特徴や変遷が概ね明らかになっている[1]。しかしながら番屋のもう一方の極である網元居住部に関しては、網元や大工出身地の影響が指摘[2]されながらも、具体的な報告の蓄積はほとんど無いように思われる。

ニシン漁家青山家は、庄内地方の山形県遊佐町青塚の出身で、北海道小樽市祝津を拠点にニシン漁網元として活躍した家である。祝津には青山家が住まいとして用いた元場[3]（ニシン番屋）と別邸[4]があったが、元場は北海道開拓の村に移築されているものの、ともに良好な状態で現存している。また郷里の庄内にも住まいが残されており、重要文化財に指定[5]されている。このように青山家では郷里と北海道とに主要な建物が現存しているが、これは盛衰が激しかったニシン漁家のなかにあって、当時の建物群の造りやその性格を、史料を用いて総合的に検討できる数少ない事例となっている。

筆者はこれまで青山家の郷里に現存する住宅や、庄内地方の民家について調査を進めてきた。本章ではニシン漁家青山家の主屋機能を持った建築に注目し、その建て替え過程を検討していく。このことによって変遷をたどるとともに、ニシン番屋の網元居住部を郷里山形の現存遺構と比較することで、北海道における出身地の民家形式の移入過程を検証しようとするものである。

２．ニシン漁家青山家について

青山留吉は天保7年(1836)に庄内の漁村であった羽後国飽海郡青塚村（現在の山形県飽海郡遊佐町青塚）の青山嘉左衛門家に生まれた[6]。安政6年(1859)に家を出て渡道、祝津（小樽市）で雇漁夫として働いた後独立し、漁場の拝借を経て明治2年(1869)に同地で初めて漁場を所有するようになった。当初はごく小規模な刺網漁家であったが、明治中期にかけて、ニシン漁での成功と、他の漁家への仕込（経営資金貸付）によって、漁場を急速に拡大するとともに、より大規模なニシン建網漁家へと変貌し、後に祝津三大漁家の一つに数えられるようになった[7]。

留吉は青塚生まれの姉の子であった政吉を、安政2年(1855)に養子とし、明治12年(1879)に祝津に呼び寄せ北海道青山家の二代目とした。政吉には男児がなく、その子政恵に青塚近郊の市神出身の民治を婿入りさせ、三代目としている。留吉は明治23年（1890）に故郷青塚に豪邸（現在の旧青山家住宅）を建設。明治41年(1908)にそこに隠居し、大正5年（1916）に

没した。二代目政吉以降は、故郷庄内地方に戻ることなく北海道に定住した[8]。

３．元場の前身建物とその更新過程についての検討

青山家元場は大正8年(1919)5月の祝津大火で焼失し、その直後に再建された。まずはこの元場の再建過程について見ていきたい。

元場は青山家ニシン漁場経営の本拠で、旧祝津15番地にある。別邸が完成する大正11年(1922)頃までは、青山家の住まいでもあった。元場は短冊状に区割りされた青山家の敷地に、海に対して直角に向いて建ち、敷地背後に向かっては文庫蔵や網蔵などの付属屋が続いて建てられていた。現存する元場は桁行13間1尺、梁間6間3尺の規模で、寄棟造桟瓦葺のニシン番屋建築である。中央に入口があり、向かって左手がダイドコロと呼ぶ雇漁夫の宿泊部で、蚕棚状のネダイがコ字形に配される。中央にはニワがあり、土間を挟んで右手が網元居住部である。網元居住部は主要4室よりなり、下手にはチョウバ・チャノマ、上手には玄関のほかにカミザシキ、ナカザシキの続き間の座敷が造られている。屋根には望楼状の煙出があり、いかにもニシン番屋らしい広壮さと機能が備わった建物である。

この現存元場の前身建物は、明治20年(1887)前後に建てられたと考えられており[9]、大正8年の火災で焼失した。現存元場は焼けずに残った図面を元に、同年に再建されたと伝わることから、ある程度の推測が出来るのみで、再建後とどこに相違があるのかは不明であった。しかし近年に新たに見つかった２枚の古写真や、「建物台帳」、「土地建物漁場漁舩調」

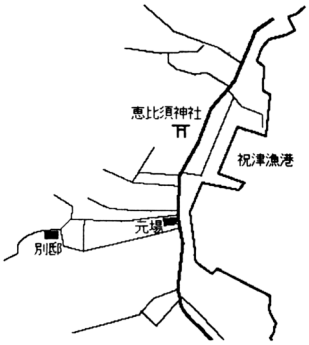

図１　祝津青山家の位置

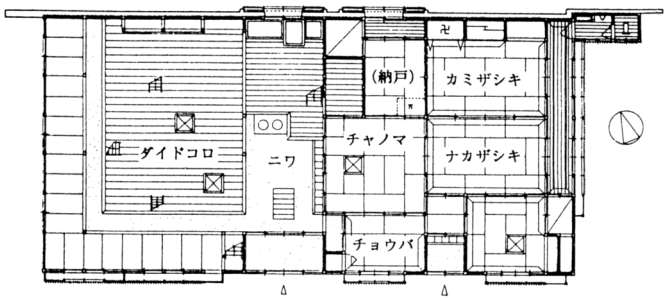

図２　青山家再建元場平面図（北海道開拓の村へ移築）

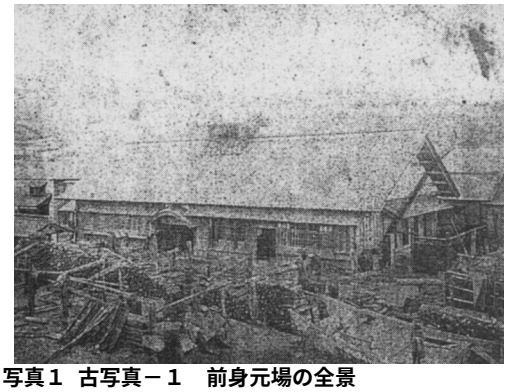

写真１　古写真－１　前身元場の全景

写真２　古写真－２　青山留吉と前身元場

によって、概要を知ることが出来る。

古写真－１[10]は元場を正面から撮ったものである。撮影年代は不明で、経年によりあまり鮮明でない。この元場は切妻造桟瓦葺。平入で正面に２カ所の入口がある。正面側には繁垂木の小庇が付いた出窓があり、ほぼ中央には土間入口と考えられる、むくり破風が大きく迫り出す。焼失後に再建された元場は寄棟造であるのに対し、これは切妻造と違いを見せる。棟には煙出もしくは望楼らしい小屋根が載っている。注目したいのは、二間程海側(右手)に板塀を張り出している点で、この板塀は再建された元場にはない。この塀内は座敷に対応した庭園が設けられていたと考えるのが妥当であろう。

古写真－２[11]は初代青山留吉が海を向き元場を背にして写る。写真には「留吉が古希の折」との添え書きが付き、換算すると明治39年(1906)撮影である。元場は右上隅に写るのみで詳細は不明だが、注目されるのはやはり屋根が切妻屋根である点と、梁を重ねて意匠を兼ねた妻壁を、せがい造(出桁造)で持ち出している点、正面側の出窓の桁も同様に持ち出す点、また破風に墨が塗られ、絵様(渦文・欠眉)には胡粉が塗られている点である。また妻側の釣庇も注目したい。これらは青塚の旧青山家住宅と同様であり、ひいては庄内地方の明治期民家の一特徴[12]と見なせるものである。

北海道開拓記念館所蔵「青山家文書」には建物台帳が残されているが、もっとも古いものに「明治廿年調正」のもの[13]がある。注目されるのは元場が「仝拾五番地　一柾葺建家　間口拾弐間五尺　奥行六間　此坪七拾六坪九合九勺」と記されている点で、ここでは前掲古写真の瓦葺でなく柾葺なのである。そして添え書きに「明治十八年九月中新築」とあり、建築年代が知られる点も注目される。

この「建物台帳」の17年後である明治37年の「土地建物漁場漁舩調」[14]には、元場が「仝村拾五番地　一木造瓦葺本家　間口拾弐間五尺　奥行六間　此坪七拾七坪」とある。ここから屋根はこのときには瓦葺で、明治中期に柾葺から瓦葺に葺き替えていることがわかる。寒冷地の北海道では瓦葺は数少ないが、葺き替えはニシン番屋建築を格式付けるものであったと理解できるだろう。

平面形式は文書、写真ともにほとんど伺い知る事は出来ない。しかし古写真に写った範囲の壁面構成は、再建された元場とほとんど変わるところはない。焼失した元場は当時小樽有数の建設業者であった、大虎・加藤忠五郎[15]によって、焼けずに残った図面を元に大

写真３　青山家再建元場（ニシン番屋）

写真４　青山家別邸（小樽市祝津）

正8年(1919)中に再建されたと伝わる。問題は規模で、再建された元場は間口13間1尺、奥行6間3尺であるが、台帳に見る焼失した前身元場は、間口が2尺、奥行が3尺小さかったことになる。

現存する元場は、規模が前身とは若干異なり、屋根形式や構造[16]は改変されたが、写真から判断出来る範囲の上手平面形式に加え、後述する再建元場の平面の性格から、再建時に残っていた図面を用いたのはほぼ確実であると思われる。

焼失前の元場は明治後期には瓦葺に葺き替えられている点や、小庇や妻壁の構成、庭園の存在など意匠的に充実したものであったと考えられ、ニシン番屋建築の宏壮化が顕著になるのが明治30年前後である点[17]を考えると、当時のニシン漁場にあってはその流れにのった豪奢な番屋であったのだろう。また意匠的特徴からは、焼失前の元場は庄内地方の大工によって建てられたものと推察される[18]。

４．別邸の建設とその造り

青山家別邸[19]は元場の西方山手にあがった祝津旧140番地にある。留吉の没した2年後に政吉によって計画され、大正7年(1918)に着工した。大工は青山家お抱え大工であった斉藤子之助[20]が棟梁となり、同郷の石垣清治郎、土門市太郎が加わった。他に石工、左官など総勢五十数名の職人が関わったとされる[21]。着工翌年には、祝津大火によって元場が焼失しながらも工事は続けられ、大正11年(1922)10月に「新宅披露祝宴」[22]を二日にわたって開き竣工した。竣工後は青山家当主の住まいとして使われた。

別邸は板塀で囲われ一つの屋敷の体を成している。主屋には離れが接続し、向かい合って文庫蔵、外便所が建つ。昭和6年更正「建物臺帳」[23]によれば、この他に雑倉、車小屋、鳥小屋、井戸小屋があった。庭園が南・東・北の三方に設けられ、邸内に多数植えられた松と併せて、実戦的なニシン漁場とは思えない屋敷景観を創り出している。

主屋は平屋建で、桁行12間4尺、梁間6間3尺の本屋に、正面側の上手・下手それぞれに角屋を突出させ、あたかも秋田や庄内地方に顕著な両中門造を彷彿とさせる。大屋根は入母屋造桟瓦葺[24]で、軒はせがい造。平面は西側の山手を下手、東の海側を上手とする主要12室よりなる。室内は春慶塗が施され、下手には丈の高い差鴨居を用いるが、上手座敷は有壁長押を打った書院座敷である。上手正面に突出した部屋は洋室である。小屋組は洋小屋

写真５　青山家別邸正面縁側部分

写真６　青山家別邸の離れ

組である。

離れは総二階建で、桁行7間半、梁間3間半の規模。屋根は主屋同様に入母屋造桟瓦葺でせがい造にしている。一階は主要2室よりなり、L形に土縁を巡らすのが特徴的である。二階へは凝った造りのタモの階段で上がる。二階は主要3室よりなり、海側が最上手である。離れは主屋とは一転して白木となり、漆は一部を除き使用されない。土縁の構成や欄間には数寄屋的な意匠も散見される。

主屋、離れともに建ちが高いうえに開口部が多い建築で、北海道の気候に対応するよりは、格式を重んじた意匠が勝っている。

５．ニシン漁場の主屋建築の変遷と郷里の民家形式

筆者はこれまで庄内地方民家の調査研究を継続して行ってきており、その一環で旧青山家住宅の造りや普請の経緯について論考したことがある[25]。そこで旧青山家住宅主屋は、平面、意匠、構造ともに明治期の庄内民家の範疇に入ると考察した。また重文指定のさいには、「庄内地方の江戸時代以来の民家建築の平面や意匠を引き継いで完成された建物」[26]と評価されてもいる。

庄内平野に現存する遺構で典型的と考えられる平面を図５に示した。平面形はこのようにチャノマを中心に主要六室が整形間取りで並ぶもので、上手室列が座敷列で正面側にゲンカンが付く。旧青山家住宅は大きな規模と豪奢な意匠を誇るが、下手を除くと基本的な平面形はこの地方の伝統的なものであることが理解できよう。

さて典型的なニシン番屋建築である元場は、ニワを挟んで下手を雇漁夫の宿泊部であるダイドコロ、上手を網元居住部の座敷とする。ダイドコロはネダイが一階でL形に、二階でコ字形に巡るが、この形式は基本はともかく、再建時に改良された可能性がある。いっぽう座敷部は主要6室からなるが、入口の位置などは前述のように、前身元場と良く似ている。現存元場で特に注目されるのが、チャノマ－チョウバ[27]、カミザシキ－ナカザシキ、そして上手玄関とその脇の八畳間それぞれの関係である。この関係は、そのまま青塚の旧青山家住宅の中ノ間－帳場、上座敷－下座敷、上手玄関と玄関室[28]の構成に当てはめることが出来る。また元場カミザシキの仏壇は、チャノマの神棚下にあった可能性が高い[29]。このように再建元場の網元居住部の平面形式に、旧青山家住宅の、ひいては庄内地方民家の特徴を見出すことは容易であり、焼失前からの座敷平面形式を受け継いだ事を示すと考えられる。

別邸着工後間もなく、図らずも肝心の元場が焼けてしまう。本来であれば網元の住まいであり、漁場経営の本拠が焼失したならば、お抱え大工があたるのが当然であろう。しかし結果として小樽の建設業者「大虎」により、同年にごく速やかに再建された。再建された元場は背面に防火壁を積み、軒を塗り込めて防火に意を払う一方、海側に設けられていたと考えられる庭園は再現されていない。

元場の再建材は道内産を白木で用い、仏壇は雇漁夫宿泊部より最も遠いカミザシキに

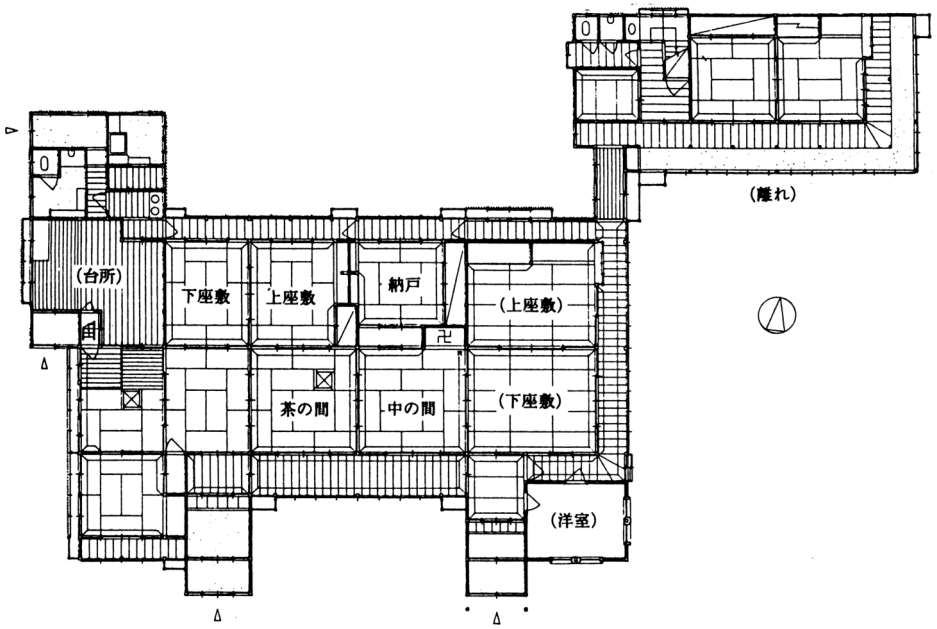

図３　旧青山家住宅平面図（遊佐町青塚）

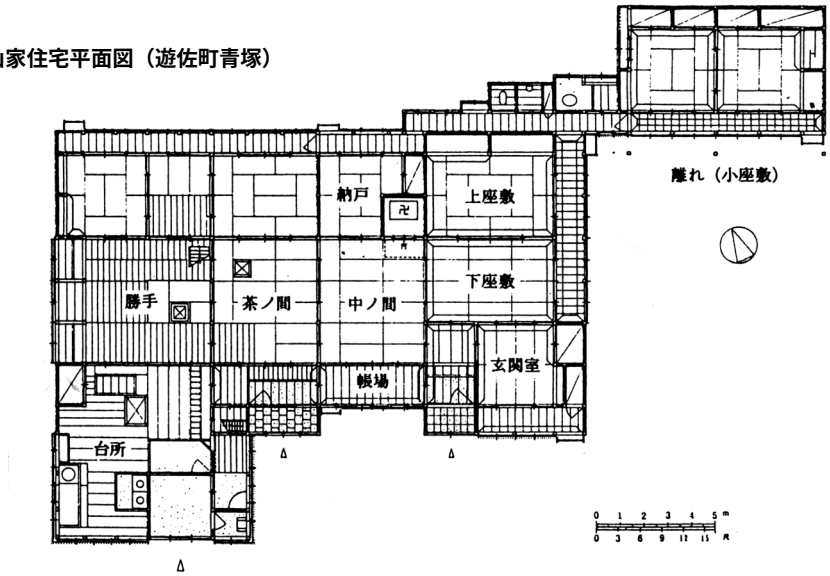

図４　旧青山家別邸平面図（小樽市祝津）

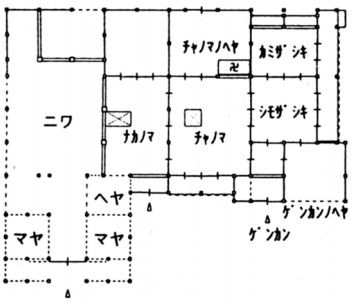

図５　庄内地方民家の平面例
（遊佐町上小松）

写真７　旧青山家住宅主屋（遊佐町青塚）

移った。意匠的には外部の竪繁格子や、玄関持送板などの絵様に繊細さがあるが、同時期に建設中であった別邸を考えると、特に室内は簡素であるといえよう。

この前身と再建の比較から考えられるのは、元場が漁場の本拠としての格式を保ちながらも網元居住部の重要性を減じ、より実戦的なものに生まれ変わったことである。理由としては建物の性格上早急に再建する必要があった為と思われるが、看過出来ないのは既に着工していた別邸の存在で、当主の居住機能の移転を決めていたからこそ、お抱え大工があたることもなかったのではないだろうか。

前掲「建物臺帳」では、元場／別邸がそれぞれ目次で「漁舎／上ノ家」、細目で「居宅兼漁舎／本家」と記されることから、いわゆる別邸の語意とは違って元場と平行して恒常的に用いられ、結果的に居住機能が移されたと考えて良いだろう。

別邸の平面構成が青塚の旧青山家住宅と酷似しているのはいうまでもないだろう。茶の間－中の間－(下座敷)－(上座敷)の構成は、そのまま旧青山家住宅に見出すことが出来る。玄関室は(洋室)となっているが、それも用途は変わっていないだろう。しかし下手台所周りは背面に移され、結果として別邸を民家としては垢抜けたものとしている。室内意匠は春慶塗で、この点も共通する。また仏壇・神棚まわりの構成、上手座敷の有壁長押や床の間・床脇の構成もまた同様である。離れの構成や位置も良く似るが、青塚の旧青山家住宅が平屋建、春慶塗であるのに対し、別邸は総二階建、白木造と違いを見せる。庭園の建物に対しての位置、文庫蔵の配置、屋敷へのアプローチにも共通点が見いだせる。

これらから分かるのは、別邸の建築にあたって政吉は自らの故郷の民家形式を最大限的に再現しようとしたことであり、お抱え大工がその実現に大きな役割を果たしたことが推察されるのである。もう少しの推測が許されるのならば、故郷の豪邸に隠居していった養父留吉に対して、北海道の漁場での定住を余儀なくされた政吉の望郷の念が、建築によって具現されたのではないだろうか。

６．まとめ

青山家は自らの主屋建築を建てる機会を、少なくとも前身元場、再建元場、別邸と三度もった訳だが、以上のように郷里の民家形式に対する強度な継続性・一貫性を見て取る事が出来る。元場の焼失・再建にあたってなされた改変は、別邸の存在を考えた時に説明のつくものであり、この災害は元場が依然「居宅兼漁舎」であるのに対して、結局別邸が「本家」となるのを運命づけたといえよう。しかし元場焼失を予期できぬ時点にあって、青山政吉が別邸を計画したのは明確な二つの意図、一つは築後30年余りを経ていた元場から、自らの居住機能を移転し、隠居を展望に入れて専用住居化する事。もう一つは膨大な資力を注いで、元場の座敷部を圧倒する庄内地方的な世界を創出する事、が込められていたものと考えられる。

これらの事象は他のニシン漁家において必ずしも当てはまるものとは思えず、むしろそうでない例も多数あると考えられるが、往時の網元の出身地を知ることすら困難な今日に

あって、事例として貴重であると思われる。

註及び参考文献

1 遠藤明久、越野武ほか『建造物緊急保存調査報告書』北海道教育委員会、1972年など。

2 前掲『建造物緊急保存調査報告書』p.93。

3 後掲の小林孝二氏の論考では、元場は主屋(ニシン番屋)そのものとそれが建つ土地を指していたとされる。ここではひとまず主屋建築の意で元場を用いる。

4 現在「旧青山別邸」として一般に公開中。

5 旧青山家住宅(4棟、宅地)、平成12年12月指定。

6 青山留吉の生い立ちについては、青塚の邸内に大正2年建立の頌徳碑があり詳しく記されている。その読み下しは、須藤儀門『青塚誌』遊佐町青塚部落、1985年、に載せられている。

7 青山家を含んだ明治期の同地漁業家の成立過程は、山田健「北海道高島地方における鰊漁業の成立」『北海道の研究　第6巻』所収　清文堂出版、1983年、が詳しい。また近年には北海道開拓記念館において特別研究「鰊漁場からみた北海道の近現代史－鰊場親方青山家資料の分析をとおして－」がなされている。

8 系図については遊佐町教育委員会の調査に拠る。

9 小林孝二「青山家建物について」『日本建築学会大会学術講演梗概集』1982年10月。

10 青山家文書、遊佐町役場所有。

11 札幌市青山盛勝氏所蔵。

12 切妻の妻壁をせがい造で持ち出し、釣庇を設ける例は、近隣では石垣茂左衛門家(遊佐町宮田・明治14年)を始めとして、明治期に建てられた多くの家で見ることができる。

13 北海道開拓記念館所蔵。これら台帳の内容は、村上孝一「青山家における建築活動」『北海道開拓記念館調査報告』39号、2000年、で報告されている。

14 青山家文書「土地建物漁場漁舩調」明治37年、遊佐町役場所有。

15 大虎が請け負った事に関しては、宇都宮万里『郡来－青山漁家－』私家版1985年や、今村敏明「小樽・ひとと建物12　旧青山別邸」『北海道新聞』1979年5月、に記されている。また大虎の活動については駒木定正「「大虎」加藤忠五郎について」『日本建築学会北海道支部研究報告集』No.59、1986年、に詳しい。

16 再建元場は小屋組がトラス組である。背面には防火壁を積み、軒先を塗り込めて、火災に備えている。

17 前掲『建造物緊急保存調査報告書』p.15。

18 当時の大工については不明であるが、後にお抱え大工となる斉藤子之助の渡道前のこととなり、青山家は元場建設にあたって明治中期に既に郷里から大工を呼び寄せていたことを示している。

19 慣用されている別邸は呼称に疑問もあるが、今回はそのまま用いる。元場に対する別邸の意味であろうが、後述のように実際は祝津青山家の本宅である。青塚青山家に対する別邸という見方も成り立つが、留吉が隠居するのが明治41年、没が大正5年であるのに対し、別邸着工が大正7年で2年間の時間差があり、それでは別邸完成まで元場(番屋)が別邸に相当したことになる。

20 斉藤子之助は酒田の大工と言われてきたが、子孫の斎藤茂氏(遊佐町住)による戸籍調査により、元治元年(1864)、飽海郡遊佐村大字遊佐町字舞鶴の生まれであることが分かった。渡道年は26才と伝わるので、明治23年(1890)となる。ニシン漁場の大工については稿を改めて論考したい。

21「旧青山別邸パンフレット」1989年。

22 別邸の文庫蔵展示品のなかに下駄状の板があり、裏面に「大正十一年十月二日ヨリ三日迄新宅披露祝宴ノ際茶の間と中の間の縁ニ敷きたる畳の不足を補へたる敷板なり　但西の方へ」と記される。

23 青山家文書「建物臺帳」昭和六年八月更正、北海道開拓記念館蔵。

24 現状は軒先が亜鉛鉄板葺に改変されている。

25 拙稿「山形県所在の旧青山嘉左衛門家の建築群について」『民俗建築』108号、1995年11月。

26『月刊 文化財』448号、2001年1月、p.31。

27 部屋名は前掲『建造物緊急保存調査報告書』の調査結果に拠る。

28 部屋名は建物台帳や建具上框の墨書によって判明した。(　)内は依然不明だが便宜上筆者が補ったものである。

29 前掲『建造物緊急保存調査報告書』p.145において、元はチャノマ神棚下に仏壇があったとの聞き取りが報告されている。元場移築時の開拓記念館の調査では、仏壇は当初からカミザシキにあったと考えられているので、調査時に話者となった青山馨氏は、焼失前の元場の仏壇を言っている可能性が高い。

第３部　民家の使われ方

第１章
広間の祭祀に関わる使い方を
建築史的アプローチよりみる

１．本章の目的

山形県の庄内地方は日本海側に位置し、ことに平野部は肥沃な穀倉地帯として知られている。最上川が中央を流れるこの広大な庄内平野には、港町の酒田や城下町の鶴岡があり、それらの都市を取り巻いて農村がある。農村には現在も多数の伝統的な民家が残されており、地方色の表れた茅葺中門造の民家を見ることができる。

筆者はこれまでに、当地方の民家についての調査を行ってきたが、このうちチャノマと呼ばれている部屋について、復原考察や聞き取りによって、使い方の変化に関わるいくつかの問題点を見いだすにいたった。チャノマは位置的にも住まう人の意識的にも、家のなかでは中心的な役割を果たしている、あるいは果たしていた部屋であり、当地方の民家史のうえで、その意味づけは重要な作業であると考えられる。

東北地方は草野和夫氏による大著『東北民家史研究』[1]によって、復原調査に基づいたあらかたの形成史・変遷史が解明された。しかしながら、その使い方を歴史的に遡及することについては、建築史学にとって今後も大きな課題であるといえよう。近年、赤阪典雄氏によって「東北学」が唱えられ、中央政権に対して地方を相対化する視点の重要性が説かれている。民家史研究はモノ学であり、地域史研究と密接に関わっている。その地域史研究が深化するのに対して、これら境界領域他分野と連携を深めるか、建築史学の側からも問題を提示する必要があるのである。

筆者は山形県庄内地方において10年余り復原編年調査、その他をおこなってきた。ことある毎にチャノマと呼ばれる大きな部屋が、歴史的に見て特別な意味づけがあるように思われてならない。ここでは以上の問題意識を前提として、庄内地方におけるチャノマの特徴的な使われ方を検討し、建築史学徒ならではの役割として、建築そのものから、復原的に見て歴史や生活を論述しようとする試みである。このような試みとしては、すでに大河直躬氏の『住まいの人類学』[2]に代表されるような成果がある。

本論の進め方として、まずチャノマについて間取りのなかでの位置づけを行い、つぎに事例をいくつかあげて事例の問題点を指摘した後に、最後にそれらを総合的に検討し、チャノマの使い方について考察を加えていこうとするものである。この作業によって得られる成果は、隣接諸分野、例えば民俗学や地域(地方史)史研究にも寄与するものと考えられる。

２．庄内地方民家のチャノマ

まず始めに、庄内地方においてチャノマがどのような位置にあるか、ここで確認しておきたい。

庄内平野に現存する農家遺構で代表的と考えられる例[3]を図1に示した。このような土間の正面側に馬屋中門を持つ中門造が、典型的な家構えとしてある。平面形は主要六室が整形間取りで並ぶもので、最上手の室列は座敷列である。チャノマはその座敷列に続いてとられる部屋で、その下手が居間であるウチデドコ室列である。チャノマの上手背面側の壁

には仏壇と神棚が置かれるのが通例で、正面側には縁側がとられる。この縁側の外側には、ツボと呼ばれる塀で区画された小さな庭園が造られるのが普通で、たいてい池がうがかれている。

チャノマの規模は筆者の調査では桁行3間、梁間２間半が最大であった。これは桁行が長いが、家によっては桁行2間、梁間3間と、逆に奥行が深いチャノマもある[4]。たいていはこの部屋が家の中では最も大きな部屋になっている。このチャノマの上部には、差梁が桁行と梁間に井桁状に組まれる。特に正面側に面する桁行梁は虹梁状に造られる。ユカは畳敷きで天井はたいてい竿縁天井を張るが、上屋梁上を使うために根太を載せて、それを天井に持ちいる例もある。チャノマの中央付近やや下手には、方半間ほどの大きさの囲炉裏が切られている。建具は座敷境が板戸、縁側境が障子戸、その他が中透戸とされている家が多い。

このような大きな部屋であるものの、チャノマは上客が来たときの応接に用いる程度であって、日常はほとんど使われていない。家人が神仏への礼拝のために用いるぐらいである。座敷正面側にあるゲンカンノヘヤと呼ばれる寝室[5]への行き来は、チャノマ正面側の縁側を通っておこなわれる。たまの上客、たとえば遠来の客であったり、目上の客をもてなすときは、チャノマの囲炉裏端でおこなう。その他の日常的な接客は、チャノマ下手のウチデドコでおこなわれるのが普通である。

なお家によっては、このチャノマと下手のウチデドコとで、ユカの高さに5寸程の段差が付けられ、チャノマより上手の部屋のユカ高が高くされている場合がある。かつてワカゼやメラシと呼ばれた下男・下女は、チャノマ境のこの段差をもって、そこから上にはあがってはいけないと言われたこともあった。

３．祭礼に用いられるチャノマ

チャノマは前記のように、日常はほとんど使われていないが、祭礼のさいに特に用いる例が見られる。

庄内地方の民俗芸能として全国的にも非常に有名な黒川能は、王祇祭のさい、当屋となった家のチャノマに能舞台を仮設し演能する。黒川能は春日神社の神事能として、代々村人によって舞われてきた。毎年2月1日から2日にかけて行われる王祇祭は、上座と下座の

写真１　菅原健吾家（遊佐町白井新田）のチャノマ

写真２　チャノマで行われる黒川能王祇祭
渡辺国茂『黒川能狂言百番』小学館、2000年、より

二組に分かれて、二軒の当屋の家で夜通しで演能する。そしてその舞台には王祇様とよばれる依代が設置される。明け方になると、王祇様は当夜の家から村人によって担ぎ出され、春日神社の参道を争って上り、拝殿に据えられる。この２組のどちらが先に拝殿に付くかが、祭りの一つのクライマックスとなる。拝殿に据えられた王祇様の前で左右に分かれた二組で、さらに能を競演するのである[6]。

このようにしておこなわれる王祇祭の当屋は、村の中で回り持ちで、原則として年長者が受ける。当屋になった家のチャノマには能舞台として使うことができるように、方2間強の漆塗框をまわした板敷床[7]を仮設する。チャノマを取り巻くように、観能する村人が取り巻いて座る。チャノマに舞台を仮設出来ないときや、観能するのに壁が邪魔になるときは、家の間仕切り壁を壊して改造する。このような改造に要する費用や村人への振る舞いは、当屋が負担するから、非常に大きな出費となる。しかし当屋を引き受けることは、家にとって非常に名誉なことであるという。

この黒川能王祇祭の当屋の家で仮設される舞台配置状況については、かつて白木小三郎氏が蛸井甚兵衛家の例を、緊急調査報告書で報告している[8]。そこでは、蛸井家での舞台の位置と村人の座る位置などが記されている。舞台は方二間半のチャノマ内に仮設されており、村人たちの見物席は座敷である。楽屋である土間背面側室から、橋掛かりがチャノマへ延びている。この蛸井家の家そのものは残念ながら、すでに取り壊されて現存していない。筆者もこの黒川能王祇祭での使われ方が非常に気になったので、清和家の調査をおこなった。

清和家は櫛引町大字黒川字大杉に所在する家で、江戸時代末から明治初期にかけては春日大社の氏子総代も務めた。王祇祭では下座に属している。清和家の主屋は150年前の建築と伝わっており[9]、現在も住まいとして使われ続けている。入母屋造鉄板葺屋根であるが、この屋根はもと茅葺であったのを30年程前に改造したものである。主屋は桁行11間1尺、梁間6間2尺、平面は整型六間取に近いもので、中心上手寄りにウエノチャノマがとられている。この家の中では、伝わっているだけでも、大正時代と昭和12年(1937)に王祇祭の当屋を務めているが、来る2008年にも当屋を務める予定である。

清和家ご当主から、当屋を務める場合の状況を聞いた。清和家でも舞台はウエノチャノマに仮設される。ウエノチャノマは桁行2間半、梁間2間半の12畳半間で、庄内地方に良くあるように上手背面側に仏壇とその上に神棚が造られている。江戸時代末期の家らしく、太い差梁を交差するのを見せ、天井が高い。この天井は「道成寺」が演じられるように高く[10]してあるという。ウエノチャノマ中央に舞台が置かれ、橋掛かりはシタノチャノマに筵を敷いて縄で区切って作るという。村人たちがカミザシキ・シモザシキの両部屋に座る。依代の王祇様はカミザシキ境のウエノチャノマ隅の位置に設置される。楽屋はカッテに作られる。

注目されるのは王祇様の位置で、上手背面側の仏壇・神棚が造られているのと同じ位置である。当然のこととして、民家のチャノマのなかではそこが最も上手と認識されている

のである。

ご当主から話しを聞く限り、黒川の家だからといって特別な造りはないというが、じっさいに家を調査すると、土間部を除くと壁がほとんどないことに気づかされるのである。例えば庄内地方の民家ではカミザシキ・オヘヤ境は土壁が通例であるが、ここでは引違の板戸である。またゲンカンノヘヤ・ゲンカン境は１間幅の填め殺し帯戸を建てている。このほかオヘヤ・デドコベヤ境の板壁は薄い一枚板を敷鴨居溝に填めているのみで、簡単に外せるように造っている。このように必要なときには、柱間を開放することができるようになっていることは、当屋を務めたときの使い勝手からくるものであり、黒川特有のものであると考えられる。加えて柱間は６尺２寸で、庄内地方ではやや広い。前述の白木氏報告の蛸井家も一間は1.88m（６尺２寸）で記されている。仮設舞台は2間強あるから、舞台を入れるには柱間が広いほうが良い。そのためであったのであろうか。庄内では最古遺構の元禄期建設の民家から明治期にいたるまで、１間６尺が通例であるから、６尺２寸の柱間は、理由があってのことであろう。

遊佐町八日町でいまもおこなわれている庚申講は、４家が回り持ちで営む講である。今はこのような少数の家になったが、かつては７家で構成していたという。少なくとも近世より連綿と続いている講のようで、歴史が古いという話とともに、万延元年（1860）の幟幡[11]も残されている。庚申の日の夜に当屋となった家では、外には庚申講の幟を立てる。チャノマに祭壇を祀り、青面金剛童子の掛軸を吊す。この前で会食しながら、寝ないでともに庚申の夜を過ごす[12]のである。

この八日町の庚申講に入っている高橋家では、チャノマに写真のように祭壇を仮設する。祭壇の上にはお供えの膳、銭、菓子、蝋燭、が置かれる。青面金剛童子の掛軸はザシキ・チャノマ境に吊される。一同この掛軸に向かって唱和するのである。高橋家の主屋は昭和33年（1958）に建設された瓦葺、一部二階建ての家であるが、基本的には伝統的な間取りを踏襲している。いまの主屋を建てる前の前身主屋でも、同じようにチャノマに祭壇を仮設していたという。ここでも祭壇の位置が上手背面側であり、そこに向かって礼拝する

写真３　清和家のウエノチャノマ

写真４　高橋家での庚申講祭壇
チャノマ上手隅に設えられる

ので、やはりチャノマのそこが最も上手と認識されている。

以上で見てきた２例は、櫛引町黒川、遊佐町八日町、と実に限られた地区での事例である。後者の庚申講は、かつては他の地区でも同じような見られたというが、具体的には確認していない。しかしながらこのような特別な祭礼にチャノマが用いられていること、そしてそのチャノマ上手背面側が、部屋の中で最も上手と認識されていること、は注目に値するものである。

４．禁忌や特化の事例－とくに上手隅について

チャノマについては、筆者の20軒あまりの限られた調査からでも、いくつか特異な例を見ることができた。

例えば金野家(遊佐町当山)では、チャノマに据えられた仏壇脇にあたるカミザシキへ通じる片引戸は、当家では「神聖な戸」であるとされている。建物は明治30年頃の建設で、当初は寄棟造杉皮葺屋根であった。中透戸を建てたそのチャノマの戸は、日常的にも使用されているようであるが、神聖さ故に当主の許しを得ることが出来ず、筆者はその戸の写真をなかなか撮らせて貰えなかったほどである。

つぎには御船家(酒田市高砂)の事例。当家は昭和7年(1932)に建設された[13]、寄棟造瓦葺の比較的小さな砂浜漁村の漁家である。この家は整型四間取りであるが、チャノマから仏壇脇の小さな片引きの戸襖を通って、カミザシキへ行かれるように造ってある。茶室の躙り口のようなその潜り戸は、いつのときにもまったく使うことはないが、ここは「神様の通り道」であると言われていたという。

加えて菅原家(遊佐町白井新田)の事例。寛政期に開拓された白井新田の草分けの家で、主屋は幕末に建設された両中門造りの家である。ここでは、チャノマからカミザシキへ通じる半間の空間は、現在ははめ殺しの襖が入っているが、90才を超えるご当主の話によれば、もとは「横木の沢山入った戸」であったとされる。この戸は舞良戸と考えられる。チャノマに舞良戸が建つ例を他に知らないが、この戸が特化されているのは間違いない。

写真５　金野家（遊佐町当山）のチャノマ上手隅

写真６　菅原家（遊佐町白井新田）のチャノマ上手片引戸

写真７　菅原家（朝日村松沢）カミデエの片引戸

さらに別の菅原家(18世紀末・もと山形県朝日村松沢、現在川崎市立日本民家園で保存)では、カミデエからウーヘヤの戸が、一間すると引違だが、実は方側はめ殺しの戸で稼働する戸はソロバン玉付になっている。カミデエはこれまでみてきた家のチャノマに相当する部屋である。ここだけ戸車付きであるのは、何か理由があるものと思われるし、報告書でもそれが修験道との関連があるのではないかと推測されている[14]。

このようにして見ると、「何か」理由は分からないが、チャノマ上手隅のあたりを、禁忌や特別視する傾向があることが見て取れよう。

チャノマは家の中でも中心的位置を占める部屋であり、座敷とともに、日常はあまり使う部屋ではないから改造されている事例は少ない。しかし、改造して狭めたチャノマもあるのである。旧榊原家住宅(遊佐町平津・杉沢へ移築)では、復原してみるとチャノマは梁間が半間分縮小されていて、現状２間がもとは２間半であったことが分かる。これは建ったままで差梁を切り縮める大改造であったが、なぜこのような改造をしたのかは分からない。結果として背面の部屋が半間拡大され、そしてチャノマ・カミザシキ間の片引戸がなくなったのである。後者については平面形が整形か喰違いかという問題も、当然として関係してくる。

この整形か喰違いかという問題については、草野和夫氏によれば、庄内地方山間部の朝日村では[15]、ほぼ同系統と見做せる問取が、江戸後期に整型から喰違に移行したという。また氏によって仏壇の納まりの変遷が示されている。しかし庄内地方において筆者が行った調査では、山間部の朝日村に対して、平野部ではむしろ整型四間取の遺構のほうが建築年は新しい傾向が見られた。この理由は不明である。

５．チャノマの性格についての復原的検討

チャノマは家の中で最も大きな部屋であり、宗教的よりどころである仏壇、神棚がある。家のなかで部屋の性格を考えると、上手の座敷は接客用の特別な部屋であり、近世では藩の役人を接待する場である。日常は家の者は立ち入ることすらもなかった。それにたいしチャノマは仏壇、神棚に礼拝する以外は、普段はあまり使用するものではないが、前述のように祭礼で特別に用いることがある。また畳の敷き詰め方は家によって、中央の畳一列分を縦方向に敷いている。このような敷き方は、畳の専門用語で「帯敷き」と呼ばれ「寺

写真８　旧榊原家（遊佐町平津）のチャノマ
梁間が半間狭く改造された

写真９　斎藤家（酒田市南遊佐）のチャノマ

院の本堂等に用いられる」[16]とある。この寺院で用いるような畳の敷き方をチャノマでしていることは、チャノマに何か宗教色が強くあらわれているように思われるのである。

榊原家のチャノマは改造で縮小されたが、当初は桁行３間、梁間２間半の大部屋であった。この場合、床上部六室のうち、もっとも大きく充実した部屋であった。日常生活はウチデドコより下手ですべて営まれていたはずであり、ウチデドコ・チャノマ境はウチデドコが土座であるので、１尺あまりの段差が付いていた。床上部の最も大きな部屋であったチャノマは事実上、家の中心的存在で、格式性も持ち合わせていたものと推測される。このような格式性を持つチャノマが、江戸時代後期にわざわざ縮小されてしまう大改造がなされたが、これはチャノマの用途が変化したためと考えるべきではないだろうか。

大河直躬氏は「民家における「大きな部屋」」[17]の中で、広間型の広間が居間としての性格が強いのにたいし、さらに上手に大きな部屋がとられる間取りに注目している。その場合の大きな部屋は「日常の使用に供される居間でなく、といって、床の間や違い棚を備えた客座敷でもなく、仏壇その他の祭壇を備えた宗教的な集まりのための部屋」という特徴があると指摘し、加えて柳田国男の講演を引きながら、古い時代の日本の農家では、祭りのための部屋を家の表側正面に設けていたと推論された。

このような大河氏による指摘を見ても、まさに表側中央の大部屋である庄内地方民家のチャノマには、古くは特別な役割があったのではないかと思われる。それは祭礼であり、宗教行事であり、家やムラにとって重要な行事がここで営まれたのでないかと推測できるのである。上手隅の片引戸に関わる禁忌や特化の伝承は、現在その意味を知ることはできないものの、かつての重要な行事で意味づけされていた古制が、そこに遺存していることの現れではないだろうか。

６．まとめ

以上で、庄内地方民家のチャノマについて述べたのちに、祭礼で使われる場合として、黒川能と庚申講を例にあげ、使用状況や、空間の用い方を検討した。つぎに禁忌や特化が見られる事例をいくつかあげて、理由は不明だが、チャノマ上手隅を特別視する傾向が共通してあることを指摘した。榊原家のチャノマは江戸時代後期にわざわざ縮小されているが、これは用途が変化したためで、これらから、チャノマには古くは祭祀等を営む特別な役割があったのではないかと考えた。

本論は歴史学としての実証性に問題がないわけでなく、今後も史料や聞き取りによる実証が必要であるが、それは今後の課題としたい。しかしながら建築史学の立場から住まいの使われ方を検討する際の、見方や考え方を示すことはできたと考えている。

註及び参考文献

１ 草野和夫『東北民家史研究』中央公論美術出版、平成3年

2 大河直躬『住まいの人類学 日本庶民住居再考』平凡社、1986年

3 筆者は庄内平野部を対象に基礎的な復原編年調査も行っており、その結果に基づき示すものである。編年と形成・変遷史の考察は稿を改めたい。

4 菅原健吾家住宅(遊佐町白井新田)、慶應年間建築。

5 ゲンカンノヘヤは、たいてい若夫婦の寝室として使用される。

6 黒川能の歴史については、戸川安章『櫛引町史－黒川能史編』櫛引町、平成2年増補改訂、を参考とした。

7 筆者が1997年に、下座当屋の劔持三五郎家で実見した仮設能舞台は、平成になってから奉納されたものであったが、旧規を踏襲するという。その舞台は框は黒漆塗のものを井桁に組む。梁間方向には大引を５本入れ、板は表面が朱漆塗で裏面に桟木を打ったもの15枚を、桁行方向に張るものであった。

8 白木小三郎『山形県の民家』山形県文化財調査報告書 第17集、昭和45年、p.99

9 当主が９才のときに建設したと伝わり、そこから逆算すると150年程になる。

10 能楽「道成寺」では大道具の釣り鐘を、天井から釣り込む必要があるため。

11 幟幡には「万延元庚申十二月庚申一日両町安全」とある。

12 近年はせわしなくなって簡略化し、夜中までには切り上げるという。

13 拙稿「庄内砂丘地域の漁家の調査研究 その２」『民俗建築』106号、1994年11月、p.79、参照

14『旧菅原家住宅移築修理工事報告書』川崎市、昭和62年

15「山形県朝日村の農民住居」前掲『東北民家史研究』p.161

16 樫村長次『図解畳技術宝典』理工学社、1979年、p.1

17 前掲『住まいの人類学』p.90-124

第３部　民家の使われ方

第２章
本間家代家とその普請
近代豪農経営を支えた制度と建築

１．本章の目的

日本近代の農村においては、地主制が社会・経済の大きな枠組みとしてあった。その萌芽はすでに農地売買が原則として禁じられていた江戸時代において見られ、地主は土地を担保に貸し付けをおこない、質入地の田畑や山林を集積していた。そして明治時代になり、地租改正と明治中期の松方財政によるデフレーションによって、全国各地に大規模地主が出現することとなったのである。以降この「地主制」は近代日本の国家体制を支える重要な柱となり、第二次大戦後の農地解放（昭和21～25年）まで続くことになった。この期の農家建築を歴史的に捉えようとするとき、当然このような地主制に基づいた社会構造を見のがすことはできないだろう。

山形県の庄内地方においては、最盛期に1700町歩余りの土地を集積していた酒田の本間家が、全国でも突出した大地主として巷間に知られた存在である。その卓越した農業経営や商業活動は「本間様には及びもせぬが、せめてなりたや殿様に」という諺を生むにいたっているほどである。

ところで庄内平野一円に広がっていた本間家の小作地は、自家だけでとうてい統括できるものではなく、主要な村に「代家」（たや）[1]や「支配人」と呼ばれる管理職の家をおいていた。そしてこの代家支配人の住宅や屋敷には、その本間家の管理職たる職制に即した相応の造りがあったものと目されるのである。しかしながら建築史学の分野においては、代家支配人の住宅が研究の俎上にのったことはなかった。

本稿はこれまでの調査[2]のなかから、典型かつ重要と考えた江戸時代から明治時代にわたる三つの住宅遺構を報告し、その遺構の特徴を比較検討したうえで、江戸時代後期から近代における大規模地主制を支えた建築について、復原的に明らかにしようと試みるものである。

まず具体例として江戸時代に建築された２遺構を見ていく。次に本間家代家頭を務めた家の明治時代建築の遺構自体と、その更新過程（建て替え）に関わる史料を特に取り上げ、本間家代家としての住宅の更新過程を検討する。最後にこれらを基礎的な資料として、その特徴を分析したうえで意味づけを試みるものである。この作業を通じ、庄内地方民家史の一断面を示してみたい。

２．本間家小作支配制度の概要

本間家については『酒田市史』[3]のほか、佐藤三郎氏の著書[4]に詳しい。当家代家支配人については、細貝大次郎氏の論考[5]のほか、本間家に務めた真島久治郎氏の論考[6]があり、制度の大要を知ることができる。

本間家は相模国出身で、越後での商業活動を経て、永禄年間（1558－1570）に出羽国酒田に移ってきた。江戸時代の初期から港町酒田の有力町人であって、酒田三十六人衆の一人に数えられていたとされる。中興である原光のころから新潟屋の屋号で酒田において盛んに商業を営む一方、自家の船で回船業も営んでいた。また蓄積した資財をもって、庄内藩

酒井家を始めとする奥羽諸藩への大名貸や、在方への金融業も営んだ。三代本間光丘は、財政に苦しんだ庄内藩の再建にも大きな役割を果たし、明和4年(1767)には庄内藩士に取り立てられている[7]。

本間家の庄内農村への金融活動は、田畑を質入地として抵当にするものであったことから、とくに三代本間光丘の時代に土地の集積が進み、江戸末期にはすでに1100町歩を超える全国有数の大地主に成長していた。そのなかで同家は、主要な村に自家の所有地とその小作人を管理する代家支配人をおいたのである。起源は宝暦より明和年間とされ[8]、大地主としての本間家を支えていた。代家支配人の家数の推移を通時的に知ることのできる史料は少ないが、慶応4年(1868)には64家[9]、大正4年(1915)には58家[10]が登用されていたことがわかる。

明治32年(1899)に代家支配人たちより本間家に差し出された「代家支配人申合規約」[11]では、まず冒頭に

第一、本間家ノ御所有地ナル東西田川郡(飽海郡)ノ各村各大字ニ御設置ノ代家支配人ハ主家ノ御家例ニ随ヒ御指図ノ御注意ヲ敬守可致事

とあって、本間家への忠誠が掲げられている。本間家に忠誠を誓った代家支配人たちは、おもに小作米の取り立てや保管のほかに、日常的な小作人監督や農業指導にもあたっていた[12]。これに対し、本間家からは給与米のほか、各種の恩典があった。

代家と支配人の職務は変わらなかったが、時に区分して呼称されていた。大場正己氏は未公刊の稿本『信成合資会社々誌』(大正8年)からの引用で、「代家は(中略)必要の場所に配置したるものにして、其居住する宅地家屋等は総べて地主の所有に係り、(中略)地主の都合によりては其居住を移転せしむることあり。差配人はもと支配人と称せし(中略)単に土地管理の任を其土地常住の人に依頼」[13]したとする。つまり代家には「転勤」があり、支配人にはなかったのであるが、しかしこれについては異論もある[14]。

代家支配人は自家も本間家の小作地を持ちながら、他家の本間家小作地を管理する中間管理職としての位置づけがあった。大地主本間家は報償と円滑な小作米の徴収とを両立させた、いわばアメとムチのシステムを造っていたのである。このような小作地管理の「差配制度」は、明治中期には本間家のみならず伊藤家をはじめとする新潟蒲原平野の大地主においても用いられたとされている[15]。

３．代家志田家住宅の復原調査

志田家は庄内平野北端の山形県飽海郡遊佐町小松にあり、屋敷は国道345号線に接している。周囲は一面に水田が広がる。ここは藩政期旧村でいうと石辻組上小松村になる。当家の屋号は「五右エ門」であって、地元ではゴエンドと呼ぶ。古くは寛政8年(1796)の馬預証文[16]によって本間家「代家」であったことを知ることができるが、明治時代末頃まで代家を務め、その後は他の家に代わっている。屋敷地には主屋のほか、南側に板蔵と本間家小作米を入れたという土蔵[17]が現存している。

主屋は桁行9間5尺、梁間5間半の規模である。屋根はもともと寄棟造茅葺屋根であったが、現在はトタンで被覆し、外壁も新建材を張っている。下手正面側には馬屋中門が突出する中門造であったが、馬屋中門はすでに撤去されて、替わって新たな入口が突出している。土間部や下手床上部は大きく改造されているが、上手床上部は当初の姿を良く残している。主屋の床上部は比較的規模が大きく、東端二室が接客用の座敷となっている。

構造は柱を礎石建てにして、上屋梁間４間に下屋をめぐらす形式である。小屋組は叉首組で束を建て補強する。軒はせがい造[18]である。

痕跡から平面を復原すると図１のようになる。平面は主要六室からなるもので、西側が土間である。聞き取りによれば前述のように、土間正面側に馬屋中門があった。土間寄り付きはウチデドコでイロリがある。天井のない日常的な居間である。この部屋の土間境には、6寸5分の太い柱を1間毎に立てる。ウチデドコ上手がチャノマで、南を向いて仏壇と神棚がある。チャノマ背面側には寝室であるヘヤがとられ、上手東側に続き間の書院座敷が造られている。

続き間はカミザシキ・シモザシキと呼ばれ、カミザシキに床の間と押入(天袋付)が付く書院座敷となっている。天井は太い竿縁を使った竿縁天井を張る。下手シモザシキの正面

写真１　志田家外観(現状は中門が撤去されている)

写真２　土門家カミザシキ

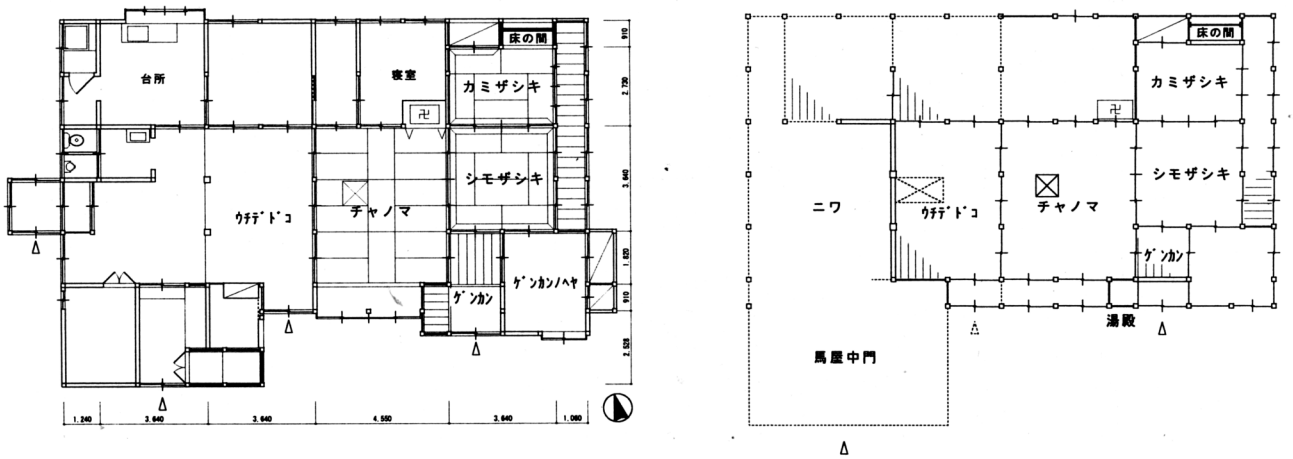

図１ 志田家の現状平面図（左）と復原平面図（右）

側には上客用の玄関がある。小さな土間が取られ、入口を開く。注目したいのは土間の西側に、半間四方の小さな板の間があることで、ここは本間家が使う湯殿であったという伝承がある。土間と板の間境は、特に建具もなく開放している。この板の間は狭いので、実際に湯殿として使うさいには、湯を他所で沸かし、玄関土間も一体として使ったのであろう。玄関は式台形式ではないが、踏込土間に上り縁が付くもので、竿縁天井を張った一間・一間半の空間である。玄関東側のゲンカンノヘヤは、若夫婦の寝室として使ったというが、推測の域を出ないものの、供部屋などの接客用途に供されていた可能性もある。

主屋の建築年代は不明である。おおらかな木太い軸部からは相応の古さを感じる。シモザシキと縁側境の柱を省略しないこと、土台を用いないこと、上屋梁の高さ、床の間を本屋に取り込むことなどから、江戸時代後期頃の建築と推定できる。

４．支配人土門家住宅の復原調査

土門家も同様に遊佐町小松にあり、志田家の西方に屋敷を構える。屋号は「佐治郎」といい、本間家の「支配人」であった。支配人を務めていた時期は明治時代までで、大正時代には同村別家の土門治郎兵衛家に代わっている。同家襖下張文書の明治8年(1875)「遊佐郷支配村々戌作徳米取立帳」表書に「支配人 土門佐次郎」[19]とあるほか、慶応4年(1868)に本間家が代家支配人に宛てた墨附[20]にもみえている。なお主屋は国の登録有形文化財[21]になっている。

土門家の屋敷は集落の中心部にあり、大きな主屋のまわりに農作業用の小屋や居室棟が建っている。

主屋は桁行10間、梁間5間半の主棟の下手(西側)に、桁行2間4尺、梁間4間の馬屋中門が

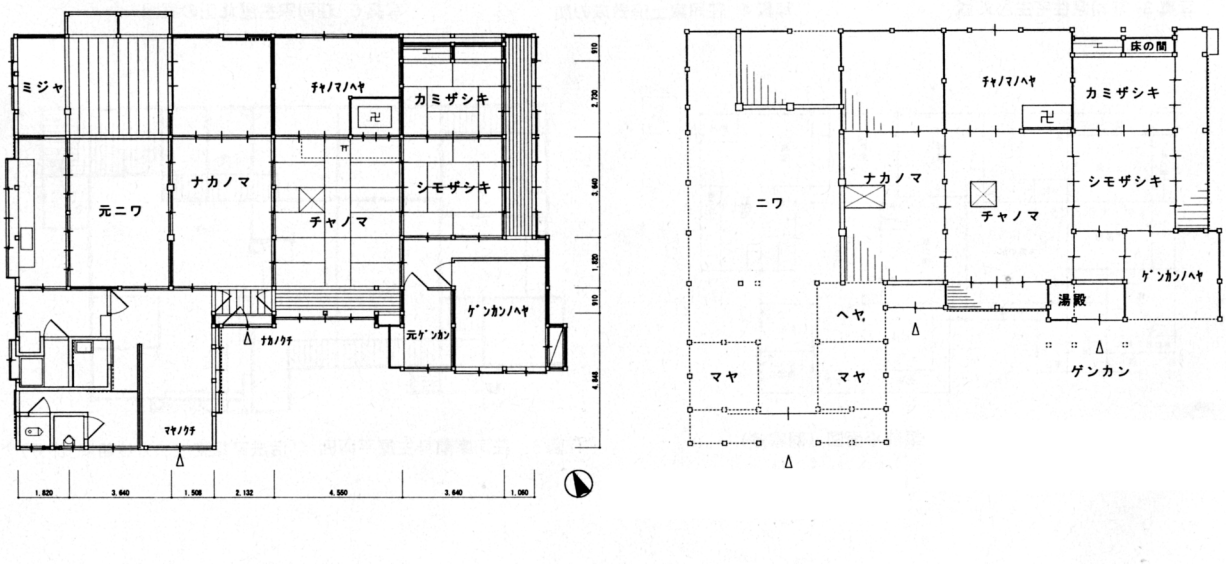

図２ 土門家の現状平面図（左）と復原平面図（右）

取り付いた中門造である。屋根は寄棟造茅葺屋根で、現在はトタンで被覆している。内部は志田家と同様に下手を大分改造しているが、上手は当初の状態を良く残している。

痕跡から平面を復原したのが図２である。床上部平面は桁行を三列に分けた規模の大きなもので、主要六室からなる。西側が土間列で馬屋中門が正面側に取り付いている。馬屋中門には馬房が二室あり、このほかワカゼと呼ばれる使用人が使うヘヤがあった。土間寄り付きはナカノマでカマドとイロリがあり、正面側にはナカノクチという日常的な出入口が付いている。ナカノマの上手がチャノマで、南を向き仏壇と神棚が祀られており、背面側に寝室であるチャノマノヘヤがある。

床上部の東端二室が接客用の座敷である。二室は下手がシモザシキ、上手がカミザシキと呼ばれ、カミザシキには端正な造りの床の間がある。この座敷に本間家の者が泊まったと伝承されている。座敷の東側は座敷に対応した小規模な庭園が作庭されている。座敷正面側には式台形式ではないものの上り縁を設けた玄関が付く。ここには本間家の湯殿があったと伝わる[22]。玄関東側のゲンカンノヘヤは若夫婦の寝室であったとされる。なお主屋正面側には別棟の手水屋や、西側には本間家小作米を入れた土蔵があったという。主屋の建築年代は不明だが、江戸時代末期頃のものと推定できる[23]。

５．代家荘司家の住宅

荘司勝彦家は酒田市手蔵田の東端付近に位置する。広い屋敷地の中央に主屋が建ち、土蔵や稲蔵などの多数の付属屋が取り巻いている。主屋の北側には鳥海山を借景とする規模の大きな築山庭園がある。

当家は安永２年(1774)[24]から本間家「代家」を務め、川北代家頭[25]でもあった。三代前まで「五郎八」を襲名している。戦後の農地改革時には、本間家の小作地40町歩あまりを管理していた。主屋の北西に隣接してあった二階建の離れ座敷[26]には、第二次大戦中、本間家の家族が疎開していた。残念ながらこの離れ座敷は現存していないが、代家頭として当家が本間家に信任されていたことをうかがわせる。

主屋の主要部は桁行12間、梁間5間半の規模で、寄棟造瓦葺屋根である。この主棟の上手正面側に桁行1間半、梁間3間の寄棟造の座敷中門が突出する。主要部と座敷中門の屋根は、元は茅葺であった。これを大正時代末期[27]に瓦葺に改造したものである。下手の旧土

写真３　荘司家の外観（土間部は改築されている）

写真４　荘司家上座敷

間部は昭和49年(1974)に、いまの二階建に全面的に改築した。正面側にはかつて馬屋中門があった[28]ことが確かである。よってもとの主屋は、庄内地方や秋田平野に顕著な、両中門造であったのである。

主屋は主要六室よりなり、大茶の間より上手の床上部が、比較的大きな改変もなく残されている。座敷は続き間の二室より構成され、正面側には玄関と寝室を中門として突出させる。玄関は式台形式ではないが、踏み込み土間と上り縁よりなり、玄関脇には便所と湯殿が付設されている。二室の座敷のうち上手の上座敷には、西側に間口２間の大床が付き、北側には縁側を造って庭園を見せるようになっている。荘司氏の記憶ではこの座敷に本間家検見人が宿泊したという。

ところで主屋の下手改築部の居室や台所は、当初の構造を完全に失っており、正確な復原考察は難しい。しかし昭和49年の二階建改築時に、工事を請け負った大工により主屋平面図が作成され、土間改築前の平面が明らかである。これを浄書したのが図３である。この図は現状で確認できる範囲での復原調査とも矛盾なく、正確に描かれていると判断できる。両中門造の主屋の姿であり、台所の様子なども良くわかる。

建築年は明治37年(1904)[29]で、建築時に本間家より建築費用の補助があったが、そのかわり奢侈な造りを禁じられたという。この規制内容については後述したい。

６．荘司家主屋の更新過程についての検討

荘司家には明治中後期の家相図4枚が残されている[30]。これらは家相に凝っていたという先々代当主の荘司勝助が、このころ盛んに家相師を呼んで検討したもので、すべて百分の一相当で描いてある。仮にABCDを付して見ていきたい。

Aは康熙流家相方位之図と題し、明治21年5月3日の記があり、家相師は櫻井信近[31]である。図には南を天にして、主屋を中心に付属屋を配した屋敷全体が描かれている。付属屋のうち、板蔵、味噌蔵、雑物置はこれから建てる予定であったもので、建てるべき年が記される。主屋は前身主屋であり、平面形式が良くわかる。

Bは活法家相変地法方位略解と題し、明治26年4月の記がある。家相師は伊藤田麿であ

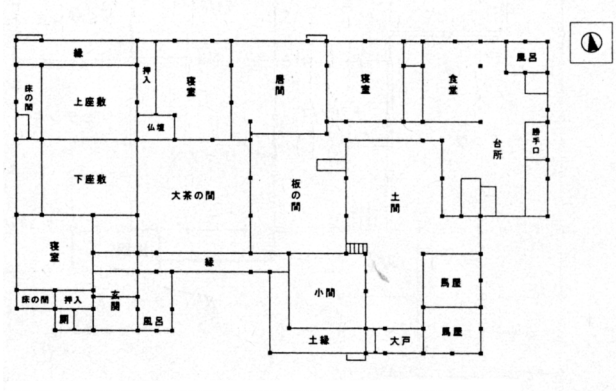

図３ 荘司家住宅主屋土間改築前平面図（同家蔵）

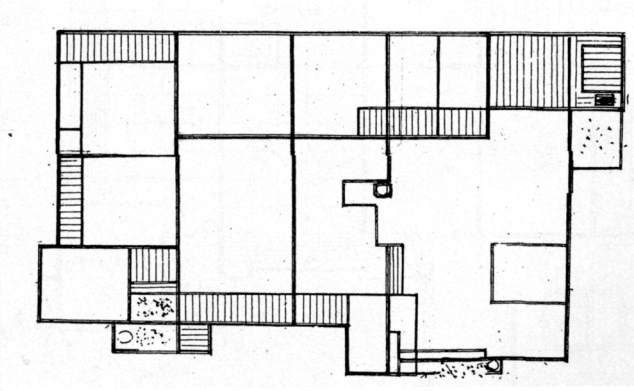

図４ 荘司家前身主屋平面図（「活法家相変地法方位略解」部分）

る。板蔵、味噌蔵、雑物置はAで示された位置に建てられており、南東隅の稲蔵は向きが変えられている。主屋はやはり前身主屋である。下には家相師による見立てが記されている。屋敷中央を小川が横切り、北側は現在と異なり枯山水の庭園があったことがわかる。南と東、西側の屋敷境は、芝垣のように描かれている。

Cは大清康熙活法変地法家相大改正整頓略図と題し、明治32年11月の記がある。主屋が二つ描かれ、北へ移動すべきとされたらしい。「本宅ハ明治三十四年丑大歳」とある。これも前身主屋である。

Dは無題であり、年記もない。主屋は現在のものが描かれているから、現主屋の計画図、もしくは主屋建築年の明治37年以降と推察できる。屋敷構全体として見ても現状と大きな違いはない[32]。

さてこれらの史料を関係づけて見てみると、まずは付属屋の建設にあたり、Aで家相師によって家相上の問題点が指摘され、Bでほぼそれが実現されていることがわかる[33]。Bで「当位置ヲバ容易ニ動カス事ナカルベシ」とされたが、ところがCの明治32年頃には、主屋を建

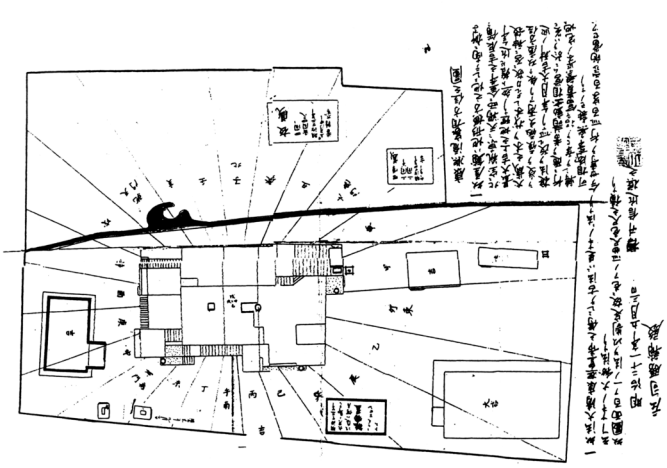

A 康熙流家相方位之図(明治 21 年)

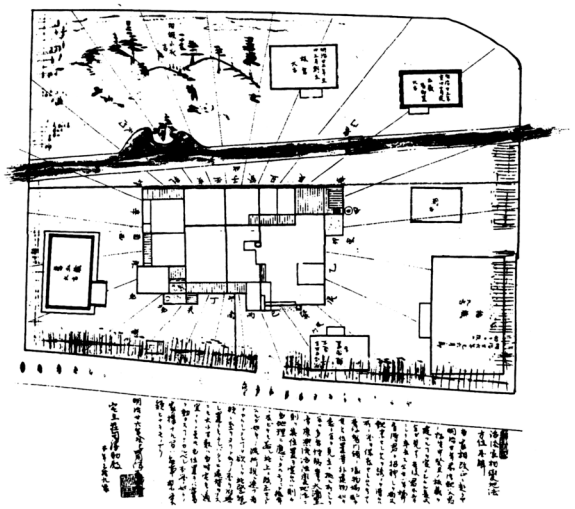

B 活法家相変地法方位略解(明治 26 年)

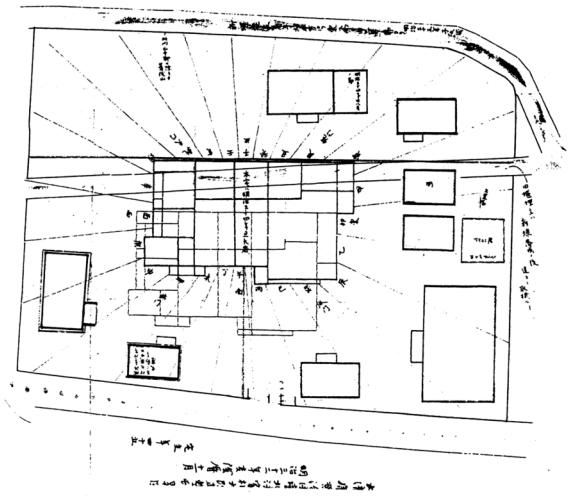

C 大清康熙活法変地法家相大改正整頓略図(明治 32 年)

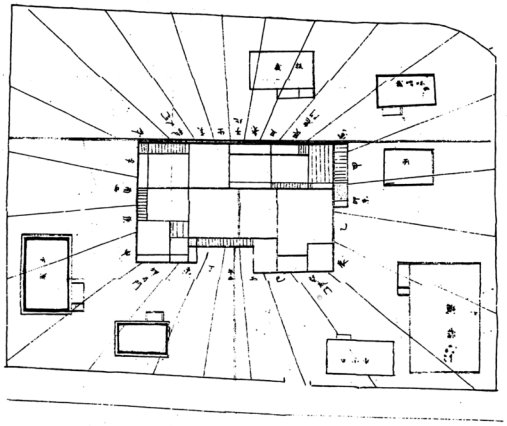

D 無題(年記なし)

図5 荘司家に残る４枚の家相図（比較の便宜上北を上に揃えた）

て変える計画をした[34]ことになる。北側に新主屋の位置が示され明治34年が「大歳」となっているが、描かれている主屋はBと同じ前身主屋の平面であり、このときには位置を検討しただけであったらしい。これを受けてか、明治37年までには現主屋が建てられることになったと見ることが出来る。先に示した図３の現主屋とDの平面は、下手の張り出しや中門の庇を除き良く一致している。

ここで注目したいのが主屋である。ABCが前身主屋[35]、Dが現主屋であり、更新(建て替え)の過程が良く比較検討できる。Bの主屋部分を図４に示した。現主屋の建築年が明らかであり、大茶の間・上座敷境が食い違う点からも、描かれたのは前身主屋であることが確実である。前身主屋は主要六室からなっており、東側に土間、西側に床上部がある。中門の有無は定かでないが、馬屋部の突出も少なく、直屋であった可能性がある。しかし平面全体の性格をみると、座敷の桁行規模や部屋の間仕切りが食い違う点などの違いがあるものの、現主屋は基本的には前身主屋の規模と平面形態を良く引き継いでいるといえるだろう。特に、

a 続き間の座敷がある
b 上座敷には大床を備え北側に縁を設ける
c 上手に玄関がある
d 土間南西隅に小室を設ける

の４点は確認しておきたい。

aについては取り立てて真新しいものではなく、この期の家ではたいてい備えている。しかしながらまずは更新にあたって接客室が引き継いでとられていることは、後述のように意味があると考える。bの部屋一杯幅に取られた床の間は庄内地方の民家では比較的珍しい構えである。通常床の間は家の正面側を向いて設けるので、これは当家座敷空間の特徴であると見なせる[36]。cはaに伴うもので、接客専用の玄関である。前身主屋ではここに黒丸が描かれるが便所であろうか。現主屋にある風呂については史料中の前身主屋では確認できない。dの小室は「小間」(コマ)と呼ばれていた部屋で現主屋では馬屋中門脇にあった[37]。ここは代家事務室として使われ、小作人頭との応対などに使っていた。いわば本間家のために用意された施設であったといえる。

さて現主屋は明治37年に建てられたが、前述したように建築時に本間家から建築費用の補助があり、そのかわり奢侈な造りを禁じられたという。当主の荘司勝彦氏によれば、漆塗り、せがい造の軒、居室の漆喰壁が規制されたとされる。現主屋を見ると、これらの規制を守ったのか、確かに漆塗り、せがい造ではなく、居室にも漆喰壁は無い。

本間家には小作人へのさまざまな恩典的貸付制度[38]があったが、代家支配人の家作についての補助は管見のところ文献資料で確認できない。しかしながら荘司家主屋が格式高い両中門造[39]であるのにも関わらず、軒はせがい造でない点、また柱や造作材が漆塗りでない点については、これらを多用する地域性があることを考えると、建築費用の補助があって規則に従ったというこの伝承は、十分に肯首できるものである。

以上で本間家の川北代家頭であった代家荘司家が、明治中後期に家相師の見立てを参考にしながら屋敷を整え、そして主屋を建て替えていった過程を、史料と現存遺構そのものより検討してきた。以下ではこれらの住宅の持つ特質やその意味について考えていきたい。

7．住宅の特徴とその意味

これまで代家支配人三家の住宅を、痕跡や史料から復原的に検討した。これら三家は、ともに庄内平野の水田地帯にあって、江戸時代からすでに本間家の代家支配人であった。荘司家が両中門造、他家が片中門造と違いがあり、荘司家に特徴的な「小間」は志田家、土門家には見られないものの[40]、続き間の接客用の座敷と玄関、そして玄関脇に湯殿を備える点で共通している。なぜこのような共通する造りであるのか、いまのところそれに直接答える史料はない。しかしこのような造りは、まずは代家支配人に旧来の在村小地主であった農家が登用されていたことが多く[41]、彼らの家自体がすでに中上層の農家としての接客空間を持っていたとともに、本間家の小作米検見にその接客空間が不可欠なものであったと考えられる。

本間家の小作米検見はきわめて厳格であって、当家の土地経営の根幹をなす作業であった。本間家からは定期的に検見人が派遣され、その土地の収穫状況を検査・予測し小作料が決定されていた[42]。そして酒田本間家より派遣される検見人は、遠方の小作地では代家支配人の家に宿泊したのである。じっさいに上記の家では検見人が宿泊した伝承が残っている。また前出荘司家の座敷正面側の湯殿は、おもに本間家検見人が使用していたとされる。このような検見人を迎え受ける代家支配人の家が、相応の造りを必要としたのは不思議ではない。玄関を備えた続き間の座敷、座敷に対応する借景庭園、来客用の湯殿でもてなす饗応がなされていたのである。玄関は三家ともに正式な式台形式ではなく凝った意匠もないが、伝承ではどの家でもきわめて限定して使われていた。玄関から出入りできたのは「太夫様(神官)、僧侶、葬式の出棺、本間家の者」であったといわれているのである[43]。これらから、代家支配人の住宅の接客空間に、本間家が大きな影響を与えていたと考えることができる。

特に川北代家頭であった荘司家については、その離れ座敷に第二次大戦中に本間家の家族が疎開しており、特殊な事態とはいえ単に検見人の宿泊だけにとどまったわけではなかったし、馬屋中門の「小間」は代家業務の事務室として使われていて、主屋の更新のさいにもこの小間が継承されたことをすでに述べた。

以上のように見ていくと、代家支配人の住宅は、住宅兼事務所兼宿泊施設であったと見ることができよう。かりに検見人を江戸時代下の藩の役人、小作米徴収を年貢納入と置き換えれば、江戸時代の名主や肝煎とほぼ同等の役割を持たされていたのである。このような職務や前述のように代家支配人に在村小地主が登用されていたことから、代家支配人の住宅には、本間家の影響のもとに、結果として庄内地方における上層農家の形式が採用さ

れていたものと考えられる。

８．まとめ

以上、三家の復原的調査から、少なくとも江戸時代後期より代家支配人の家が座敷や玄関・湯殿を持つ造りであったことを確認した。なかでも川北地域の代家頭であった荘司家の更新過程に関わる史料を取り上げ、住宅の更新過程を検討し、小間や座敷空間が継承されていることを明らかにした。これを受けて本間家検見人を迎え受ける施設であった代家支配人の家が、接客のために相応の造りを必要とし、結果として本間家が代家支配人の住宅の接客空間に大きな影響を持ち、上層農家の形式が採用されたことを考察した。

本稿で取り上げた本間家代家支配人の住宅は、全体の数を考えればもとより十分な遺構数とは言えないが、大要は以上で把握できたものと考えられる。

註及び参考文献

1「代家」は辞典類にはないが、語源が同じと見られる「田屋」は「本宅と離れた遠方の田地を経営するために設けた建物。（後略）」と解説されている。『国史大辞典』第9巻、吉川弘文館、1988年、p.309

2 代家支配人は60家程度が登用されていたが、その現存状況調査を平成8年に遊佐町教委と地元郷土史家の協力のもと、電話等で実施した。この結果、すでに建て替えた家や調査拒否を除き、復原調査を行ったのが４遺構である。

3 工藤定雄編『酒田市史』史料編第５集、酒田市、1971年

4 佐藤三郎『酒田の本間家』中央書院、1972年

5 細貝大次郎「千町歩地主－本間家の地主経済構造－信成合資会社の構成と推移－」『土地制度史学』Ⅰ-3、土地制度学会編、御茶の水書房、1959年4月

6 真島久治郎「本間家の代家振舞」『方寸』2号、酒田古文書同好会、1968年3月

7『酒田市史』改訂版上巻、酒田市、1987年、p.571

8 前掲「千町歩地主－本間家の地主経済構造－」

9 前掲「本間家の代家振舞」所収の慶応4年の墨附による。

10「南北代家差配人履歴下調」（大正4年10月）『本間家所蔵資料集』第4集上、社経研究会、1957年、p.23

11『本間家所蔵資料集』補遺、社経研究会、1962年、p.3

12『酒田市史』改訂版下巻、酒田市、1995年、p.374

13 大場正己『本間家の俵田渡口米制の実証分析』御茶の水書房、1985年、p.128。なお信成合資会社とは、本間家が明治40年（1907）に創設した自家の土地経営会社である。

14 川北代家頭を務めた荘司勝彦氏によれば、代家が土地常住であったとし、支配人に転勤があったとする。また鎌形勲氏は『山形県稲作史』農業総合研究所、1954年、のなか

で、「代家心得書」より代家の格式は支配人の上であった如きだとする。これについては今後の課題としたい。

15 中村政則『労働者と農民　日本近代をささえた人々』小学館、1998年（初版1976年）、p.68、に「差配制度」の語がみえ、「蒲原平野の巨大地主はみな、明治二〇年代には大地主－差配－小作農民という重層的な小作人支配機構をつくりだしていた」とされる。

16 前掲『酒田市史』史料編第５集、p.667、に所収

17 現在も本間家の名義であるという。これまでの調査では内部を実見していない。

18 正面・下手側面・上手側面の三方がせがい造。しかし下手側面は軒の出が短い。

19 同家では現在「佐治郎」を用いるが、小松村に同名の家がないことや、史料が同家の襖裏張りから出ていることから考えて、同じとみてよいだろう。

20 前掲「本間家の代家振舞」所収

21 平成10年9月に登録。

22 同家土門ゆき氏からの聞き取り。湯殿は痕跡調査からも推定できた。

23 土台を用いないこと、柱の省略、和釘使用などからの判断。

24 前掲「南北代家差配人履歴下調」に当家の賞与記録が載る。

25 庄内平野を最上川で二つに分け、川北、川南と呼ぶ。現当主の勝彦氏は若くして家督を継ぎ、農地解放まで実際に本間家川北代家頭の職にあたっていた。

26 先代の修理之助が昭和12～13年頃に建てたという。一階に八畳間二室、二階に八畳間一室があった。屋根は木羽葺であった。

27 荘司勝彦氏よりの聞き取り。

28 聞き取りのほか、改築前の古写真で馬屋中門があったことが確認できる。

29 馬屋柱の墨書。昭和49年の土間部分改築時に、馬屋柱の大引差口より発見され、当家に保管されている。建物の造作は洋釘でなされており、構造手法からも墨書の建築年は妥当と考えられる。

30 この他に家相を見る方位盤などもあるが、その他の建築関係史料は見つかっていない。

31 流派は清の４代皇帝康熙（1654-1722）の伝とする。

32 史料の南東隅に描かれている木小屋は現在ない。

33 異なる点としては、北東に建つ味噌蔵の建築年がAとBで１年異なるほか、敷地の形は間口が狭くなり北東隅の切り欠きがなくなっている。

34 Cの図で一部が重なって描かれた二棟の平面は、同形かつB図と同様の平面なので、前身主屋が描かれていると見なせる。これを見る限り、曳家や移築する計画であったことが考えられるが、東側に「旧堰埋立ハ新棟落成ノ後追々ニ取掛ル事」とあって、主屋は新築する計画であったことがわかる。前身主屋が描かれたのは家相師が見立てをするにあたり、便宜的に前身主屋の平面図を用いたものと考えられる。

35 ABCの三図のうち、Aの平面は上座敷に相当する部屋の北縁側のさらに北に、土縁の

ような幅半間ほどの空間が描かれているが、これはBCにはない。この他はABCともに同じ平面であることから、相違するのは誤記か、または付庇のようなものを描いたためと考えられる。

36 床の間が東を向くのは北側に鳥海山を借景とした庭園があり、座敷空間は庭園と密接に関わって創られたためと考えられる。現在の築山庭園の作庭は現主屋と同時期のようであり、Bの史料には「旧仮山水」(枯山水の意か)と記されている。

37 現在も基礎跡が残っており、規模を確認できる。

38 夫喰貸、火災貸、震災貸などがあった。「小作関係書類」前掲『本間家所蔵資料集』補遺、p.10に所収。

39 白木小三郎「「中門造」民家の間取について」『住居学』4号、大阪市大家政学部紀要、1956年、ほか

40 志田家、土門家ともに、聞き取りでは事務を執った特別の部屋はないという。土門家は中門取付入隅部に「ヘヤ」が復原されるが、ここは使用人部屋であったいう。

41 前掲『労働者と農民　日本近代をささえた人々』、p.68

41 検見については「信成合資会社小作人心得書」(明治45年)のうち第三章の「稲毛見ニ関スル件」が詳しい。前掲『本間家所蔵資料集』補遺、p.20に所収。

43 遊佐町上大内野目のもと代家であった三村昭治氏による。

結　語

１．本研究の果たしたところ

本研究では庄内地方をフィールドとして、単なるモノグラフに留まらずフィールドワークの過程そのものから生じた多様なテーマを、個々に史的に掘り下げて考察していくことで、復原的史観をベースとしながら、その集積で民家の総体的に捉えようとした。従来の民家史研究で半ば目的化している復原編年研究は、第１部第１章で軽く触れただけである。この作業を通じて、編年研究による形成史・変遷史研究の領域から民家史研究を開放し、民家史研究の方法論をも再考しようと試みた。

設定した各テーマは、庄内地方という地域的枠組みを越え、全国的に見ても重要な問題となるものもある。それを考察することは、大きな目標ではあるかもしれないが、筆者の力量や実証性を考えても、ひとまずこのようなフィールド別の研究は依然として有効であろうと思われるし、現場性、地域性こそが、民家を住まいの場の総体として捉えようとするときに、大きなテーマとなってくると考えられる。扱ったテーマは、中門造の意味を問うものであったり、大地主本間家の田畑管理人施設、特徴的な鏡梁を用いる小屋組、民家形式の伝播、等々で、それら各メルクマールを一元的に体系化できるものではないが、たとえ一つの特定の地域であったとしても、掘り下げるべき多様な問題をはらんでいることは示すことができたと思われる。

本論では庄内地方民家のモノグラフを描くことが大局的な目的でないが、もちろんそれを果たすことも責務であろう。住まいの総体を描いていく作業の途上に、良質なモノグラフが必要となる場合も多々あると思われる。民家史学、あるいは建築史学そのものが専門的に細分化されつつある現在、常に学問の全体性を保ち、どれだけリアリティーを持って歴史を記述できるかが問われている、と私は思う。

２．今後の民家研究の課題

今後の民家研究にとって、つぎのことが課題となっていると思われる。これらのうちには、すでに大河直躬、宮澤智士らによって20年も前に指摘されていることもあるが、まだ課題解決をみていない事項もある。

・調査資料の整理公開

調査資料とは、全国各地でなされてきた民家調査の資料、具体的には実測野帳、写真、調書などであるが、これらは既に失われてしまった家のものも多数あり、これらの資料を体系的に保管し、ゆくゆくは公開していくこともきわめて重要であろう。これは大河直躬がすでに30年前に指摘[1]していることである。

・調査基準の再整備

民家の調査基準はすでに30年前に示された『民家の見かた・調べかた』がある。しかしながら事実上調査のやり方を記したものはこれ以降なく、多様な近代の民家や新しい視点に

基づく調査研究に対応しがたくなっている。またこれまでの研究成果による編年指標などが、個々人の能力・努力によってのみ発揮され、学問全体として一定の指針となるべきものがない状態である。『民家の見かた・調べかた』以降の研究成果を取り入れた調査基準の再整備が必要であろう。

・保護の強化

いうまでもなく民家研究が常に向き合わなければならない問題で、筆者も多くの壁につきあたっている。民家研究の基本はモノ学である。民家が着実にその数を減らしている状況下にあって、研究者の社会的な働きかけもまた重要な責務である。最終的には、民家をめぐる保存と活用に、どのように学問として貢献ができるかが、民家史研究者にとって今後の大きな課題となろう。

３．謝辞

本学位論文は早稲田大学に提出したもので、中川武教授の指導を受けた。中川先生には大学院に入る以前から建築を捉える視線に、著書や講演を通じて新鮮さを感じていた。幸い博士後期課程３年間の短い期間であったが、研究室に入り先生の指導を受けることができたのは、とても良かったことであった。またこの研究室での木割ゼミナールや、研究活動を根幹として、さまざまな人たちと交流出来たことは私の人生にとって大きな糧となった。とくに先輩であった中谷礼仁さん、米山勇さんや、唯一の同期生であった小野邦彦さんからは、研究の方法論の大切さを教わった。

宮澤智士先生には、本論文で何度も取り上げた平津榊原家(旧大組頭斎藤家)住宅の保存修理で、実務から学問領域まで大変お世話になった。しかしながらこれに留まらず、中国山東省青州市での民家調査、鳥取智頭町の石谷家調査、北海道留萌の佐賀家ニシン番屋の調査、等々、実に数多くの調査研究のお手伝いをさせていただくことになり、先生からは、モノの見方、モノ学の大切さと、その実践の尊さを教わった。この学恩は言葉に尽くせない。

工学院大学時代には山崎弘先生、伊藤ていじ先生から教えを受け、民家に目覚めるきっかけを頂いた。そして日本民俗建築学会での活動へと導かれた。

山形庄内での現地調査では、遊佐町の高橋石雄さんに非常にお世話になった。この人なくては筆者の調査研究は全く成り立たなかった、とさえいえる。炎天下から吹雪のなかまで、嫌な顔一つされず調査する民家へと導いて下さった。また遊佐町教育委員会の故金野行男さんにも青山家の調査で非常にお世話になった。各戸の家の調査では、お住まいの各家族の方々に心よく御協力いただいた。

このほか、もう10年以上も調査研究にさそって頂いている平山育男さんには、和歌山県橋本市の調査も含めて、実にお世話になっている。調査研究の奥深さと楽しさはこの人から教わったとさえいえるほどである。今回の学位審査では副査をお引き受け頂いた。その

ほか、鳴海祥博さん、木村勉さん、大野敏さん、藤川昌樹さん、津山正幹さん、寺沢一人さん、安井妙子さんからは、常々私の研究に貴重なアドバイスと励ましをいただいた。また妻の金出ミチルには、遅々として進まない研究を日頃から暖かく支えて貰った.

以上の数多くの方々に心より御礼申し上げたい。

註及び参考文献

1 大河直躬「現在の民家研究の方向」『建築雑誌』所収、1966年1月